横手市歴史文化遺産保存活用地域計画

～文化財保存活用地域計画～

令和３年７月　認定

令和７年２月　変更

秋田県横手市

はじめに

横手市歴史文化遺産保存活用地域計画は、平成３１年４月の文化財保護法の改正により創設された「文化財保存活用地域計画」制度に基づき策定したものであります。横手市内に残る多様な歴史文化遺産の保存・活用を進める上での、マスタープランかつアクションプランと位置付けております。

この計画では、文化財保護法で規定する「文化財」に加え、食文化や伝承をはじめとする多様な文化的所産を、「歴史文化遺産」として幅広くとらえております。さらに、地域に根付く伝統や魅力を示すテーマに基づいた歴史文化遺産のまとまりを示す「地域遺産」を６件設定したほか、多様なテーマに沿った歴史文化遺産が集積する範囲を歴史文化遺産保存活用区域として２件設定するなど、歴史文化遺産が所在する地域の特徴も考慮した計画としております。

横手市ではこれを契機に、本市が従来から進めている地域振興や観光振興に係る施策と、歴史文化遺産の保存・活用に関する連携をこれまで以上に強化してまいります。

結びに、本計画の策定に際しご尽力、ご助言をいただいた「横手市歴史文化遺産保存活用推進協議会」の皆さまを始め、貴重なご意見やご提言、資料のご提供をいただきました皆さまに深く感謝申し上げます。

令和３年１０月

横手市長

高橋大

目次

序章……1
1. 計画作成の背景と目的……1
2. 計画期間……1
3. 計画の基本的な方向性……1
4.「歴史文化遺産」の定義……2
第1章 横手市の概要……3
1. 自然的・地理的環境……3
1-1 横手市の位置・面積……3
1-2 地名……3
1-3 地形・地質……5
1-4 気候……7
1-5 生態系……8
1-6 景観……9
2. 社会的状況……10
2-1 市の沿革……10
2-2 人口動態……11
2-3 産業……11
2-4 土地利用……13
2-5 交通……13
2-6 社会基盤の形成……14
3. 歴史的背景……17
3-1 原始（旧石器時代 - 古墳時代）……17
3-2 古代（飛鳥時代 - 平安時代）……17
3-3 中世（鎌倉時代 - 安土桃山時代）……21
3-4 近世（江戸時代）……22
3-5 近現代（明治時代 - 現在）……26
第2章 横手市の歴史文化遺産の概要……30
1. 横手市内の指定等文化財……30
2. 未指定の歴史文化遺産の分類基準……31
3. 類型ごとの歴史文化遺産の特徴……33
第3章 横手市の歴史文化の特徴……48
1. **環境** 豊富な自然環境を基盤に培われた横手らしさ……51
1-1 山と川のあるまち……51
1-2 自然環境や災害に対応した工夫……51
1-3 雪とのたたかいと共生……51
2. **歴史** 横手城を核とした平鹿郡の一体的な歩み……52
2-1 各地で語り継がれる伝承や伝承地、地名が示す歴史の重層性……52
2-2 統治者が選んだ横手市域と幻の藩都構想……52
2-3 小野寺氏と佐竹氏が形成した横手地区を拠点としたまとまり……53
2-4 近世に由来する集落やその特性……53
2-5 街道と河川の整備に起因した経済の発展……53
3. **伝統文化** 近世に由来する各地の特性や四季の暮らし……53
3-1 連綿と続く歴史と人の営みが生み出した多様な歴史文化遺産……53

3-2 それぞれの自然環境のもとで育まれた伝統文化……54
3-3 世代を超えて受け継がれる農耕や祭礼に係る行事や民俗芸能……54
3-4『雪の出羽路 平鹿郡』などが示す現代との共通性……54
第4章 横手市の地域遺産（関連文化財群）……56
1. 地域遺産の概要と設定の考え方……56
2. 横手市の地域遺産……56
地域遺産① 市域北部及び西部に息づく古代の足跡（表3）……59
地域遺産② 中世城館を基盤とした地域拠点の成立とまちづくり（表4）……64
地域遺産③ 雄物川流域の河川交通の整備と多様な文化の流入（表5）……69
地域遺産④ 横手盆地を取り囲む信仰の山々（表6）……73
地域遺産⑤ 豪雪地帯の暮らしと食文化（表7）……77
地域遺産⑥ 近世由来の伝統文化とコミュニティ（表8）……82
第5章 歴史文化遺産及び地域遺産の保存・活用に関する方針……87
1. 前提条件の整理……87
2. 既存の調査の概要……88
3. 歴史文化遺産及び地域遺産の保存・活用に関する課題……91
4. 既存計画との関連性……93
5. 歴史文化遺産及び地域遺産の保存・活用に関する方針……102
6. 横手市の歴史文化遺産保存活用区域……106
6-1 歴史文化遺産保存活用区域の設定の考え方……106
6-2 横手市の歴史文化遺産保存活用区域……106
（1） 羽州街道歴史文化遺産保存活用区域（表9）……108
（2） 雄物川歴史文化遺産保存活用区域（表 10）……118
第6章 保存・活用に関する措置……126
1. 歴史文化遺産の保存・活用に関する措置……127
2. 地域遺産の保存・活用に関する措置……128
地域遺産①「市域北部及び西部に息づく古代の足跡」に関する措置……129
地域遺産②「中世城館を基盤とした地域拠点の成立とまちづくり」に関する措置……130
地域遺産③「雄物川流域の河川交通の整備と多様な文化の流入」に関する措置……132
地域遺産④「横手盆地を取り囲む信仰の山々」に関する措置……133
地域遺産⑤「豪雪地帯の暮らしと食文化」に関する措置……135
地域遺産⑥「近世由来の伝統文化とコミュニティ」に関する措置……137
3. 歴史文化遺産保存活用区域における措置……139
「羽州街道歴史文化遺産保存活用区域」に関する措置……139
「雄物川歴史文化遺産保存活用区域」に関する措置……141
4. 措置の一覧……144
第7章 計画の推進体制と進捗管理……158
1. 計画の推進体制……158
2. 進捗管理と自己評価……161
巻末資料……162
1. 既存の調査一覧……162
2. 調査の進捗状況……171
3. 本計画で使用した地域及び地区の区分……172

この計画について

計画について

・本計画は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 183 条の 3 で規定する横手市における文化財等（歴史文化遺産）の保存及び活用に関する総合的な計画（文化財保存活用地域計画）として作成したものであり、本市の歴史文化遺産の保存・活用を進めていくための基本的なマスタープランかつアクションプランである。

・本計画は、「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」（平成 31 年 3 月 4 日　文化庁）に基づき作成し、計画名称は、「横手市歴史文化遺産保存活用地域計画」とした。

・本計画では、上記の「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」について、「指針」と表記する。

・本計画では、文化財保護法第 2 条等で規定する分類に基づくものを「文化財」と呼称する。また、この分類に基づかない文化的所産を、「文化財」とあわせて「歴史文化遺産」と呼称する。

・「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」に基づく「関連文化財群」及び「文化財保存活用区域」について、本計画では「関連文化財群」を「地域遺産」、「文化財保存活用区域」を「歴史文化遺産保存活用区域」と読み替えて設定した。

計画の作成にあたって

・本計画の作成事業は、平成 30 年度から令和 2 年度にかけて横手市が文化芸術振興費補助金（国補助）を受けて実施した。但し、平成 30 年度から令和元年度にかけては横手市歴史文化基本構想策定事業として実施した。
平成 30 年度：文化芸術振興費補助金（文化遺産総合活用推進事業）国庫補助金
令和元年度：文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業）国庫補助金
令和 2 年度：文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業）国庫補助金

・本計画は、文化庁地域文化創生本部広域文化観光・まちづくりグループの指導・助言を得ながら、横手市歴史文化基本構想策定委員会、横手市歴史文化遺産保存活用推進協議会での検討及び意見に基づき、横手市が作成した。

計画中の共通事項

・本文中で表記する「本計画」とは、「横手市歴史文化遺産保存活用地域計画」を示す。

・歴史文化遺産の名称について、指定等の措置が図られたものは、指定等名称を優先して記載している。

・本計画では、歴史文化遺産の分類にあたり、市内を8地域 32 地区に区分し、取りまとめを実施した。ここでいう「地域」は、平成 17 年（2005）に合併する以前の市町村を単位とし、「地区」は原則として、明治 22 年（1889）の町村制施行時の町村を単位としている。区分の詳細は「巻末資料 3.」に掲載している。

・本計画中の図版には、『横手の歴史　横手市史（普及版）』（2012　横手市）や、本市が進めるふるさと学習「横手を学ぶ郷土学」の手引きとして発刊した『よこてだいすき』（2017　横手市教育委員会）で使用した図版の一部を引用し、加筆修正している。

・年代区分の方法は、政治史や文化史、考古学など各学問分野のほか、地域によって多様な観点があるが、本計画においては、『横手の歴史　横手市史（普及版）』や既存計画などを参考に、次頁の基準により分類した。

年代区分の方法

三分法的区分	年代（時代）区分		西暦	和暦	主な出来事
原始	旧石器				- 約 14000 年前
	縄文	草創期・早期			約14000 - 6000年前
		前期			約6000 - 5000年前
		中期			約5000 - 4000年前
		後期			約4000 - 3000年前
		晩期			約3000 - 2300年前
	弥生				約2300年前 - 3 世紀中頃
	古墳				3 世紀中頃 - 6 世紀頃
古代	飛鳥		593-710	- 和銅 3	593 推古天皇即位
	奈良		710-794	和銅 3 - 延暦 13	710 平城京遷都
	平安	前期	794-930	延暦 13 - 延長 8	794 平安京へ遷都
		中期	930-1086	延長 8 - 応徳 3	930 藤原忠平摂政就任（摂関政治成立へ） 1083-87 後三年合戦
		後期	1086-1185	応徳3 - 元暦2	1086 白河上皇、院政開始
中世	鎌 倉		1185-1333	文治元 - 元弘3 （正慶2）	1185 源頼朝、 文治の勅許により守護・地頭を設置
	室町	前期 （南北朝）	1333-1392	元弘3 - 元中9 （正慶2 - 明徳3）	1333 建武の新政（鎌倉幕府滅亡） 1336 南北朝分裂 1392 南北朝合一
		中期	1392-1467	明徳3 - 文正2	
		後期	1467-1573	応仁元 - 元亀4	1467 応仁の乱
		（戦国） 安土桃山	1573-1603	天正元 - 慶長8	1573 足利義昭、京都追放（室町幕府滅亡） 1590 豊臣秀吉、奥州平定により国内統一
近世	江戸	前期	1603-1661	慶長8 - 万治4	1603 徳川家康征夷大将軍に任命
		中期	1661-1751	寛文元 - 寛延4	
		後期	1751-1830	宝暦元 - 文政 13	
		末期	1830-1868	天保元 - 慶応4	
近代	明治	前期	1868-1881	明治元 - 明治 14	1868 明治改元
		中期	1882-1896	明治 15 - 明治 29	
		後期	1897-1912	明治 30 - 明治 45	
	大正		1912-1926	大正元 - 大正 15	1912 大正改元
	昭和	前期（戦前）	1926-1945	昭和元 - 昭和 20	1926 昭和改元
現代		中期	1946-1964	昭和 21 - 昭和 39	
		後期	1965-1989	昭和 40 - 昭和 64	
	平 成		1989-2019	平成元 - 平成 31	1989 平成改元
	令 和		2019-	令和元 -	2019 令和改元

※和暦に（ ）内の表記は南朝年号

・年代区分の方法は、本計画においては『横手の歴史　横手市史（普及版）』や既存計画などを参考に分類した。

～定期市（朝市）～

矢口高雄『ふるさと』より

横手出身の漫画家 矢口高雄（1939-2020）の描いた「マンガ原画」には、様々な本市の風景や風俗が描かれている。作品でも描かれた江戸時代に起源のある本市の朝市は、旬の産物や情報や文化が行き交い、町の発展の基礎を築いてきた。現在も3地域で朝市は継続している。

序章

1. 計画作成の背景と目的

横手市は、豊かな自然環境に恵まれた歴史と文化が息づくまちである。市の西部を流れる雄物川と、東部を貫く羽州街道を基盤に人・物・文化が行き交うことで、新しい情報と融合しながら独自の文化が洗練され、多くの「歴史文化遺産」（文化財及び有形無形の文化的所産）も生み出された。今日目にする多様な歴史文化遺産には、地域コミュニティの形成や維持に寄与してきたものや、生まれ育った人々のアイデンティティを示す例も多くある。

歴史文化遺産は多様な要素を凝縮している。例として、本市が「歴史まちづくり」を進める契機となった重要伝統的建造物群保存地区である増田の町並みは、民家や社寺などの建造物のほか水路や樹木、さらに地割を含め一体となって地域の歴史の歩みや特性を物語っている。このように歴史文化遺産は、単独で価値があるものばかりでなく、まとまりとしてとらえ、相互の関係性を明らかにすることで、多面的な地域固有の特性を知る手掛かりとなりうるほか、地域に根付く伝統や魅力を伝える視覚的な要素となる。これは、まちづくりや観光振興の面でも強力なツールになり、地域連携を創出する契機にもなりうる。増田の町並みに関する取組みは、身近な存在ゆえに見落としがちでありながら、歴史文化遺産は地域特性やこれを端的に示す訴求力を持った存在であることの証左となった。

一方で、実利的な価値が弱く市内外からの認識も高まらない歴史文化遺産の中には、後継者不足や管理環境等の課題から次世代への継承は重要視されず、持続そのものが困難になり、それらが呈する地域固有の特性である「地域らしさ（地域特性）」とともに消失する例も多い。また、歴史文化遺産個々の価値付けと保存が重視される一方で、歴史文化遺産が生み出された背景となる地域の歴史文化や、人々や地域に息づく「地域特性」への認識は深まってこなかったことから、これらを活かした環境づくりや社会づくりに結び付いている事例はまだ少ない。

このため、第2次横手市総合計画のうち、主として施策 2-5「よこての伝統文化の継承と再発見」に基づき、本市が歴史文化遺産の保存・活用を進めるにあたってのマスタープランかつアクションプランとして本計画を進めることで、本市が従来から進めている地域振興や観光振興に係る施策と、歴史文化遺産の保存・活用に関する連携をこれまで以上に強化するために、文化財保護法に基づく横手市歴史文化遺産保存活用地域計画の作成を行うこととした。

2. 計画期間

計画期間は、令和 3 年（2021）度から令和 10 年（2028）度までの 8 年間とする。

※令和 12 年（2030）度に予定する第3次横手市総合計画後期基本計画の改訂及び令和 10 年（2028）度に予定する関連計画である横手市歴史的風致維持向上計画の改訂を踏まえた期間として設定した。

3. 計画の基本的な方向性

本計画では、まちづくりや郷土の学びにおいて重要なものを中心に、本市の歴史文化と歴史文化遺産との関連性や、歴史文化遺産のまとまりが物語る「地域に根付く伝統や魅力」を明らかにするとともに、本市の文化財行政や歴史まちづくりを進めていくための基本的な方向性を定めることで、時代の変化に即したこれからの歴史文化遺産の把握から保存・活用に至る多様な課題に対応していくための環境づくりを図る契機としている。

また、本計画では、一定のストーリーに沿った歴史文化遺産のまとまりを利用して地域の特性を知るための素材としているほか、こうした歴史文化遺産が集中する一定の区域を設定し、「横手市歴史的風致維持向上計画」や「横手市増田まんが美術館を中核とした地域資産活用地域計画」などの取組みを円滑に進めていくための基盤を強化することも意図している。本計画を進めていくことで、歴史文化遺産の把握のほか、保存･活用を進めやすい環境づくりが行われ、なるべく多くの歴史文化遺産を保存・継承し、本市が従来から進めている地域振興や観光振興に係る施策と連動しながら、個々の特性に応じた可能な範囲での活用につながることが見込まれる。

◎本計画の方向性

歴史文化遺産の保存・活用を進めていくための持続可能な「システム（基盤）づくり」の再構築

（1）歴史文化遺産を保存・活用しやすい環境づくり

・本計画をマスタープランとして位置付け、文化財行政を進めていくための基盤づくり。

・歴史文化遺産の保存・活用と社会教育や地域振興、観光振興などとの連携など、従来から実施している取組みを明文化することによる、歴史まちづくりの進め方の定義づけと推進体制作り。

・保存や活用を進めるにあたっての情報や手法、困りごとを気軽に相談できる環境づくり。

（2）総合的把握を基に横手市の歴史文化の特徴を明らかに

・把握や詳細調査の推進と、積極的な文化財指定を視野に入れた措置の設定。

・歴史文化の特徴を基にした「地域に根付く伝統や魅力」を示すテーマに基づいた地域遺産の設定。

・多様なテーマに沿った歴史文化遺産が集積する範囲を基にした歴史文化遺産保存活用区域の設定。

（3）観光振興や地域振興等に関する取組みとの連動を強化し、地域の特性を活かしたまちのブランド力向上

・地域遺産を、地域を知る学びの教材として保存・活用し、学校教育や社会教育、地域振興等の取組みと連動。

・歴史文化遺産保存活用区域において、関連計画と連動した文化観光等の推進による観光振興。

4.「歴史文化遺産」の定義

●「歴史文化遺産」の定義

本計画では、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第2条等で定義する「文化財」の6つの類型（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群）に基づき分類を実施している。このほか、市内には必ずしも「文化財」に該当しないものの、歴史的価値を有する有形無形の文化的所産が存在する。例として史実的な根拠が明らかではないものの、長きにわたって当該地に伝わる「伝承地」や「民話」「郷土食」など、人の活動や思考、口承にまつわる精神文化や生活文化、娯楽がこれにあたる。これらは文化財保護法や地方文化財保護条例に基づく指定等の対象とならない場合が多い。しかし、こうした多様な文化的所産は、「文化財」と同様に連綿と続く人々の営みから育まれたものであり、本市の歴史文化を考察するうえで欠くことのできないものが多くある。

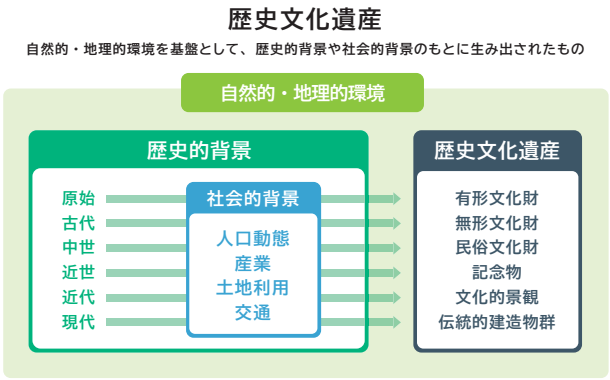

歴史文化遺産の生み出された背景

このような精神文化や生活文化などの文化的所産について、本計画では「歴史文化遺産」として定義し、既存の6類型に当てはめた。「歴史文化遺産」は文化財保護法で規定する「文化財」も包含するものであり、これにより「歴史文化遺産」は広義に解釈した「文化財」として幅広くとらえ、「文化財」と同等な存在として位置付けたうえで、市町村史や過去の公的な調査から一定の集積や整理を実施している。

「文化財」

学術的・芸術的・鑑賞的に優れ、文化財保護法で規定されるもの。

「歴史文化遺産」

文化財保護法で規定する「文化財」に加え、同法で規定されない伝承や食などの人々の営みや活動がもたらした、市民にとって身近な有形無形の文化的所産。広義な意味での「文化財」。歴史文化遺産であっても文化財に該当しないものは、指定等の対象とはならない。

用語の定義

第1章 横手市の概要

1. 自然的・地理的環境

1-1 横手市の位置・面積

横手市は秋田県の内陸南部、北緯 39 度 18 分、東経 140 度 33 分に位置する。東は奥羽山脈、西は出羽山地に囲まれた横手盆地の中央にあり、東西 45.4 ㎞、南北 35.2 ㎞、総面積は 692.80 ㎢である。市域には、奥羽山脈を源流とする成瀬川と皆瀬川が合流する雄物川と横手川が貫流し、豊かな水と肥沃な土壌により、国内有数の穀倉地帯が形成されるとともに、美しい田園風景が醸し出されている。

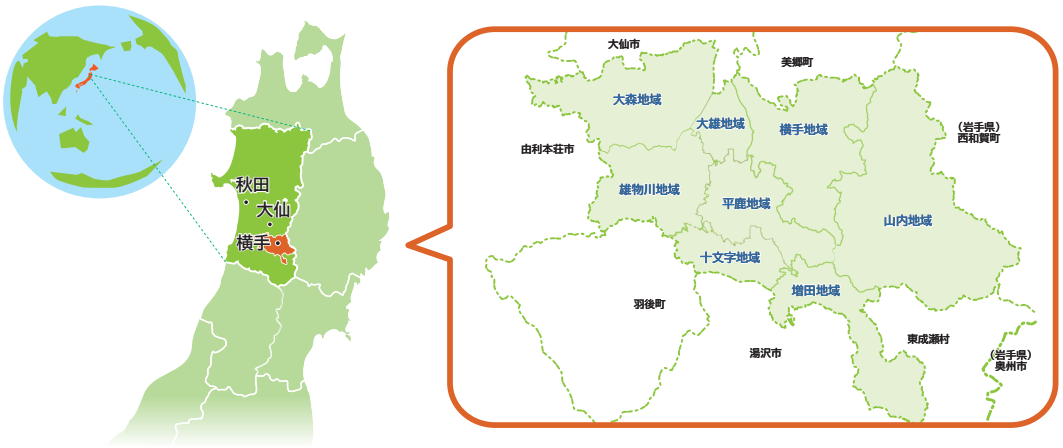

横手市の位置及び地域区分

1-2 地名

現在市内で用いられている地名は、ほとんどが近世までに定着したことが様々な古記録から確認される。特に文政年間（1818-1830）に菅江真澄（1754-1829）が秋田県内の各地を巡り記した地誌である『雪の出羽路』や『月の出羽路』に、このことが顕著である。長きにわたって伝わる地名のうち特徴的なものを述べる。語源についてはいずれも諸説ある。なお、地名は原則として現在ある大字・小字を挙げ、地区名を括弧で表記している。

1．アイヌ語起源とされる地名

東北地方には、アイヌ語に関連する地名が多いとされ、「ナイ」とつく地名は、アイヌ語で「沢・川」の意味があるという。市内にも狙半内（狙半内）、樽見内（浅舞）などの地名が残る。

2．口分田の名残とされる地名

天平宝字3年（759）に平鹿郡が設置されて間もない宝亀 11 年（780）には、蝦夷を除く農民は口分田の班給を受けていたことがうかがえる記述が『続日本紀』にあり、一ノ口（横手）などの地名はその名残とされる。また、余目黒川は、『和名類聚抄』にある平鹿郡余戸郷とされる。

3．開拓・開田伝承に係る地名

満徳長者と地福長者が、開墾する際にその拠点となる、いわゆる「四十八小屋」を置いたとされる地には、福小屋（朝倉）、太郎小屋、上小屋（いずれも境町）などの地名が残る。なお、両長者が住んだとされる地には長者森（朝倉）の地名が残る。

4．後三年合戦に係る地名

平安時代末期に清原家衡・武衡と源義家・清原清衡らが戦った後三年合戦は本市北部などが戦場となったとされ、関連する地名が多く残る。代表的なものに御所野、物見、権五郎塚、鞍石沢（以上金沢）、板杭、昼飯塚（以上沼館）、馬鞍（醍醐）がある。

5．中世城館や城下であったことを示す地名

中世に入ると地頭と土豪が地域一帯に中世城館を営んだ。これをうかがわせるものとして、土肥館（増田）や沼館（沼館）などの「館」の字を含む地名がある。

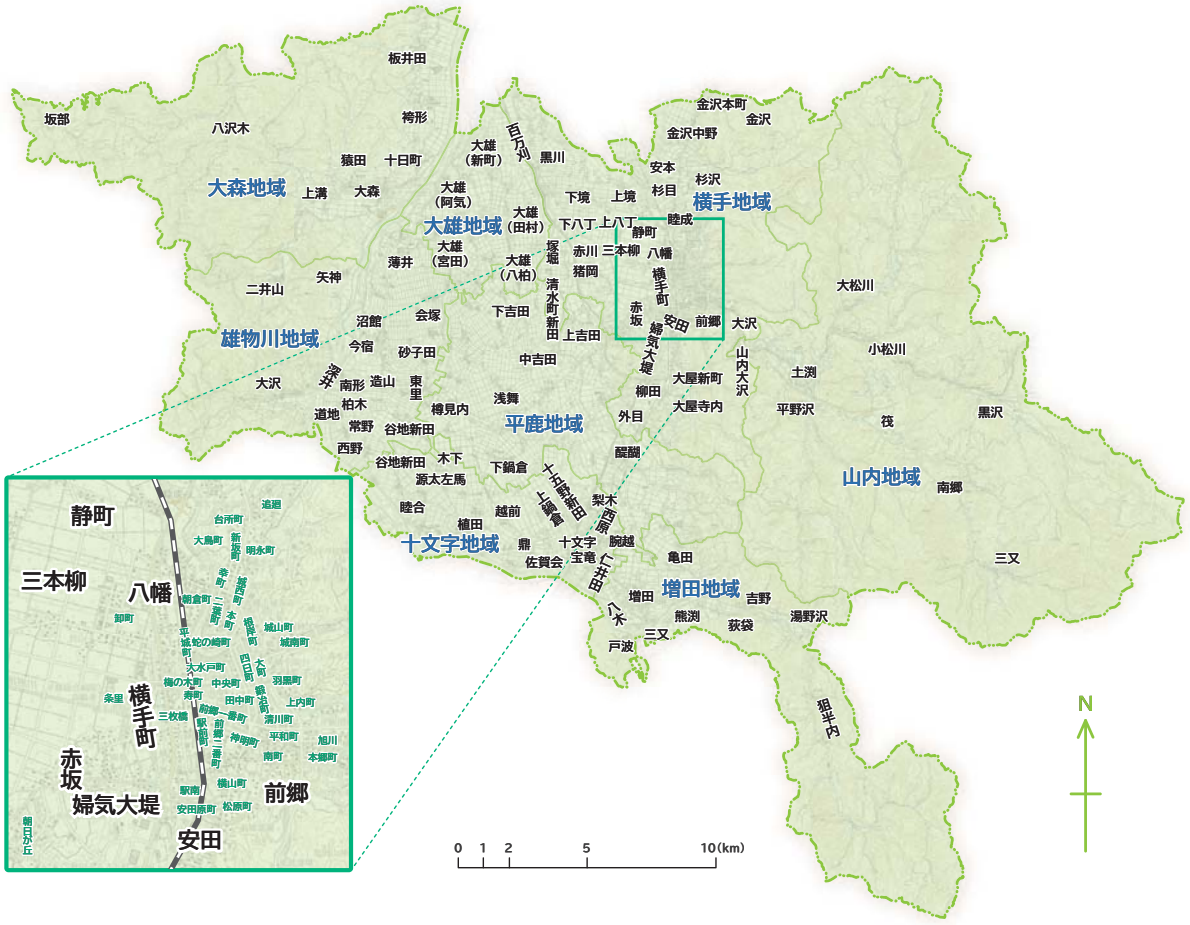

横手市の大字の分布

6．江戸時代の新田開発等に係る地名

江戸期に入ると佐竹氏が国替えで秋田に入り、初代義宣以降開墾が奨励された。このような新田開発に関連する地名には、下開（館合）、寺田新田（大沢）のほか、佐吉開（十文字）や文蔵開（田根森）など開拓者の人名が入るものがある。

7．稲作等に係る地名

古くから稲作を中心とした農業に適した土地であったことから、稲作にかかわる地名も多く、八百刈（境町）、千刈田（浅舞）などが残る。また、稲作に欠かすことのできない水に関連して「堰」（水路）や「樋」を含む地名が多く、大堰端（旭）、田村堰東（下吉田）、樋脇（阿気）などがある。このほか、本市は雄物川やその支流である横手川、皆瀬川、成瀬川とその旧流路が形成した自然堤防（微高地）上には湧泉等が多くみられ、清水町新田（旭）、平清水（浅舞）、横清水（植田）など「清水」のつく地名が多い。

8．地形に係る地名

特徴的な地名として「揃」（あるいは羽場）がある。崖や斜面の意味があるとされるが、市内では平地部の河岸段丘に沿って分布する。羽場下（増田）、揃（亀田）、菅生揃下（西成瀬）、中揃（浅舞）、揃大道西（三重）、下羽場（植田）などがある。また、大沢（横手）や湯野沢（西成瀬）など「沢」という地名も多い。山と川（水）があることがうかがえる地名であり、横手、大森、山内地域には多く存在するが、山のない大雄地域には「沢」のつく地名がない。

9．街道に係る地名

横手地域は、奥州街道から分岐した羽州街道が南北に走り、横手や十文字は脇街道の結節点であった。横手から角間川（大仙市）、大森、浅舞、山内方面へ向かう脇街道が東西に延び、十文字は、近世には羽州街道と浅舞方

面と増田方面とを結んだ街道が十字に交差していたために「十文字」と呼ばれた。ほかにも各地に街道下など「街道」や「海道」などを地名に含む場合も多くみられる。

10. その他特徴的な地名

その他特徴的な地名として歴史上の人物に関連したものがあり、坂上田村麻呂に由来する田村、将軍邸（以上田根森）や、住居表示後に消滅した地名として本多上野介正純の墓碑がある上野台（横手）などがある。定期市に関する地名も四日町（横手）や七日町（増田）、六日町後（浅舞）、五日町（大森）などに残る。このほか、ケダニ（ツツガムシ）由来の砂虱川原（睦合）や生贄伝承に基づいた十二牲（金沢）などの特徴ある地名が残る。

1-3 地形・地質

（1）概要

本市が位置する横手盆地は一級河川雄物川の流域であり、北東方向には仙北市と岩手県にまたがる秋田駒ヶ岳（1637 m）、東方向には東成瀬村を超えた岩手県に焼石岳（1548 m）、南東には秋田県と岩手県、宮城県にまたがる栗駒山（1626 m）などの火山があり、地形も急峻である。市域東部には市域最高峰の三森山（1102 m）、御嶽山（751 m）、小鈴森（757 m）、南郷岳（681 m）、大川目山（782 m）など奥羽山脈に含まれる山々があり、市域西部には保呂羽山（438 m）、三ッ森山（412 m）など低標高の山がある。横手盆地は南北に長く広がるが、その表面傾斜は東から西に傾いており、奥羽山脈から流れる皆瀬川、横手川などの支川から流出する土砂の堆積により、雄物川の流路を西部に押し出した形となっている。

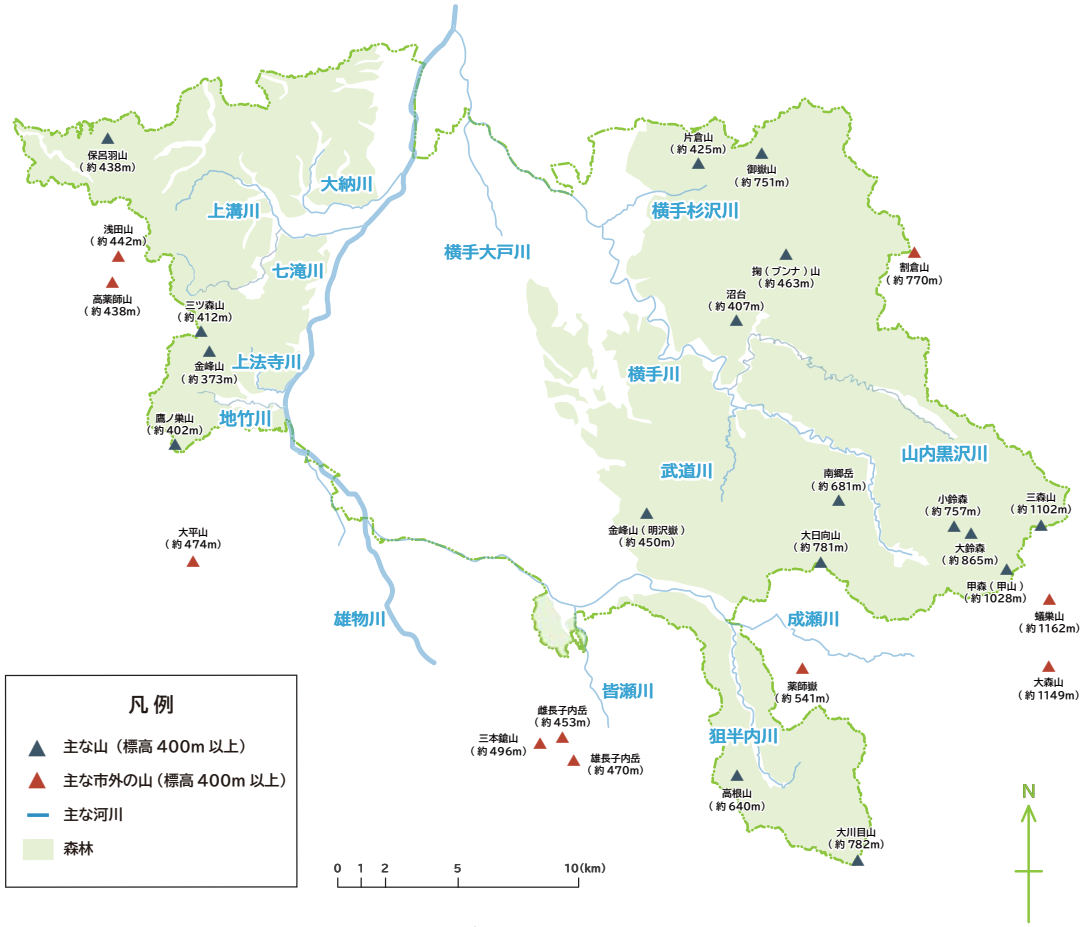

主な山と河川

河川は、秋田県・山形県境の大仙山（920 m）に源を発する雄物川と、東に位置する奥羽山脈に源を発する支川の横手川と皆瀬川が本市を貫流する。横手川は、山内地域で小支川の山内黒沢川と武道川が合流し、本市の中心市街地から横手盆地内を下り、小支川の横手杉沢川と横手大戸川が合流し、大仙市の角間川・藤木地区付近で幹川の雄物川に合流する。皆瀬川は、増田地域で小支川の成瀬川と狙半内川が合流し、湯沢市と本市、羽後町の境界付近で雄物川に合流する。雄物川は、横手盆地を北へ流れ、大仙市から秋田市市街地を流れて日本海へと注がれる。

（2）地形・地質

東北地方の大地形は、ユーラシアプレートが太平洋プレートにより西に向かって圧力を受けていることによって成立したとされる。

新生代第三紀中新世初期（約 2400 万年前）にユーラシア大陸の東端において活発な火山活動があり、それを契機とし沈降が始まり堆積物が海底に蓄積されるようになった。やがて沈降が隆起運動に転じ陸化することで奥羽山脈が形成され始めた。沈降の中心はさらに西に移動し、出羽山地が隆起しその後陸化、内陸盆地が海から隔離されるようになり「内陸湖盆」となった。新生代第四紀になると火山活動が活発化し鳥海山をはじめとする火山が形成されて、全体的に隆起が起こり盆地内も陸化する。これらにより、奥羽山脈と出羽山地間に横たわる東西 12 ㎞、南北 50 ㎞の横手盆地が成立した。

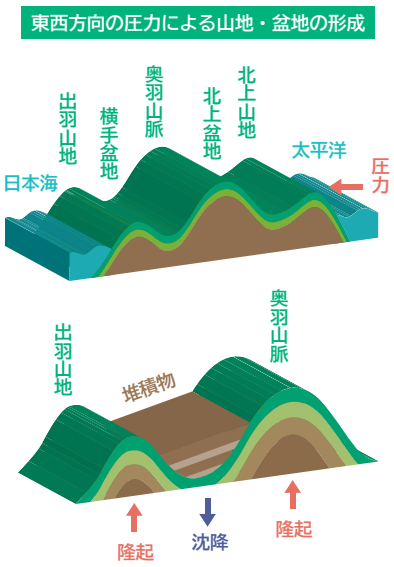

地形の形成概念図

横手盆地の東部の奥羽山脈は、500km に渡って東日本を南北に貫く急峻な脊梁のような山脈で、市域の最高峰である三森山（1102 m）や御嶽山（751 m）を含む。また、盆地西側の出羽山地は、稜線頂の平均値は 384 mの丘陵地である。盆地中央の平地部は、南東方の皆瀬川上流方向が高く、雄物川が盆地から流出するに従い標高が漸減する。そのため、奥羽山脈から西流する河川は、山地から平地に流れ出す谷口に複合扇状地を形成し、北西に向かって河岸段丘を作りながら流れる。そして、横手盆地中央部に自然堤防と旧河道を有する広域な氾濫平野（氾濫原）を生み出し、やがて横手盆地の西端を流れる雄物川に合流して北流する。

横手盆地内の地層は第四紀の沖積層が広がり、東西の山地には新第三紀の堆積岩と火成岩が広く分布している。一部に第四紀の火山活動による噴出物が見られ、奥羽山脈側には、中新世前期－中期の安山岩質火砕岩（いわゆるグリーンタフ）が玄武岩質火砕岩を伴って広がり、第四紀の沖積層の下に奥羽山脈との境界付近の断層によって落ち込んだ第三紀の地層が隠れている。横手盆地東縁の主な断層群は、北から順に白岩・六郷断層群、金沢断層、杉沢断層、大森山断層と呼ばれる。

このような地形・地質から、全体に西側に遷移しつつ氾濫を繰り返しながら流れる雄物川をはじめとする河川が、豊かな土壌とともに、盆地中央部には後に燃料として利用される泥炭の成因となる湿地帯を形成した。この広範囲に及んだと想定される湿地帯は、「鳥の海伝説」に伝わる田園地帯を生み出したほか、谷口の扇状地の扇端や河岸段丘底部には湧泉が確認され、平鹿地域では古くから豊富な水を利用した生業が育まれた。盆地東部のグリーンタフ層は、黒鉱などの豊かな鉱物資源を内包したために、吉乃鉱山に代表される鉱工業を支える一方で、同じ場所に潜む断層群が、明治 29 年（1896）の陸羽地震を例とする災害を繰り返しもたらしている。

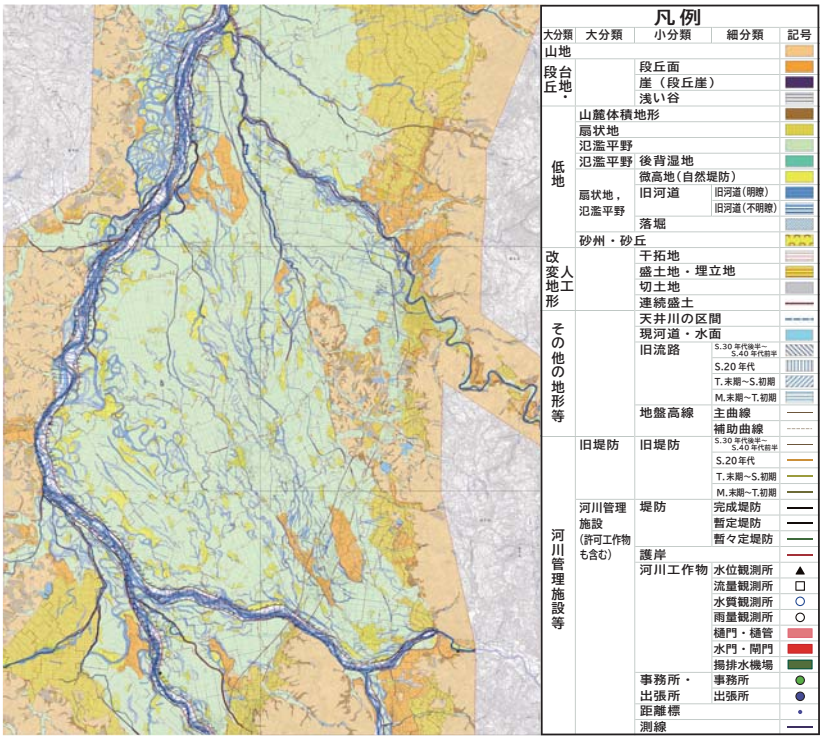

横手市の地形の概要
［治水地形分類図「角間川」「金沢本町」「浅舞」「横手」「西馬音内」「十文字」（国土地理院）を合成して作成］

（3）災害等

明治 27 年（1894）の
水害の様子

これまでに述べた地形や地質の特性から、この地方では度々直下型の断層の活動に伴う地震や河川の氾濫などの災害が記録されている。主な地震としては、明治 29 年（1896）の陸羽地震、大正3年（1914）の秋田仙北地震（強首地震）、昭和 45 年（1970）の秋田県南東部地震がある。陸羽地震では、横手盆地に被害が集中し、金沢村（金沢地区ほか）では死者7名、全壊家屋 159 棟、半壊 77 棟、大破家屋 261 棟などの被害があったほか、横手町（横手地区ほか）では死者1名、全壊家屋 30 棟、半壊 63 棟、大破家屋 199 棟、土蔵全壊 20 棟、土蔵半壊 52 棟などであった。この時、岩手県側を結んだ平和街道が不通となり、経済的な影響も生じた。また、秋田県南東部地震では増田地区の土蔵に被害が生じたほか、北上線の橋脚や橋台に被害が出ている。

雄物川や皆瀬川、中心市街地の中心を流れる横手川の氾濫による災害も度々起きた。雄物川では洪水が繰り返し発生し、時には村ごと流されたとも伝わる。詳細な記録の残る明治 27 年（1894）の洪水では、平鹿郡全域で溺死者 125 名、うち雄物川地域では溺死者 9 名、流失家屋 44 棟、全壊 5 棟、床上浸水 234 棟、床下浸水 259 棟のほか、水田や畑の被害は約 123ha、橋梁の流失や破損 874 箇所の被害があったほか、横手町では溺死者 106 名、流失家屋 177 棟、全半壊 197 棟、床上浸水 1161 棟、床下浸水 117 棟であった。このほか、昭和 22 年（1947）、昭和 40 年（1965）にも河川が氾濫した被害も記録されている。横手から雄物川や大森を結んだ横荘線も、昭和 40 年の氾濫で横荘線雄物川橋梁が被害を受け、営業を廃止する遠因となった。

和暦	西暦	災害の内容
享保17年	1732	享保の飢饉
寛保元年	1741	大火により170戸焼失
宝暦3年	1753	宝暦の大飢饉
天明2年	1782	天明の大飢饉
天保4年	1833	天保の大飢饉
明治27年	1894	成瀬川、雄物川ほか河川が氾濫。死者多数。橋梁の流出、家屋の損壊、浸水等被害が発生。
明治29年	1896	陸羽地震。仙北を震源とした地震が8 月23 日から発生し、8 月31 日8 時37 分M6.4 の最大震を観測。平鹿郡の死傷18名、負傷者111名、焼失1棟、全半壊1,709棟、破壊6,707棟のほか、道路、橋梁等に被害。
大正2年	1913	東北地方大凶作
大正3年	1914	秋田仙北地震。3 月15 日、仙北を震源としたM7.1 の地震が発生。平鹿郡で死者4 名、負傷者8 名、住家非住家全壊46 棟、半壊52 棟、破損890 棟の被害。
昭和6年	1931	東北地方大凶作
昭和9年	1934	東北地方大凶作
昭和20年	1945	横手町が7月15日と8月5日に空襲。8月14日吉乃鉱山爆撃。 8月23日大森町本郷で火災、62棟全半焼。
昭和22年	1947	7月の豪雨や9月のキャサリン台風による被害。沼館橋ほか橋脚の流失のほか各地で洪水が発生。
昭和26年	1951	4月9日大森町五日町で火災、46棟全半焼。
昭和30年	1955	6月の豪雨により各地の河川が増水し、橋の流出や堤の決壊、家屋の浸水等被害が発生。
昭和40年	1965	7月15日豪雨のため河川の氾濫、橋脚の流出や道路、堤防の決壊、家屋等浸水被害発生。横荘線雄物川架橋の橋脚が沈下した。
昭和44年	1969	横手川の氾濫により浸水家屋4,100棟、冠水耕地1,753ha。
昭和45年	1970	秋田県南東部地震で北上線の橋脚等に被害
昭和49年	1974	四八豪雪。最深積雪259cmは秋田地方気象台観測史上最高（旧観測方式）記録で、交通が途絶し自衛隊の救援を受けたほか、果樹を中心に甚大な被害が発生。
平成23年	2011	東北地方太平洋沖地震。3 月11 日三陸沖を震源としたM9.0 の地震が発生。市内では震度5 弱を観測。全域が停電となり、ライフラインに大きく影響した。

横手市の主な災害年表

1-4 気候

本市の過去 10 年間の平均気温は 11.4℃、年間降水量の合計の平均値は 1,791.8 ㎜である。奥羽山脈と出羽山地に囲まれ、海洋から全く遮断された盆地のため、典型的な日本海側の気候であり、気温に明瞭な季節変化がある。8 月の平均最高気温は 30.6℃と高く、盆地特有の高温多湿の気候である一方で、冬は北西の季節風が強く吹き、寒さが厳しく、1 月の平均最低気温は -4.3℃である。

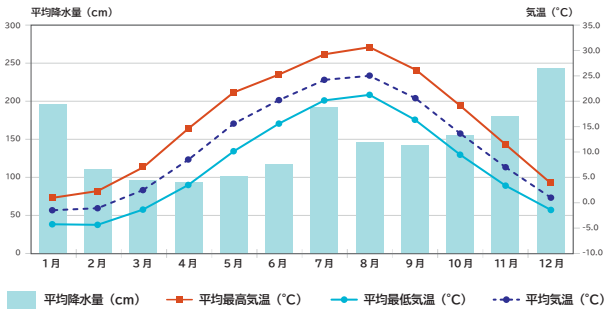

横手市の平均降水量及び平均気温
（平成 22 年 1 月～令和元年 12 月平均）

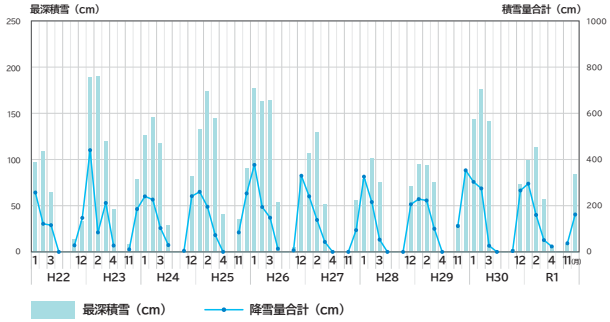

横手市の最深積雪と降雪量合計
（平成 22 年～令和元年）

冬季、低い出羽山地を越えて大陸から到達する湿潤な季節風は、高い奥羽山脈に遮られ当地に降雪をもたらす。平年の最深積雪は 140 ㎝程度であるが、俗に「48(よんぱち) 豪雪」と呼ばれる昭和 49 年（1974）2月 14 日の最深積雪は 259 ㎝を記録し、秋田地方気象台観測史上最高（旧観測方式）の記録で、平年の2倍に相当する積雪となった。短期間での積雪の増加により、家屋の倒壊や軒先にかかった雪庇（せっぴ）の落下による建物や人への被害、雪下ろし中の落下事故のほか、交通障害等の被害も生じている。大量の雪は、人々の生活に支障をきたす場合も多いが、反面、本市の自然環境にうるおいをもたらす貴重な水資源であるとともに、「かまくら」などの冬の伝統行事をはじめ、雪国特有の衣食住や文化を生み出すなど、雪にまつわる文化を育む源となっている。なお、令和3年2月5日には最深積雪 203 cmと観測史上最大を記録する大雪となった。

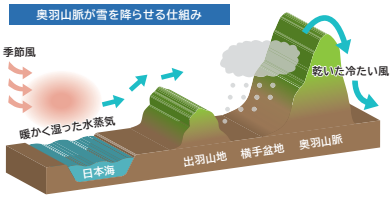

奥羽山脈が雪を降らせるしくみ

1-5 生態系

本市は、広大な市域の中に標高 1000m 級の山々から多くの河川と池沼を持つ平地へ遷移する地形を持ち、また、積雪寒冷地でありながら夏は高温になる盆地性気候であることなどが要因となり、この変化に富んだ環境が豊かな生態系を育んできた。市域全体としては夏緑広葉樹林帯に属するが、市域東西の山地尾根付近には、ブナ林に代表される原生的な自然環境が残っており、イヌワシ、クマゲラなどの貴重な動物の生息地となっている。およそ海抜 350 m付近を境としてミズナラ、コナラ、クリなどの混交林（雑木林）となり、市域東部里山林床には、ユキツバキ群落が分布する。特徴的な群落としては、氷河期の残存とされる「八幡野（はちまんの）のブナ林」（市指定）、御嶽山麓のイトイバラモ、鍛冶台（かじだい）のナガバノウナギツカミなどの湿性植物群落があり、周辺の山々は、里山里山としてかなり高所まで利用され、薪炭（しんたん）、山菜、キノコだけでなく、アケビヅル細工のような伝統工芸の材料を供給してきた。

また、山々にはウサギ、テン、カモシカなどが生息しており、かつて「マタギ」と呼ばれた人々は、村田銃やヤリ、ワラダでウサギやクマの狩猟を行い、行商で売り捌いていた。一方で、県内には生息していないとされたニホンジカやイノシシが近年確認されており、クマと同様に適切な管理が課題となりつつある。

平成 23 年（2011）の横手市生物実態調査によると、環境省、あるいは秋田県のレッドリストにある 48 種の昆虫が確認された。特にホンサナエやアオサナエといったトンボ、ウスキミズメイガなどのガ類や一部のゲンゴロウ類が希少種として注目されている。平地部を流れる雄物川と横手川・大宮川（おおみやがわ）・成瀬川などの河川には、アカザ、ギバチ、エゾウグイ、ハナカジカなどが、ため池や沼にはシナイモツゴやゼニタナゴ[1]、湧泉にはトミヨ属（雄物型）などの絶滅危惧種とされる魚類が見られ、雄物川水系の豊かな生態系は、独特の漁法や漁具の製作技術を育んできた。また、湿地に生えるマコモ（ガジギ）は、食用とともに鹿島（かしま）行事の人形の材料にも使われたことから、河川や池沼の生態系も里山と同様に、人々の暮らしとともにあったといえる。

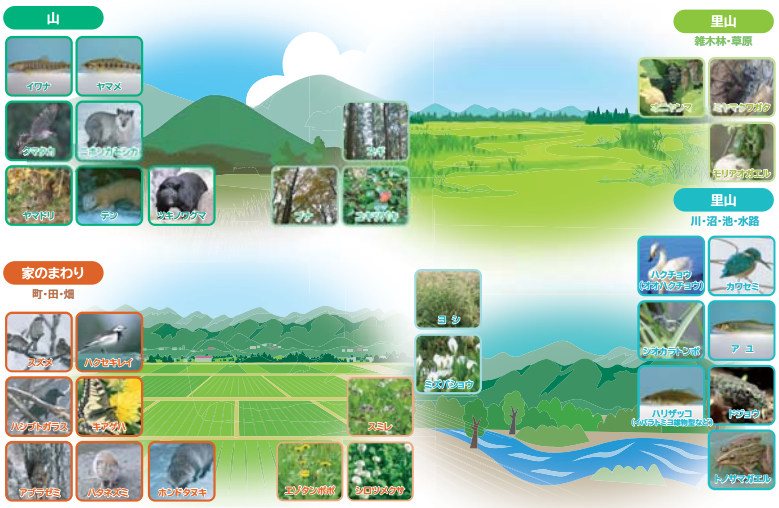

市内生態系の概念図（『よこてだいすき』図版をレイアウト変更）

[1] 横手市のゼニタナゴ生息地は、秋田県自然環境保全条例に基づき保全区域が指定され、捕獲等が禁止されている。

1-6 景観

本市の平野部の多くは肥沃な氾濫平野で、稲作を中心とした農地が広がり、山麓にはりんごやぶどうなどを栽培する広大な果樹園がみられる。自然堤防（微高地）上には多くの湧泉があり、地域の稲作を支えるほか、生活や生業にも活かされてきた。こうした農業景観は、先人たちの知恵や四季折々の風景と相まって、美しく生きる景観を創出しており、これらと調和した鳥海山の眺めは、多くの市民に愛され親しまれる景観となっている。また、湧泉を生活などに活かしてきた風景は浅舞地区などに残り、町並み景観に深みを与えている。

奥羽山脈を背景に広がる田園景観

豪雪に耐える工夫は建物や町並みにもみられる。重要伝統的建造物群保存地区「増田」の建物の特徴である鞘付土蔵とその内部空間は、豪雪地帯の知恵の結晶であり、それらが連なる奥行きある町並みは、全国でも希少な町並み景観となっている。雪や農業に関する祭礼や行事も多く、それらの活動も地域独特な景観を創出している。また、かまくらや鹿島行事などが行われる風景は、気候や風土、人々の営みと相まって、歴史が織りなす良好な景観である。

長太郎稲荷神社の梵天（大雄地域）
冬に行われる行事が雪国独特の景観を創出する。

このほかにも市内には、遺跡や社寺などの歴史資産が多く残り、また周辺では祭礼などの行事が行われ、それらが複合的に絡みあい、歴史的･文化的景観を創出している。

●横手市景観計画による景観づくり

本市は、平成 16 年（2004）に施行された景観法に基づき、積極的に横手の景観保全と創造に取り組んでいる。平成 21 年（2009）に本市は景観行政団体になり、平成 24 年9月に横手市景観計画を策定した。将来像にふさわしい景観形成の方向性を「自然景観形成の方向性」「歴史・文化景観形成の方向性」「都市景観形成の方向性」とし、土地利用や景観資源の分布等を踏まえて設定しており、基本方針では、本市を代表する市街地や田園を望む視点場（眺望点）について、樹木の維持管理等を行いながら、眺望の確保を図ることとしている。

また、本市には多くの歴史的・文化的資源が残っており、その歴史を感じ取ることができる街並みについては、住民の意向を踏まえながら、街並み景観の保全を図ることとしている。

その施策は、景観条例、景観計画、景観地区に関する都市計画、屋外広告物条例の4つの柱から成り立っているが、このうち景観地区については、住民の意見や地区特性も踏まえながら、景観計画区域の中で特に重点的に景観形成を図る必要がある地区を景観重点地区として指定し、より積極的な景観づくりを図っており、現在「羽黒町・上内町地区」と「増田地区」の2地区が景観重点地区に指定されている。横手市景観計画の詳細は第5章4.（6）に記載した。

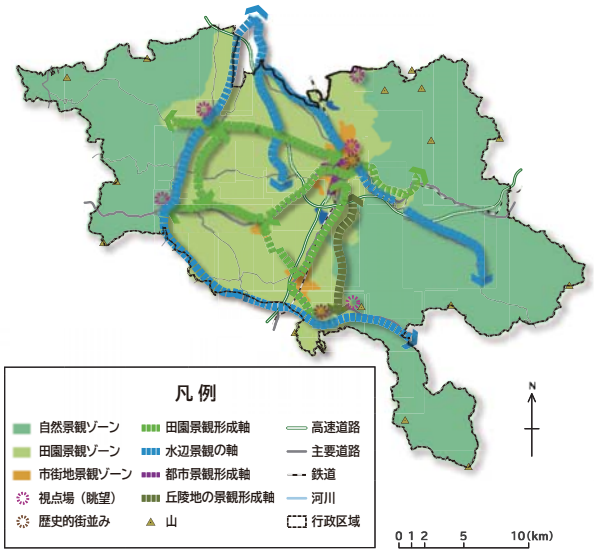

景観形成の方向性に基づく将来像図
（横手市景観計画より）

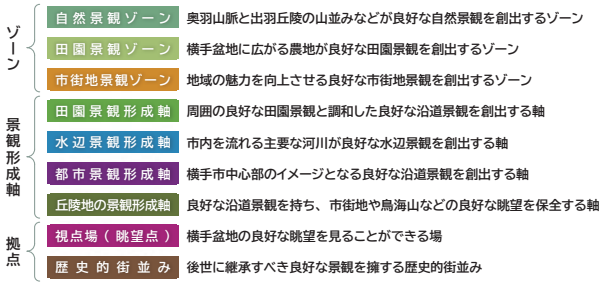

景観形成の方向性に基づくゾーニング
（横手市景観計画より）

2. 社会的状況

2-1 市の沿革

現在の横手市域は、明治11年（1878）の郡区町村編成法施行により行政区域として平鹿郡となり、明治22年（1889）の「市制町村制」施行前後に発足した1町 25 村を基盤とする。以降、大正 11 年（1922）までには、金沢村（当時は仙北郡）、増田村、浅舞村、十文字村、沼館村、大森村、が町制を施行し7町 19 村となった。昭和8年（1933）に朝倉村を編入した横手町は、昭和 26 年（1951）、栄村・旭村を編入の上、市制を施行し横手市となった。

明治 24 年（1891）ごろの
平鹿郡の町村区画

昭和 28 年（1953）に「町村合併促進法」が施行され、昭和 29 年（1954）に三重村と合併した十文字町は、昭和 30 年（1955）に植田村、睦合村と合併し、旧横手市は境町村と黒川村を編入した。また、増田町は雄勝郡西成瀬村と、大森町は八沢木村と合併し、沼館町と里見村、福地村及び雄勝郡明治村の一部が合併して雄物川町が、田根森村と阿気村が合併して大雄村が誕生し、一方で平鹿郡角間川町が大曲市へ編入した。翌昭和 31 年（1956）に大森町は川西村を、旧横手市は金沢町を編入している。同年、浅舞町と吉田村が合併して平鹿町が誕生し、昭和 32 年（1957）には平鹿町に醍醐村が編入された。同年には、増田町に雄勝郡稲庭川連町の一部、大雄村に大曲市の一部、翌年には大森町に大内町の一部も編入されている。このほか、昭和 30 年（1955）前後に相次いで生じた地区や集落の一部を単位とした編入等を経て、昭和 34 年（1959）山内村の一部が旧横手市へ編入し、当地における昭和の大合併が収束する。

平成 17 年（2005）4月1日に「市町村の合併の特例等に関する法律」が施行され、同年 10 月1日、横手市・増田町・平鹿町・雄物川町・大森町・十文字町・山内村・大雄村の1市5町2村が合併し、新たに人口 10 万4千人の秋田県第2の都市として新「横手市」が誕生した。現在は市内の行政単位として、旧市町村名を冠した「地域」があり、地域の中に昭和の合併以前に存在した町村名などを基本単位とする「地区」がある。

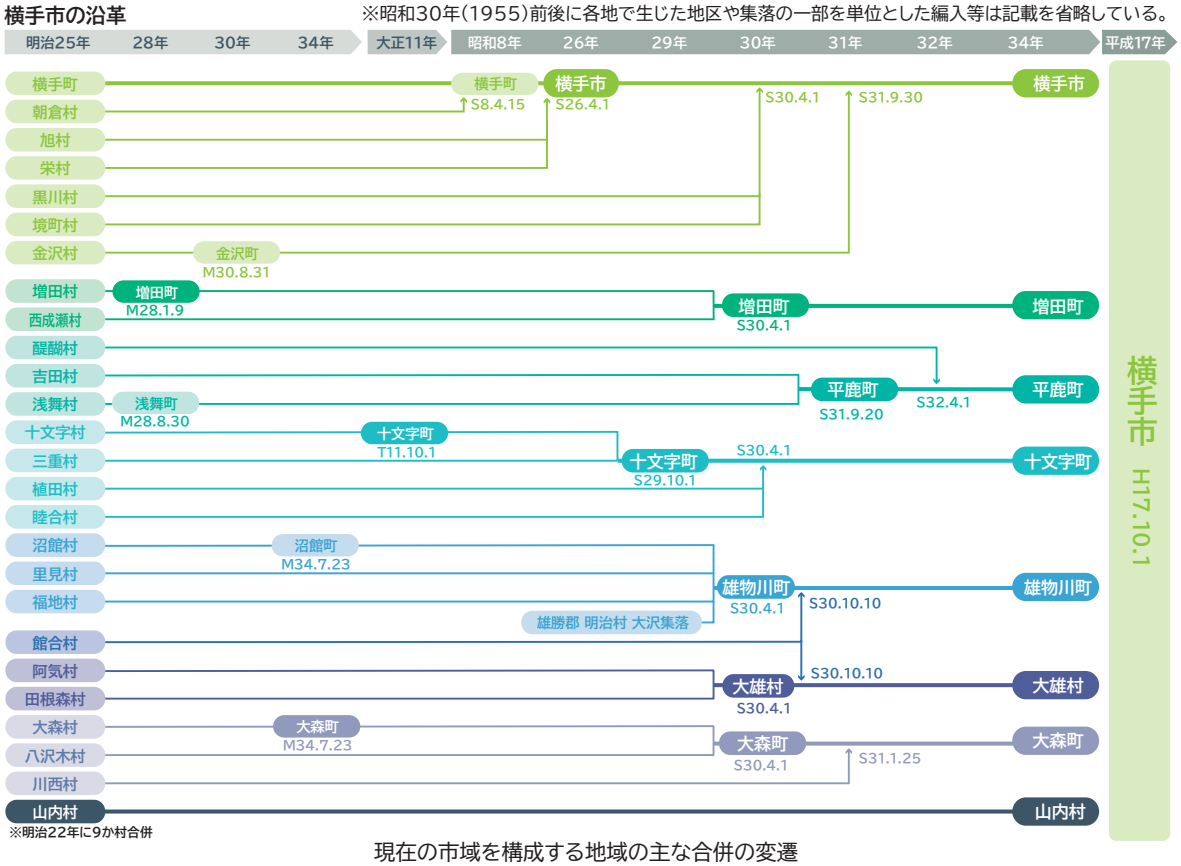

現在の市域を構成する地域の主な合併の変遷

2-2 人口動態

本市の人口は、戦中から戦後にかけて急増し、昭和30年（1955）にピークである141,178人となった。その後、高度経済成長により多くの若者が進学や集団就職などで大都市圏へ流出し、昭和50年（1975）にかけて人口は急激に減少した。以後、現在に至るまで減少傾向が続いている。

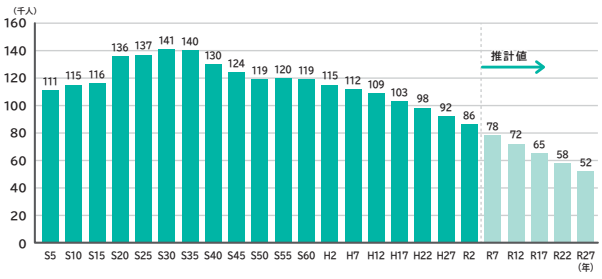

人口の推移

市町村合併の平成17年（2005）に実施された国勢調査での人口は103,652人であったが、平成22年（2010）には98,367人となり、令和2年（2020）では85,584人（速報集計）と、合併後の10年あまりで1万人以上が減少している。自然増減については、平成2年（1990）までは出生数が死亡数を上回っていたが、以降は自然減が続いている。国立社会保障・人口問題研究所の平成30年（2018）推計によると、今後人口は急激に減少し続け、令和22年（2040）には58,986人となり、平成27年の約64%になると想定されている。

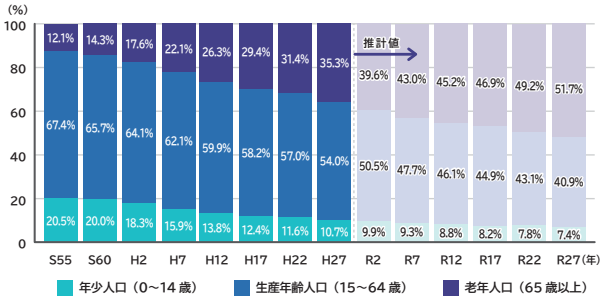

年代別人口の推移

年齢3区分別の人口では、生産年齢人口（15～64歳）は昭和55年（1980）以降、減少傾向が続いており、平成3年（1991）には老年人口（65歳以上）と年少人口（0～14歳）の逆転が始まった。老年人口は以後も増加を続けており、減少の一途にある生産年齢人口に迫りつつある。

2-3 産業

(1) 産業別就業人口

本市における就業者人口は、昭和35年（1960）の64,501人から平成22年（2010）には47,396人と50年間で17,105人、率にして26.5%減少している。

昭和35年（1960）に63.3%を占めた第1次産業の就業人口は、総就業人口の減少率を上回る状況で減少しており、一方で第3次産業の就業人口の増減が微少であるために、結果として第3次産業の比率が増加している。

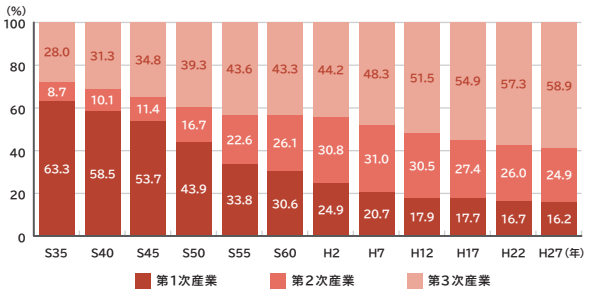

産業別就業人口比率

(2) 農業

本市の農業は、恵まれた自然環境に加え豊穣な土壌や水利条件により、県内でも有数の農産物の生産地として発展してきた。経営耕地面積は総面積の約2割で、そのうち水田面積は約9割を占め、水田農業中心の農業構造である。また、りんごやぶどうなどの果樹・畜産をはじめ、転作作物としてホップやそばなどの土地利用型作物、すいかやさといもなどの振興作物の作付拡大による農業の複合化も進んでおり、農業は市の基幹産業となっている。しかし、農家戸数や農業就業人口は減少傾向にあり、農地面積や生産農業所得も減少してきているため、市場評価の向上を図るべく優良品種の導入や販売戦略の構築を進めている。

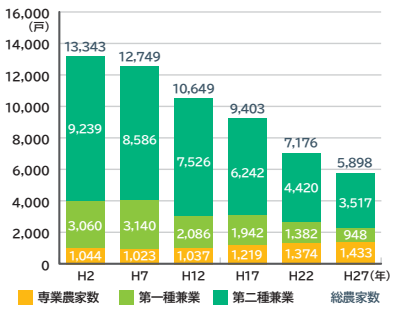

販売農家数の推移

県内で有数の生産量を誇るりんごをはじめ、さくらんぼ、ぶどう等の果樹については市場で高い評価を得ており、野菜については、アスパラガス、えだまめ、すいかなどが高品質で市場評価が高まっている。花きについては、キクやト

ルコギキョウのほか、冬期出荷のシンビジウムなど、露地と施設による多くの品種で栽培技術の確立が進んでいる。

（百万円）

	アスパラ	えだまめ	トマト	きゅうり	すいか	りんご	ぶどう	花き	しいたけ
H20	330	234	188	188	1,504	1,666	211	636	1,513
H21	285	260	213	199	1,015	1,767	272	633	1,739
H22	241	173	182	187	1,189	1,391	203	612	1,801
H23	179	219	217	201	976	614	119	561	1,806
H24	170	188	152	183	1,157	616	167	555	1,826
H25	157	173	156	208	1,099	758	169	538	1,842
H26	134	195	147	246	1,056	674	148	590	2,008
H27	141	209	157	268	1,352	708	181	617	1,999
H28	134	224	154	247	1,242	897	194	674	2,063
H29	107	201	138	268	1,069	1,039	167	623	1,545
H30	97	223	164	321	1,110	960	155	679	1,977
R1	88	213	121	291	1,207	1,074	193	604	2,284

主要な農作物の販売額状況

（3）林業

本市の総面積の約 55.3％が森林面積であり、この森林面積のうち約 96％が民有林で、その割合は高くなっている。スギの人工林は、戦後の施策により植林され、中でも昭和 40 年（1965）代をピークに昭和 60 年（1985）代まで造林運動が進められてきたが、現在は 45 年生以下の除伐・間伐を必要とする林分が 6 割以上を占める。

雄物川流域の杉人工林資源は年々増加しているが、木材価格の低迷や国産材の生産・流通構造の改革の遅れ等で厳しい状況にあり、地域材の地産地消や公共施設の木造化、公共土木事業でのスギ間伐材の利用促進等の施策を進めている。また、特用林産物の中でもきのこ栽培は周年栽培が可能な品目であり、とりわけ「菌床しいたけ」は生産量及び販売額とも年々増加し、近年は菌床しいたけ産地として、市場での高い評価を得ている。

（4）商工業

本市の卸売業及び小売業を営む事業所数は、昭和 63 年（1988）度は 2,693 事業所、年間販売額 242,334 百万円であったのに対し、平成9年（1997）度は 2,275 事業所、年間販売額 313,055 百万円と販売額は向上した。しかし、それ以降事業所数、年間販売額が年々減少し、平成 28 年（2016）度は 1,196 事業所、年間販売額 212,371 百万円となっている。

平成3年（1991）の東北横断自動車道釜石（かまいし）秋田線の横手～秋田間の開通を皮切りに、横手インターチェンジ付近に大型店が集中して出店したことに加え、中心市街地の商店街は個人自営業者の高齢化、後継者不足などにより空洞化が進んでいる。

	事業所総数（店）			従業者総数（人）			年間商品販売額（百万円）		
	卸売業	小売業	計	卸売業	小売業	計	卸売業	小売業	計
S63	346	2,347	2,693	2,444	8,247	10,691	136,611	105,723	242,334
H3	411	2,281	2,692	2,977	7,869	10,846	168,606	114,520	283,126
H6	370	2,126	2,496	2,677	7,769	10,446	173,138	129,956	303,094
H9	346	1,929	2,275	2,588	7,498	10,086	174,693	138,362	313,055
H11	379	1,911	2,290	2,792	8,245	11,037	135,563	126,956	262,519
H14	320	1,664	1,984	2,415	7,716	10,131	113,410	124,184	237,594
H16	339	1,575	1,914	2,509	7,804	10,313	118,167	122,486	240,653
H19	289	1,407	1,696	2,209	7,082	9,291	107,794	113,372	221,166
H24	269	1,177	1,446	1,933	6,719	8,652	89,175	98,515	187,690
H26	221	968	1,189	1,696	5,597	7,293	88,309	110,267	198,576
H28	209	987	1,196	1,680	5,896	7,576	102,925	109,446	212,371

商業の推移

平成3年（1991）頃までの本市の製造業を支えた業種は、事業所数では衣服製造業で、製造品出荷額では自動車関連の輸送用機械器具製造であった。現在、秋田県内で最も自動車関連企業の集積する地域となっており、工業生産の主力は輸送機械と電気製品であるが、バブル崩壊後の金融引き締め政策や生産拠点の海外移転、納入先の経営見直し等により、市内の工場や小売業の事業所数も大きく減少している。

（5）観光

本市は、横手盆地の肥沃な大地や特有の気候風土により、四季折々の美しい自然や良質な農作物を育んできた。そのような横手のまちで人々が守り伝えてきた伝統の祭りや歴史、東北ならではの食文化に出会うために多くの観光客が訪れており、令和元年（2018）の秋田県観光統計及び観光庁宿泊旅行統計調査報告によると、同年には約 357 万人の観光客が横手市を訪れ、約 18 万7千人が市内に宿泊している。

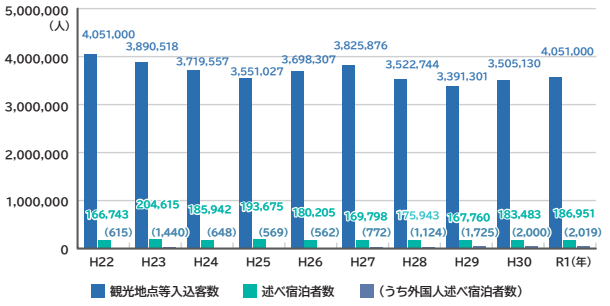

観光客数の推移

冬の伝統行事「横手のかまくら」に代表される四季折々の行事のほか、平成 25 年（2013）に重要伝統的建造

物群保存地区に選定された増田の町並みや、令和元年（2019）5 月にリニューアルオープンした横手市増田まんが美術館などに多くの観光客が訪れている。そのほか、秋田県立近代美術館や体験工房などを有する「秋田ふるさと村」も観光客で賑わっている。

横手市増田まんが美術館

2-4 土地利用

本市の土地利用現況は、市域の総面積 69,280ha（692.80 ㎢）に対し、農用地が 17,700ha、森林が 38,287ha、原野等が 288ha、宅地が 2,973ha などとなっており、総面積の 25.5%を農用地、55.3%を森林が占める。

本市の都市計画区域は、市域の山林を除く平坦部の 28,018ha であり、利用目的によって用途地域、特定用途制限地域、高度利用地区、準防火地域、風致地区、伝統的建造物群保存地区の6種類を定めている。

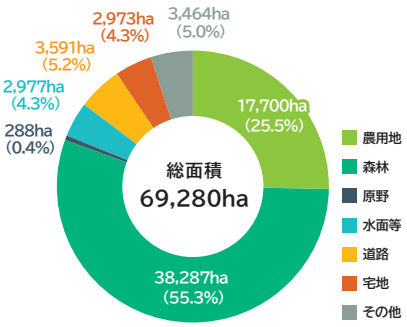

土地利用区分ごとの比率

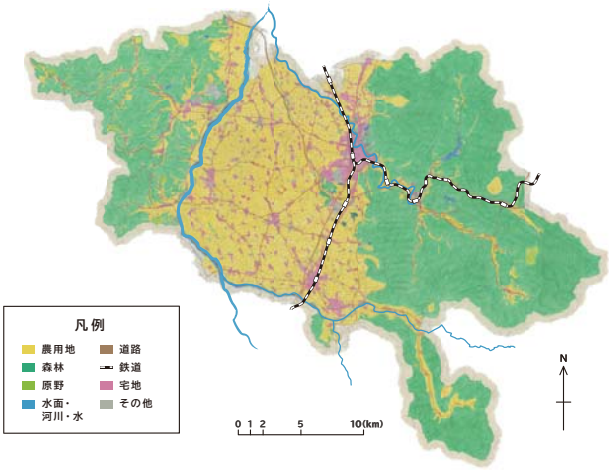

土地利用現況

2-5 交通

本市には、羽州街道や脇街道など古くからの道路網があり、その街道の多くが近世までに整備され、江戸時代以降、「○○街道」とよばれた。こうした呼称は江戸時代から用いられている。秋田藩（久保田藩）藩主佐竹義宣が慶長9年（1604）から藩内の中世からの交通路の再整備を開始し、1600 年代中頃までに羽州街道やそこから延びる脇街道の整備が完了したとみられる。

現在、福島県福島市を起点に本市を南北に縦断して秋田市を終点とする国道 13 号は、羽州街道にほぼ沿ったルートをたどる。また、岩手県大船渡市を起点に、本市を東西に横断して由利本荘市を終点とする国道 107 号は、現在の岩手県北上市から横手地域中心部を結んでいた平和街道（明治期に整備）及びここから西に伸びる沼館街道に沿った形で通る。さらに、宮城県登米市を起点とし十文字地域を終点とする国道 342 号は、岩手県奥州市水沢区から増田地域に通じる手倉街道に沿った形で通り、古くから広域的な交流が行われていた。そのほか、現在の主な県道として、西の出羽山地を越えて由利本荘市とを結ぶ主要地方道横手大森大内線、大仙市方面には主要地方道大曲横手線、市域西部の一級河川雄物川沿いを南北に縦断する主要地方道大曲大森羽後線、主要地方道湯沢雄物川大曲線などが通る。

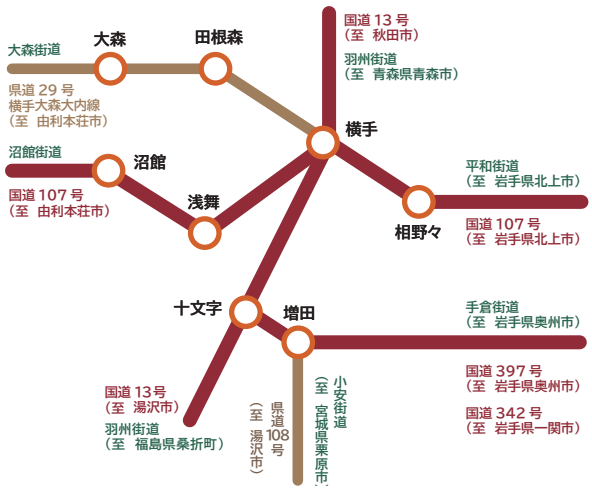

現在の幹線道路と街道との相関図

高速交通網は、平成3年（1991）の東北横断自動車道釜石秋田線の横手～秋田間の開通を皮切りに、平成9年（1997）には横手～北上間（以上、秋田自動車道）、そして東北中央自動車道（横手～福島相馬）の横手～湯沢間（湯沢横手道路）が開通した。現在は、湯沢インターチェンジから雄勝こまちインターチェンジまでが延伸された。

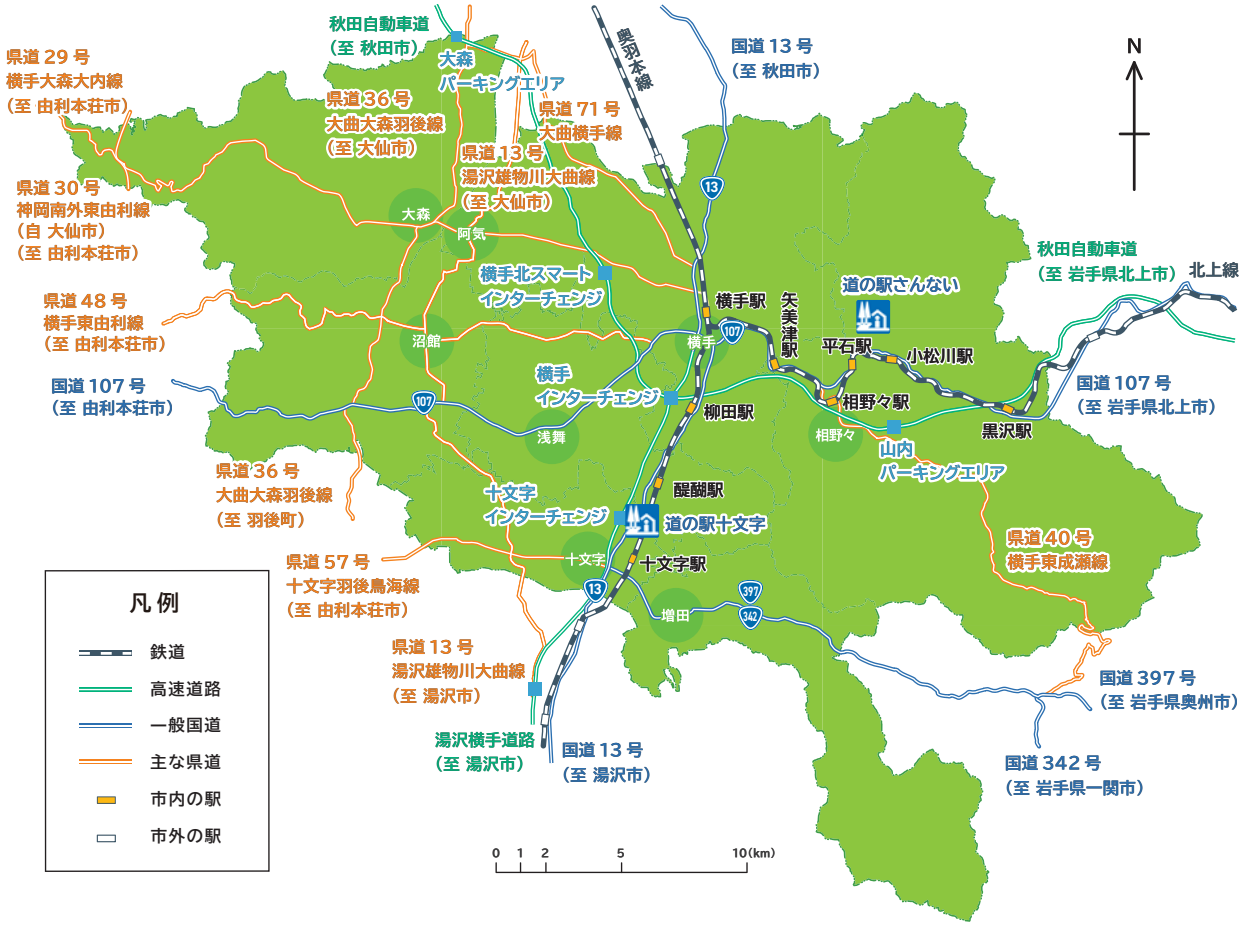

主な道路・鉄道路線図

2-6 社会基盤の形成

本市は、地形的にみると東側に奥羽山脈、西側に出羽山地が縦断し、中央部には横手盆地が東から西側に向けて緩やかに傾斜しながら南北に広がっている。横手盆地の西部を雄物川が流れ、東部は羽州街道が南北に通る。こうした自然的、地理的要因を基に近世になって整えられた社会構造が、現代に至る人々の活動や市街地の形成、さらには文化圏の形成に大きな影響を与えてきた。

（1）親郷、寄郷と在郷町の形成

近世に入ると横手城に秋田藩（久保田藩）の城代が置かれ、現在の横手地区は付近一帯の統括及び藩南部の中枢都市として機能した。この城下を核に平鹿郡として現在の本市の骨格が形成され、周辺村落では郷村制度の下に整えられた「親郷」「寄郷」を単位としたコミュニティが成立した。秋田藩では行政単位となる村々を寄郷といい、その寄郷のまとめ役として親郷があった。寄郷の下には自然村落的な「枝郷」あるいは「支郷」もあった。これを基盤に、近代には地方自治制度に基づく「町」や「村」が形成される。

親郷や寄郷などの骨格は、「地域」や「地区」として現代に継承され、コミュニティも踏襲する。親郷は、寄郷や枝郷を取りまとめる行政や自治の拠点として機能した。このうち、交通結節点にあった一部の親郷などは、交通や立地の利便性から人や物の出入りが多く、近世には定期市が開設され、近隣の村々と交易する市場町としての性質を帯びた「在町」と呼ばれた地方都市を形成した。この在町が「在郷町」として、近代以降も各地域の拠点となった。在郷町は「城下町」の横手を中心とした平鹿郡の中で、経済や文化の地方拠点として機能した。親郷あるいは在郷町は、昭和 30

年（1955）前後の「昭和の大合併」における旧8市町村の誕生時以降も、各市町村の中心市街地として機能している。

（2）集落の形態

本市域では、横手盆地を南北に縦断する雄物川や羽州街道を核としながら、近世になって様々な街道が脇街道として整備され、その結節点を中心に人や物の交流が活発化し、多様な文化が育まれ、集落形成や市街地の広がりに影響を与えた。市内の集落は、その機能から「城下町」「在郷町」「農山村集落」と大きく3つに分類される。

●城下町

城下町は、秋田藩の支城であった横手城を中心に形成、発展した町であり、「横手」がこれにあたる。「内町」と呼ばれる旧武家地となる区域と、「外町」と呼ばれる商業区域によって構成される。外町は在郷町としての性格も有した。横手城下町は秋田藩南部の中心都市として発展した。

●在郷町

在郷町は、近郷農村集落の商品の販売や物資の集散における街道上の交通結節点として形成発展した町であり、現在の岩手県や宮城県と秋田県とを結んだ「増田」のほか、雄物川舟運などによる街道上の物資の中継地として発展した「浅舞」「沼館」「今宿」「大森」「植田」などがこれにあたる。在郷町は、一般的には中心となる施設を持たず農村に発展した町場をいう例が多いが、本市の在郷町の多くは、中世には城下として機能し、近世初頭までに廃城となった後に商工業が発展した旧城下町である。複数の集落が隣接し、全体として大きな市街地を構成しており、経済流通の発展とともに人口も増加、町としての規模も拡大し、横手や増田、浅舞、今宿、大森など定期市の開設された在郷町も多く、植田には季節市が開設されたという。在郷町の多くは周辺集落の親郷として位置付けられ、近代の町村制施行以降は、旧町村部の中心部として機能した。なお、「大森」のように寄郷であっても交通結節点にあり、定期市が開設された例もある。

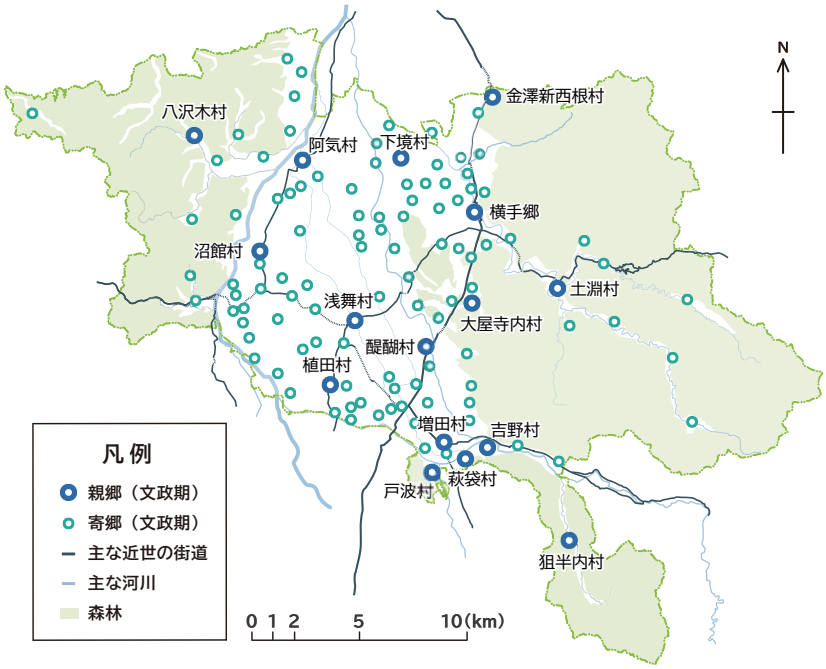

近世における市内の集落形態ごとの分布

※図は、『雪の出羽路』や『月の出羽路』などを参考に作成し、親郷名称もこれに基づき記載した。
※枝郷は除外している。

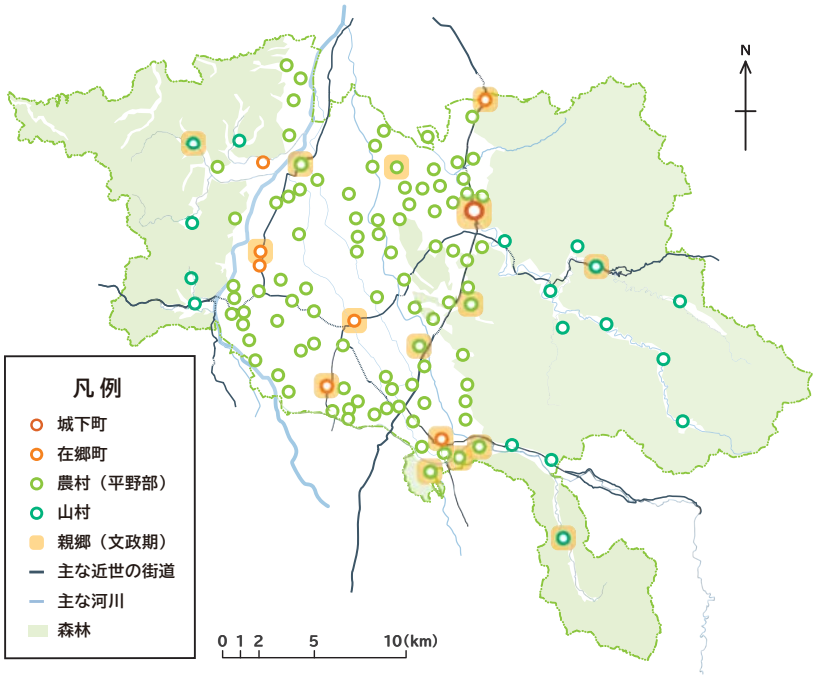

近世における市内の集落形態ごとの分布

●農山村集落

農山村集落は、農作物や林産物などの生産を生業として形成発展した集落であり、城下町、在郷町のいずれにも該当しない集落がこれにあたる。平野部を中心に作物生産に適した地に沿って集落が形成され、近世以降の新田開発に

伴って成立した集落が分布する一方で、山地部には古くからの集落が分布しており、立地から「農村（平野部）」と「山村」に大別される。

農山村集落は、社寺などが村の中心もしくは集落の端に立地し、そこから円状もしくは帯状に広がっている例が多い。それぞれの集落は離れて位置し、集落単位の面積は狭小であることからも、近世以降に村として成立した当時の状況を比較的維持しているとみられる。山村である増田地域の狙半内地区などでは、各集落に入る街道沿いの両外れに庚申塔（こうしん）などが祀られるほか、雄物川筋を中心とした川筋の集落では集落の外れに鹿島人形が祀られる。一方で、農村（平野部）のうち、街道筋に面した集落は開発も進み、明治 30 年（1897）代以降の鉄道開通に伴い「十文字」や「醍醐」など沿線の一部が市街地化している。

昭和期の「木だし」の様子
（山内地域）

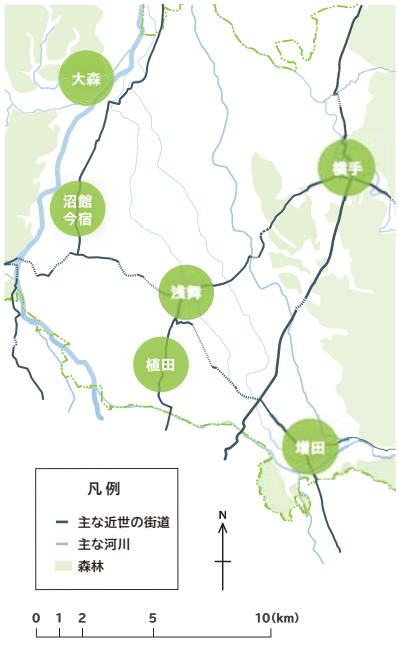

明治期までに市の開設された在郷町

集落形態	主な集落等	近世までの歩み	近代以降の歩み
城下	横手	・中世末に城が築かれ、拠点となった。 ・近世には藩主の支城として城代が置かれ、藩南部一帯を統括した。	県南最大都市として拡大し、道路鉄道網の中心結節点として機能した。
在郷	増田、浅舞、沼館、今宿、大森、植田など	・親郷が多く、周辺農村部を取りまとめていた。 ・定期市が置かれ、近傍農村の台所機能を有した。	市街地化が加速し、近代行政制度における市町村の中心部を形成した。
農山村 農村（平野部）	樽見内、醍醐、十文字、田村など	・南部は近世の河川改修後に開拓された集落が多く、「〇〇開」「〇〇新田」などの地名が残る。 ・北部は古くから水田として開拓されており、古文書と同じ地名の村も多く残る。	・街道や奥羽線、横荘線の開通により、輸送ルートが広範化した。 ・「栄」、「醍醐」など、街道沿いの集落が市街地化し、特に「十文字」は鉄道の開設もあって在郷化した。
農山村 山村	狙半内、八沢木、大沢、大松川など	林業など山に係る生業を主としていたとみられる。古い集落が多く、「八沢木」や「大松川」など信仰の対象となった場所が多い。	果樹栽培などが広められ、従来の養蚕や葉タバコ栽培などもあって適地適作が行われた。

集落タイプによる特性

本市は、このように近世までに骨格が整った集落の特性を、現代までに踏襲しながら社会基盤やコミュニティを維持している。これにより、地域や地区固有の特性や文化が市内各地に根付いている。

3. 歴史的背景

横手市の区域は、地理的環境から奈良時代に現在の市域とほぼ同じ区域で「平鹿郡」が設置されたことに端を発し、古代から一つの地域としてまとまってきた。市内には、旧石器時代から近世までの遺跡が途切れることなく確認されている。なお、本文では歴史文化遺産名称の後に所在地域名を括弧で表記している。

3-1 原始（旧石器時代 - 古墳時代）

旧石器時代から縄文時代前期の遺跡は、盆地中央部では確認されず、奥羽山脈及び出羽山地から盆地に伸びる丘陵地や台地で確認される。縄文時代草創期から早期（約14000-6000 年前）の遺跡としては、国内最古の石匙が出土した横手川の河岸段丘上にある岩瀬遺跡（山内地域）などがある。縄文時代前期（約 6000-5000 年前）の遺跡は梨ノ木塚遺跡（増田地域）などがあり、竪穴住居からなるムラが生まれ、定住生活が始まる。縄文時代中期以降になると一段低い段丘面や丘陵裾野から、やがて盆地の沖積地内にムラが形成されるようになる。こうしたムラは、中央広場を取り囲むように住居が配置された「環状集落」が一般的になってくる。中期（約 5000-4000 年前）の遺跡としては神谷地遺跡（雄物川地域）などがあり、晩期（約 3000-2300 年前）になると盆地内に遺跡が点在し、遺跡数が最大になる。

岩瀬遺跡の爪形文土器と国内最古の石匙

神谷地遺跡の環状集落

弥生時代（約 2300 年前 - 3世紀中頃）になると、大陸から九州に伝わった稲作農耕が次第に北へ広がり、本市域においても稲作が行われていたことが想定されるが、発掘調査では確認されていない。弥生時代の遺跡は、手取清水遺跡（横手地域）などのように沖積地に分布し、確認される土器には縄文がある。この時期は寒冷な気候であったため、縄文時代的な生活を続けながら、稲作を受け入れる過渡期と考えられている。弥生時代後期から古墳時代前半にかけては、北海道を中心とする続縄文文化の遺跡が県内でも確認されており、本市もその範疇とみられる。

オホン清水B遺跡の土師器と須恵器

5世紀後半になると古墳文化が北進し、本市域でも確認されるようになる。オホン清水B遺跡（横手地域）では、畿内のものとみられる県内最古の須恵器有蓋高坏や土師器が大量に出土した。一本杉遺跡（平鹿地域）でも同様の状況であったが、5軒の大型の竪穴建物跡とそれを取り巻く溝跡などが出土した。現在のところ、日本海側最北の古墳文化の集落である。これら古墳文化は長続きせず、県内では6世紀前半までに古墳文化の遺跡が確認されなくなる。6世紀段階では、再び続縄文文化の影響下の土坑墓が田久保下遺跡（横手地域）でも確認されるが、土器は古墳文化のものであった。

一本杉遺跡の調査

原始～古代の主な遺跡等位置図

3-2 古代（飛鳥時代 - 平安時代）

飛鳥時代（7世紀）は、日本が律令国家として始動した時期であり、本市域においては7世紀中頃、盆地中央部の微高地に、長い煙道の竈を持つ方形の竪穴住居で構成される集落が形成されるようになる。100 年ほど継続したと考えられる釘貫遺跡（雄物川地域）が代表的である。

釘貫遺跡の竪穴住居跡

奈良時代になると、律令国家の地域支配が進み、天平宝字3年（759）には雄勝・平鹿二郡が同時に設置され、本市域を指す平鹿郡が初めて史上に現れる。文献上、横手には雄勝城と平鹿郡府（郡衙）の存在が考えられており、横手盆地に所在した雄勝城は、近年雄物川地域里見地区周辺が有力視され、調査が進められている。古代城柵を囲んでいたと考えられる材木塀などが検出されているほか、古代の役所（官衙）や寺院

の建物の屋根に葺かれた瓦の破片、行政文書の作成の際に使用されたと考えられる硯（円面硯・風字硯など）が出土している。また、北流する雄物川を挟んだ西側の出羽丘陵には、奈良時代の中頃に末館窯跡が操業し、一般集落からはほとんど出土しない須恵器の食器を生産していた。

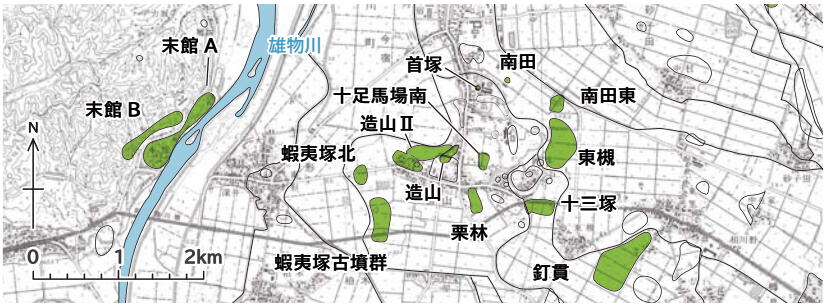

里見地区周辺の奈良時代の遺跡

末館窯跡で生産された須恵器

末館窯跡で生産された製品は、雄勝城に出仕していた役人たちの食事や宴会に使用されたものと考えられ、今後の埋蔵文化財発掘調査の成果が待たれる。なお、雄勝城は平安時代の初めに北の払田柵（大仙市・美郷町）へ移転し、平安時代の中頃まで国家の横手盆地における支配拠点として機能していたと推測されている。

払田柵は、横手盆地北部まで伸びた律令国家の影響力のもとで相次いだ戦乱に対応するため、平安時代のはじめに造営されたといわれる。坂上田村麻呂が征夷大将軍として派遣されたのがこの頃である。坂上田村麻呂は延暦 21 年（802）に戦乱を収め、胆沢城（岩手県奥州市）を奥州支配の拠点とした。この後も戦乱は起こり、元慶2年（878）には、秋田城（秋田市）などが襲撃される元慶の乱が起こり、鎮守府将軍に任命された小野春風らによって平定されたが、この平定に功績があったとされる深江弥加止は雄物川地域出身という伝承がある。横手地域と平鹿地域にまたがる中山丘陵では、須恵器を焼く窯の数がピークを迎え、さらに北陸からの伝播と思われるロクロ土師器窯も確認されるようになり、生産量・器種数ともに北東北随一の規模を誇る焼き物の生産地となった。

◆前九年合戦と後三年合戦

沼柵の攻防（市指定　戎谷南山筆「後三年合戦絵詞」）

当地方に関わる日本史上重要な戦いに、平安時代後期に起こった後三年合戦（1083-1087）がある。後三年合戦は、歴史に二つの大きな変化をもたらしたと言われ、一つは合戦で勝ち残った清原清衡（後に「藤原」に復姓）が奥州の遺産をただ一人受け継ぐことになり、後に世界遺産となる「奥州平泉」の成立のきっかけとなったことである。もう一つは、清衡に加勢し合戦に勝利したものの朝廷から恩賞が貰えなかった源氏の当主源義家が、私財をもって部下の功労に報いたとされ、いわゆる「御恩と奉公」の関係が主従間に形成された。これは、後に誕生する武家政権（鎌倉幕府）成立基盤の一つとしても挙げられる。

平安時代後期、日本海側の出羽国（秋田県など）北部は本市に所在する大鳥山を本拠地とした清原氏が治めていた。一方、太平洋側の陸奥国（岩手県など）は安倍氏が治めていたが、勢力を拡大しようとした安倍氏が朝廷と衝突し、前九年合戦（1051-1062）が起こった。朝廷は安倍氏当主・安倍頼良（後に頼時に改名）を抑え込むために陸奥国の国守として源頼義を派遣したが、安倍氏の猛攻で敗退を重ねた。源頼義は出羽国の清原氏の当主、清原光頼とその弟清原武則に助けを求め、清原光頼らは参戦からわずか2か月で安倍氏を滅ぼした。清

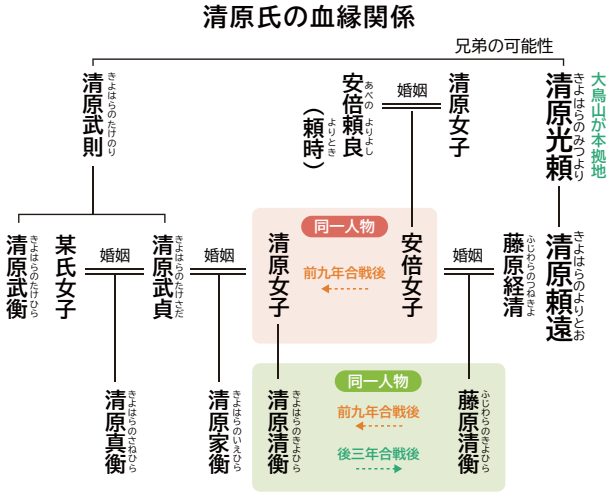

清原氏の系図

原武則はその功績によって鎮守府将軍に任命された。その後、その他の安倍氏の領地も手にした清原氏は、東北北部に一大勢力を築き、その領地は清原武則の息子清原武貞、孫の清原真衡へと引き継がれた。

後三年合戦（1083-1087）は、前九年合戦を経て東北北部で勢力を誇った清原氏の内紛に、陸奥守として赴任した源頼義の長男である源義家が介入して起きた合戦である。一族の合議制から当主に権力を集中させた武士団への変革を目指した清原真衡に、弟の清原清衡・清原家衡らが反発し、後三年合戦が起こった。それぞれに父母が違うという複雑な兄弟関係にあったことも内紛の一因とされている。源義家の後ろ盾を得て優勢な立場にあった清原真衡であったが、途中で病死したため、戦うべき相手を失った清原清衡と清原家衡は、陸奥国を治める立場にあった陸奥守源義家に降伏した。その後、源義家は清原真衡の遺領配分を行うが、配分を巡り不満を募らせた清原家衡は、清原清衡を攻撃した。これにより源義家・清原清衡軍と清原家衡・叔父の清原武衡軍が争い、清原家衡・清原武衡軍は「沼柵」で源義家・清原清衡軍を退けたが「金沢柵」で敗れ、源義家・清原清衡軍が勝利した。源義家が去り、清原氏として唯一生き残った清原清衡は、姓を「清原」から実父の姓である「藤原」へ戻し、「藤原清衡」とした。藤原清衡は平泉（岩手県）に拠点を定め、以後約 100 年にわたる平泉黄金文化の礎を築いていったとされる。

後三年合戦は、古代から中世までは軍記物や絵詞の中で語り継がれ、江戸時代になると秋田藩（久保田藩）の藩主佐竹氏の手で合戦ゆかりの金澤八幡宮などが整備されたこともあって、幕府の巡検使や文人墨客がこの地を訪れている。市内一帯には、清原氏や後三年合戦にちなんだ伝承地や地名が現在まで残り、合戦にまつわる社寺も多く現存するほか、同時代の遺跡や仏像も点在する。横手地域や雄物川地域ばかりでなく、市域の北部や西部を中心に広く後三年合戦に関連する伝承や伝承地があり、遺跡の保護活動や顕彰も盛んに行われ、市民にとってもなじみが深い。

◆大鳥井山遺跡と金沢柵

前九年合戦の顛末を記録し、康平6年（1063）頃に書かれたとされる『陸奥話記』の中に「大鳥山」として記述される大鳥井山遺跡（横手地域）は、小吉山（標高 71 m）と大鳥井山（同 79 m）の2つの独立丘陵上に立地する。前九年合戦では、大鳥井山に居を構える清原光頼が源頼義の懇願を受けてこの地から1万人もの軍勢を派遣し、陸奥国の豪族・安倍氏一族を滅亡に導いたという。

大鳥井山遺跡の土塁と堀

遺跡の東側以外を河川によって取り巻かれ、街道のある東側には遺跡の象徴である二重の土塁と堀が自然地形に沿って巡り、防御性の極めて高い館であったとされる。大鳥井山には二重の土塁と堀が良好に残るほか、頂上部には寺院跡と思われる四面庇掘立柱建物跡が確認されており、おびただしい数の「かわらけ」と呼ばれる素焼きの器が出土した。かわらけの出土は、そこで各地の有力豪族が集い、意志決定や宴会などが行われたことを意味しており、この遺跡の性格をあらわしている。また、小吉山では、山斜面の下面に土塁と堀が、その上面には段状地形が造られている。さらに頂上には石櫃が納められた塚があり、骨片が確認されたことから火葬墓と考えられている。

また、大鳥井山遺跡の土橋から延びる道や、陣館遺跡で確認された参道が、後世羽州街道として整備されることになる「古代の街道」と接続していることが発掘調査で確認された。この古代の街道は、秋田城（秋田市）と鳥海柵（岩手県金ヶ崎町）や多賀城（宮城県多賀城市）を結んだ街道であったとも言われ、大鳥井山遺跡の重要性を示すとともに、横手は古くから交通網が一定程度整っており、統治拠点に適していたことを示している。

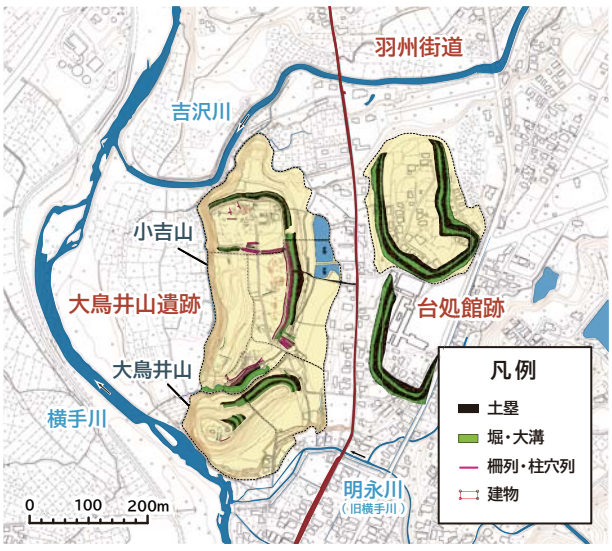

大鳥井山遺跡の立地（横手市教育委員会調査）

大鳥井山遺跡は、前九年合戦（1051-1062）や後三年合戦（1083-1087）にその名がみられる清原氏に係る遺跡として、平成 22 年（2010）に国の史跡に指定された。日本列島史における武士の居館及び山城の最も早

い事例の遺跡としても高く評価されている。なお、清衡が平泉に造った館である柳之御所遺跡は、大鳥井山遺跡と立地や構造が類似しており、本市域と平泉には深い繋がりがあると考えられている。

◆陣館遺跡と金沢柵

陣館遺跡は、標高 91 mの通称「陣館」と呼ばれる小丘陵上に立地する。金沢柵として伝承されてきた金沢城跡は、羽州街道を挟み東側に位置し、陣館は金沢柵の前城で、後に義家が攻略し陣を張った場所として伝承されてきた。斜面部では、人工の段状地形が見られ、防御機能のほか主の権威を示す役割があったと考えられている。平成 22-26 年（2010-2014）に調査が行われ、貴族の邸宅や寺院などに類例のある桁行 13.9 m、梁間 9.8 mの四面庇掘立柱建物跡が確認された。こうした事例から現在では「金沢柵」の推定地の一つとされる。平成 29 年（2017）6月、陣館遺跡が国の史跡大鳥井山遺跡に追加指定され、「大鳥井山遺跡 附 陣館遺跡」に名称が改められた。

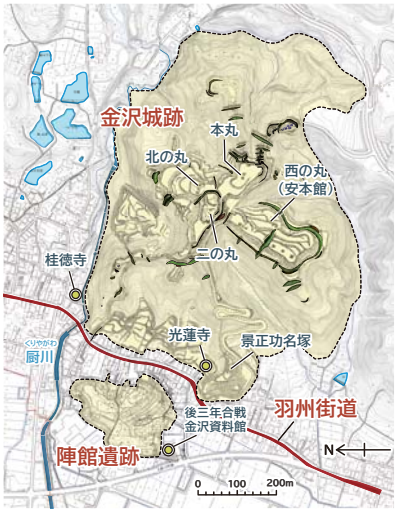

陣館遺跡と金沢城跡の立地
（横手市教育委員会調査）

金沢柵については、地域で「八幡山」とも呼ばれ、山上に金澤八幡宮が所在する金沢城跡にあると長く伝承されてきており、幾度にもわたる調査が行われ、近年も麓周辺の調査が継続している。なお、金沢柵については天治元年（1124）頃に成立したと考えられている『奥州後三年記』にその記述があるが、陣館についての現時点で確認できる最も古い記述は、菅江真澄（1754-1829）が文政年間（1818-1830）に著わした『月の出羽路』に記される「陣館の岡」である。

◆保呂羽山と波宇志別神社

保呂羽山と波宇志別神社は、横手市西端の大森地域八沢木地区にある。日本海側の由利本荘市に向かって東西に延びる道を西進すると家並みが断続的になり、波宇志別神社の仁王門が現れるとともに山林が迫り、出羽山地の小高い山並みに包まれていく。この山並みの中で頭一つ抜け出ているのが標高 438 mの台形の山体をした保呂羽山であり、盆地内の広い範囲から望むことができる。

波宇志別神社　本殿

保呂羽山は、平鹿・仙北・由利の三郡にまたがり、霊山として古くから山自体が崇敬されてきた。この保呂羽山の山頂に鎮座する波宇志別神社は、延長5年（927）に朝廷によって編さんされた「延喜式神名帳」に掲載される神社（式内社）であり、北東北で唯一途絶えることなく約 1200 年の歴史を刻んできた秋田県屈指の古社である。その創建は天平宝字元年（757）と伝えられる。重要文化財である波宇志別神社神楽殿は、室町時代の建築様式で建てられた県内で最も古い木造建造物である。この神社で行われる重要無形民俗文化財である保呂羽山の霜月神楽は、中央の釜で湯を沸かしながら行う「湯立神楽」であり、また、周囲の神官が集って行う「寄合神楽」である。

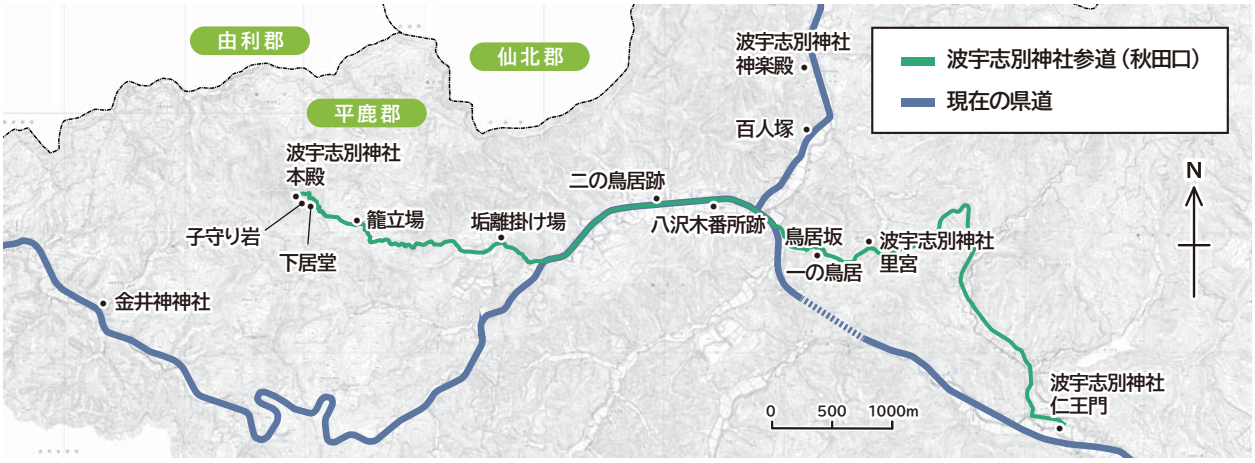

波宇志別神社の神域と関連する建造物や遺跡

3-3 中世（鎌倉時代 - 安土桃山時代）

文治5年（1189）、源頼朝が平泉の藤原氏を奥州合戦で滅亡させた後、秋田県域には新たに鎌倉御家人が入部する。横手では尾張国（愛知県）から松葉惟泰が入部し、平鹿郡を本拠に平賀氏を名乗り、平鹿郡地頭職を確立した。同じように雄勝郡（湯沢市周辺部）などの地頭職を得た小野寺氏は雄勝郡稲庭（湯沢市）を本拠とし、室町幕府との関係を強化させ、やがて幕府を支える有力者を指す「屋形」と呼ばれ、横手盆地のみならず最上郡や由利郡にまで勢力を拡大した。

沼館城跡の土塁

小野寺氏の本格的な本市域への進出は、稙道が大永年間（1521-1528）に稲庭城（湯沢市）を晴道に譲り、自らは平鹿郡西部の沼館城（雄物川地域）を本拠地に定めたことによる。本荘由利地方に向かう「大沢口」の存在や「雄物川」の重要性、周辺勢力との関係も影響して沼館を拠点にしたともされる。沼館城は、後三年合戦の戦場となった「沼柵」を改修したと伝わり、面積約20万㎡の自然地形を利用した大規模な平城である。沼館へ移った稙道は横手盆地の盟主として支配を広げていった。

沼館城跡の立地
（横手市教育委員会調査）

小野寺氏は横手進出の過程で、金沢城（横手地域）や増田城（増田地域）、浅舞城（平鹿地域）、大森城（大森地域）をはじめ、各地に一族や重臣を置いて支城とし、平鹿郡における足場を拡大していくとともに、山内黒沢館（山内地域）をはじめ、国境地域の防備を固めていったとされ、各地に中世城館跡や伝承が残る。横手城はもちろんのこと、こうした支城が置かれた集落は地域や地区の中心集落となり、交通結節点であったことも起因して、その多くが近世になって商業の盛んな在郷町として発展していくことから、現在の本市における都市形成の基礎は、小野寺氏によって築かれたともいえる。

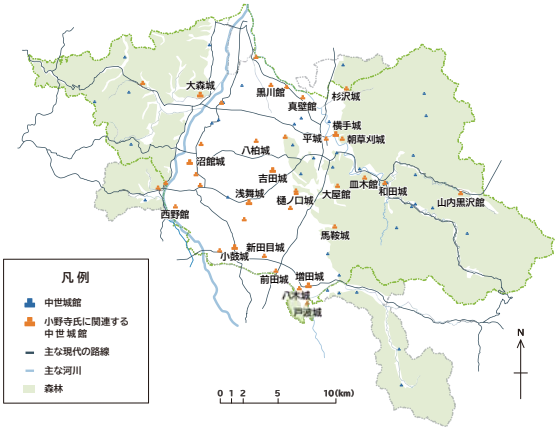

小野寺氏に関連する主な中世城館

小野寺稙道の子・輝道が横手を本拠に定め、朝倉城（横手城）を築城したのは、諸説あるが天正7年（1579）頃ともいわれる。横手城が本拠として選ばれた理由には、大きくは「地形」と「地の利」にあるとされ、城の築かれた「お城山」とも呼ばれる丘陵は、高低差約47mで西側は切り立った崖であり、防御上も優れている。また、江戸時代以降「羽州街道」と呼称される主街道が南北に縦断し、東には山内地域を経由して現在の岩手県とを結ぶ白木峠があり、南には増田地域を経由して現在の岩手県や宮城県に通じるなど、横手から各地を結ぶ街道が所在した。さらに城の前を流れる横手川は雄物川と合流し、水運の便にも恵まれていた。これ以降、本市域は城の置かれた横手地区が行政や経済の中枢として機能していく。

その後、豊臣秀吉の奥州仕置や太閤検地によって、自領であった雄勝郡及び増田を含めた平鹿郡南部が山形庄内を本拠とした最上氏の勢力下となるなど、小野寺氏の支配域は変容していく。なお、小野寺氏の支配領域の拡大に伴って、各地に祈願所が置かれた。さらには神社を管理するために別当寺が置かれ、その代表となる「別当」に修験者や密教の僧侶、社家などが任命された。別当は、小野寺氏によって置かれた祈願所や別当寺の祭祀のほか管理する神社の祭祀も行った。こうした要因により、山岳信仰も徐々に民衆にも広がっていく。代表的な山岳信仰である保呂羽山信仰は本市域のみならず、現在の山形県を含む出羽国一円に及び、この地方の歴代の権力者から信仰を集めた。その神官（別当）は近世になっても藩内の社家を統率する地位である「社家大頭役」を世襲していた。

3-4 近世（江戸時代）

慶長6年（1601）に小野寺氏が改易されると、秋田は佐竹義宣の領地となった。佐竹氏の祖は、後三年合戦において、都から兄である源義家のもとに駆けつけた源義光（よしみつ）である。義宣は自らの本拠地を海に近い久保田（秋田市）の地に定め、秋田藩の政治を行うこととなる。広大な領地を治める藩政の一拠点として横手には須田盛久（すだもりひさ）など直臣を配置して支城とした。5代目からは戸村（とむら）氏が横手城代となり、以降、幕末まで戸村氏一族が城代を勤めることとなる。

横手城主・城代		着任年月	徳川将軍	秋田藩主	主な出来事・人物等
城主初代	小野寺 輝道（おのでらてるみち）	天正 7 年（1579）頃			・平城の横手光盛を討ち、平鹿郡をほぼ掌握する。天正年間に横手城を築城したとみられる。 輝道が沼館城から横手城へ移り、横手盆地の盟主的存在となる。天正 15 年頃に隠居し、吉田城へ移る。
城主 2 代	小野寺 光道（みつみち）	天正 15 年（1587）頃			・輝道隠居後から翌年にかけ、小野寺領内で戦乱が起こる「仙北千戈」。 ・光道は天正 17 年 7 月までに死去したとされる。
城主 3 代	小野寺 義道（よしみち）	天正 17 年（1589）頃			・天正 18 年、豊臣秀吉の奥州仕置。横手城に大谷吉継が入り検地行うも、領内一揆で雄勝・平鹿郡の一部（増田）が ・没収、最上義光へ繰り入れられる。 関ケ原合戦が起こった慶長 7 年に、上記旧領に侵攻したことから、改易され、石見国（島根県）津和野に預けられた。
城代初代	伊達 盛重（だてもりしげ）	慶長 7 年（1602）	初代 徳川家康（とくがわいえやす）	初代 佐竹義宣（さたけよしのぶ）	・伊達盛重は佐竹義宣の母の兄弟で、伊達輝宗（子政宗）とも兄弟。秋田へ転封された佐竹義宣が、 伊達政宗に反発して出奔した伊達盛重を、伊達領への抑えとして横手城へ配置した。
副城代	向 宣政（むかいのぶまさ）	慶長 7 年（1602）			・秋田移封時の先発隊の一人。飛騨国浪人であったが、常陸に来て佐竹氏に仕え、 義宣から一字拝領し、宣政と名乗る。 ・久保田に移り、渋江政光とともに家老とし指揮する。
城代 2 代	須田 盛秀（すだもりひで）	慶長 8 年（1603）	初代 家康（いえやす）	初代 義宣（よしのぶ）	・秋田移封時の先発隊の一人。須賀川城主二階堂盛重の重臣だったが、須賀川城を伊達政宗に攻め落とされ、 佐竹を頼った。義宣麾下となり信任を得る。
副城代	向 正次（まさつぐ）	慶長 8 年（1603）			・向宣政の子。宣政が義宣より久保田に呼び出された後、城代となる。 ・慶長 8 年 9 月に、義宣は新家老渋江政光の登用に不満を持つ佐竹譜代の川井伊勢を横手城茶屋口（七曲坂入口付近）で刺殺。
城代 3 代	須田 盛久（もりひさ）	元和 8 年（1622）	2 代 秀忠（ひでただ）	初代 義宣（よしのぶ）	・元常陸笠間城城主玉生高宗の子で、義宣に従い秋田に移り大坂の陣で活躍。元和 8 年、由利領受け取りには、 小場宣忠の名で須田盛秀や戸村義国らとともに出陣。盛秀が没した 31 歳の時に須田家を継いで八兵衛盛久と改名。 ・寛永元年（1624）、義宣の命により須田盛秀・盛久父子が本多正純・正勝父子を 横手城外曲輪（上野台）に幽閉所を設営する。
城代 4 代	須田 盛品（もりなな）	寛永 10 年（1633）または 寛分 5 年（1667）	3 代 家光（いえみつ）	2 代 義隆（よしたか）	・10 月佐竹義宣が卒し、2 代藩主に義隆が就任。義隆は、戸村・梅津の両名に加え、 須田盛久を家老に登用したことで、横手から久保田に移る。 ・寛永 14 年（1637）、本多正純幽閉所で息を引き取る。 ・正保年間（1644～47）に城下絵図が作られる。「正保図」 ・明暦年間（1655～57）にも作られる。「横手図書館所蔵寛文九年図」 ・寛文 9 年（1669）にも作られる。「石川家伝来寛文九年図」
			4 代 家綱（いえつな）		
城代 5 代	戸村 義連（とむらよしつら）	寛文 12 年（1672）	5 代 綱吉（つなよし）	3 代 義処（よしすみ）	・7 月、須田盛品は病気を理由に横手城代を罷免され、戸村義連が着任。 ・8 月に横手給人は新町駆け上がりの坂（幸町大鳥井山付近）で戸村義連を出迎える。 横手城代を補佐した茂木氏が離れ、赤坂氏が補佐することになる。 ・延宝 8 年（1680）に横手城下絵図が作られる。「延宝図」
城代 6 代	戸村 義輔（よしすけ）	元禄 13 年（1700）	6 代 家宣（いえのぶ） 7 代 家継（いえつぐ）	4 代 義格（よしただ）	・義連が隠居したことで、戸村家 11 代目当主になり、横手城代に就任。 ・正徳 3 年（1713）から享保 2 年（1717）の 5 年間、家老として久保田城三の丸の屋敷に移り、藩政を主導。
城代 7 代	戸村 義見（よしちか）	享保 4 年（1719）	8 代 吉宗（よしむね）	5 代 義峰（よしみね）	・義輔が隠居し、嫡子義見が戸村家 11 代目当主となり、横手城代に就任。 ・正徳元年（1711）15 歳の時、藩主義格に拝謁し、義の一字を拝領。 ・享保 13 年（1728）に横手城下絵図が作られる。「享保図」
城代 8 代	戸村 義孚（よしさね）	延享元年（1744）	9 代 家重（いえしげ）	6 代 義真（よしまさ） 7 代 義明（よしはる）	・寛保 4 年（1744）7 月に義見が他界。龍昌院にて葬儀を行う。 ・9 月に横手城の本丸で横手城代発令が行われる。二の丸の戸村屋敷で酒が振舞われる。 ・この頃『六郡郡邑記』著される。
城代 9 代	戸村 義敬（よしひろ）	宝暦 9 年（1759）	10 代 家治（いえはる）	8 代 義敦（よしあつ）	・9 月、佐竹義教のもと、15 歳だった義敬は家督継承と横手城代に就任。 ・藩は宝暦の銀札騒動や藩主義明の急死など幕府の監視下に置かれていた。 ・義敬は安永 2（1773）から翌年家老として藩政を主導。
城代10代	戸村 義通（よしみち）	享和元年（1801）	11 代 家斉（いえなり）	9 代 義和（よしまさ）	・文化 4 年（1807）、幕府より蝦夷地箱館の出張警備を命じられ、向組下を中心とする 横手武士が北海道に渡った。増毛などに駐屯した。 ・文化 8 年（1811）、菅江真澄が藩主義和から出羽六郡の地誌作成の命を受ける。
				10 代 義厚（よしひろ）	
城代11 代	戸村 義效（よしかた）	文政 11 年（1828）	12 代 家慶（いえよし） 13 代 家定（いえさだ）	11 代 義睦（よしちか）	・11 歳で家督を継承し、義厚より横手城代を命じられる。 ・天保 4,5 年（1833, 34）を中心に大飢饉。 ・文久 3 年（1868）に藩主義睦より家老を任じられ京都にのぼる。 ・慶応 4 年（1868）閏 4 月、白石会議に出席、奥羽列藩同盟に署名する。 ・嘉永 2 年（1849）に、横手城下絵図が作られる。「嘉永図」
城代12代	戸村 義得（よしあり）	文久 3 年（1863）	14 代 家茂（いえもち） 15 代 慶喜（よしのぶ）	12 代 義堯（よしたか）	・11 歳で佐竹義堯に謁見し、文久 3 年に父義效が家老となって横手を離れるとき 15 歳にして横手城代に任じられた。 ・慶応 4 年（1868）の 20 歳の時、秋田藩が奥羽列藩同盟を離脱し、仙台・庄内連合 軍に攻め込まれ、横手城で籠城し応戦するも猛攻に耐え切れず、落ち延びた。

横手城主・城代の一覧（横手市教育委員会作成）

関ヶ原の戦いの後、横手にあった城はほとんどが廃城となり、残されたのは横手城のほか金沢城・増田城・浅舞城・大森城であった。慶長 20 年（1615）の一国一城令にあたり、これらも廃城となり横手城のみ存続する。

佐竹氏は街道整備のほか殖産興業、新田開発にも力を注いだ。羽州街道が整備されるとともに、各主要集落を結ぶ脇街道も整備されたほか、雄物川を基幹とする舟運も盛んになり物流の機能が向上した。また、平和な時代になって人口が増加したことも影響してか、新田開発によって多くの新しい集落が誕生した。十文字地域や大雄地域などを中心に開拓者の名前を冠した地名が残るほか、集落誕生にあたり勧請された神社は現在も集落の鎮守として受け継がれる。なお、こうした集落の誕生や交通網整備も相まって、小野寺氏時代に城下であった村々は徐々に周辺の農村集落も含む物資の集散機能が強化され、商業機能が発達して在郷化し、町の規模も拡大しながらそれぞれが地域の主要拠点としてあり続けた。道路交通網や集落体系や特性のほか、民俗芸能などの現代に生きる本市を取り巻く環境は、この江戸時代を通じて培われたものが基盤となっているものが多い。

蛇の崎橋から見た
鐘楼堂と横手城

◆横手城跡

横手城跡は、山城と内町にある堀・河川から構成される平山城で、その面積は約 36 万㎡と広大である。西側の中央部に城の正面入口にあたる大手口が位置し、麓から急崖に作られた七曲坂の階段を登るとかつては大手門があり、南側には本丸、北側には二

の丸が置かれていた。現在も七曲坂のほか郭が良好に残り、本丸跡、二の丸跡、武者溜跡、大手門跡、七曲坂を含む一帯が市の史跡に指定される。『宝暦留書』（1751）等によると、南側に本丸、北側に二の丸、ほかに門9か所、柵門が2か所、井戸が2基あったとされる。城下は、横手川の水運と羽州街道を取り込んで近世の城下町として発展した。この川の城側には武家町である内町、外側には外町として町人町や寺院などが配され、外町は横手商業の発展とともに拡大していった。

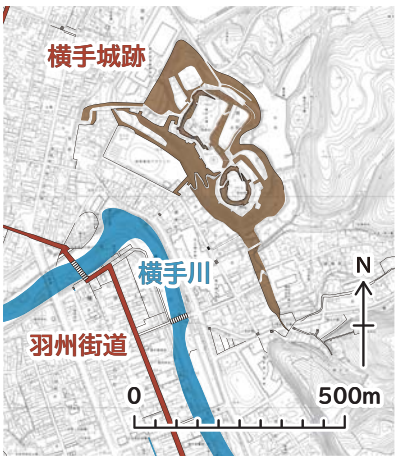

横手城跡の立地
（横手市教育委員会調査）

横手城は戊辰戦争で焼失し、明治4年（1871）に廃城となる。明治 12 年（1879）には本丸跡に秋田神社が建てられ、明治 35 年（1902）に東京の作庭家である長岡安平（1842-1925）の設計により一帯は横手公園として整備され、昭和 40 年（1965）に二の丸跡に天守閣を模した鉄筋コンクリート造の展望台が建てられた。展望台前の武者溜跡からは市街地が一望でき、市民の憩いの場となっている。横手城跡では、昭和 43 年（1968）以降「かまくら行事」が開催されるほか、「さくらまつり」や「送り盆行事」を彩る花火会場の一つとなっている。

◆城下町の整備

慶長8年（1603）、佐竹氏は横手川の流れを付け替え、土地の高低差をならして武士と足軽の住む「内町」を広げた。また、羽州街道に沿って蛇の崎橋を南下した先には、町人町の「外町」を作った。蛇の崎橋などを「内町」と「外町」の結節点とする町割りがなされたのはこの頃とされる。横手市教育委員会が所蔵する延宝8年（1680）ごろの状況が描かれた「横手城下全図」（市指定）や、嘉永2年（1849）の「横手御城下絵図」（秋田県公文書館）などから「内町」「外町」周辺は町名の変更等は一部にあるが、当時の地割を良好に残していることが分かる。

横手城下全図
延宝8年（1680）ごろ

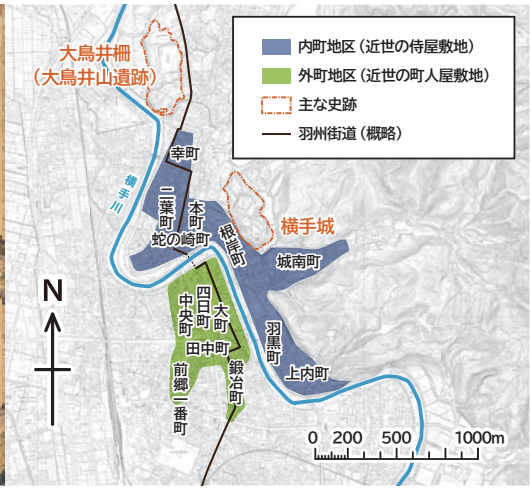

内町・外町エリア
（延宝8年絵図より）

「内町」と呼ばれる地区は根岸町や羽黒町、上内町、本町、二葉町、城南町など、横手川右岸（東側）に広がる集落を指す。戊辰戦争でほとんどが焼失したが、地割りは藩政期の様相を残し、「新町」といわれた二葉町は道路幅が現在でも6間あり、藩主通行の際には家臣団がここで出迎えたとされる。切妻造あるいは入母屋造妻入で、唐破風の屋根による玄関を構えた住宅が随所に残る。前庭の植栽には杉のほか、「横手柿」と通称される柿を植えるところも多い。板塀や生け垣が並ぶ景観は、武家地であった頃の風情を現在に伝える。羽黒町にある旧片野家住宅は敷地を板塀で囲い、中央部に主屋、南側と東側に庭を設ける。主屋は明治期の建築とされ、主屋の西側は煉瓦造の土蔵が付属する。羽黒町や上内町は平成 25 年（2013）、景観重点地区に指定された。このほか、内町と外町を結ぶ蛇の崎橋の脇に所在する観音寺地内には、戦前の建築とされる鐘楼堂がある。昭和6年（1931）12 月5日の秋南新報には「蛇ノ崎橋は横手町の名所として（中略）橋を越して東に見える鐘楼堂その向ふの一段高きに横手公園ありて共に風光の最も優れたる景勝の地」と記される。現在でも市民に親しまれるのみならず、鐘楼堂のある風景は横手らしい景観を創りあげている。

「外町」地区は大町や四日町、鍛冶町、田中町など、横手川左岸（西側）に広がる旧町人町であり、羽州街道が

南北に縦断する。このうち幅6間半の道路割を現在も踏襲する大町と四日町では市が開設され、大町には参勤交代に伴う弘前藩（青森県）の本陣が置かれた。現在でも、四日町や大町には斎太薬局本店店舗や木村屋商店本店などの明治から昭和初期にかけて建てられた建造物が立ち並ぶほか、西側は寺院が並ぶ町並みである。このほか、明治 38 年（1905）頃の建築とされる鍛冶町のこうじ庵（旧佐々木麹店）主屋などの住宅兼店舗建築があるほか、田中町の正平寺山門は景観のランドマークとなっている明治期の建築で、「赤門」として地域の人に親しまれる。

参考『羽後平鹿郡　朝倉城全景』柴田楳渓

往時の横手城（朝倉城）の様子を模写したもの。

柴田楳渓（1852-1922）は柴田南谷の子。はじめ南谷に手ほどきを受け、雪樵と号した。30 歳で京都に赴き幸野楳嶺に師事した。 明 治 15 年（1882）以降の作例とみられる。

◆交通網の整備

陸上交通路は、福島から青森を結んで南北に延びる羽州街道（現国道 13 号）、東の南部藩と結ぶ南部（小松川）街道（現国道 107 号）、南の仙台藩領と結ぶ手倉街道（現国道 342 号）・小安街道（現国道 398 号、県道 108 号）、西の矢島藩と結ぶ沼館街道・本荘街道（現国道 107 号）のほか、波宇志別神社参道などが整備された。いずれも小野寺氏の時代までにある程度整えられていたものが、街道として整備されたものとされる。幹線の羽州街道から領内各地に延びる街道のうち重要なものが「脇街道」と呼ばれ、中世以来の重要な道路であったが、江戸時代初期に整備されて以降、その名称で呼称された。このうち、小松川街道は南部藩領と、手倉街道や小安街道は仙台藩領を結ぶ重要な交易路として利用され国境には番所も設けられた。例として、手倉街道では移出品として、米・大豆・小豆・材木・漆・ろうそく・鉄・銅・鉛・綿・生糸・麻糸など、移入品として生鮭・ほっけ・するめ・あわび・かつおぶし・海苔・わかめなどが扱われた。一方小安街道では移出品として酒・鯉など、移入品として白糸・真綿・海苔・松藻などが扱われた。

羽州街道

羽州街道と主な遠方を結ぶ街道

水上交通（舟運）では、雄物川とその支流が、久保田城下までの物資の大量輸送を支えた。雄物川は、秋田県の北部を流れる米代川と並ぶ秋田の二大河川であり、両河川では江戸から明治期にかけて盛んに舟運が行われた。その河口の土崎港（秋田市）と能代港（能代市）では、北前船を通じて全国の市場と結ばれ、様々な商品が取引された。北の米代川からは主に銅と木材が運ばれ、南の雄物川からは主に米が運ばれたという。逆に、日本海側から内陸部に運ばれた物資の一部は途中から陸上輸送に切り替えて南部藩などにも移出された。こうして雄物川は、秋田藩のみならず、隣接する諸藩も加え

舟運の様子
船絵馬（深井八幡神社）より

た交易ルートとして、物資流通の大動脈の役割を果たした。

本市東部は横手川、南部は皆瀬川とその支流の成瀬川が流れ、いずれも雄物川と合流し、各地に河港や船着き場が設けられた。雄物川沿いの大森、阿気、沼館、大沢、深井などには、舟運の集積地として「浜蔵」が置かれ、河港から各地の在郷町を結ぶ道も整備された。河港に集められた米や材木、木綿などの様々な物資は、雄物川と横手川の合流地点である角間川河港（大仙市）を経由し久保田城下の最大港である土崎港に集積された。ここから北前船などを利用して、物資が江戸や京都、大坂などへ送られた。その一方で、中央の物資とともに情報や文化が本市にもたらされた。舟の到着とともに、河港は多くの人で賑わったことが推測され、多様な文化や情報も各地に広がった。河港は物資の集散拠点であるばかりでなく、文化や情報の発信拠点としても機能していた。各種信仰も広まったとみられ、輸送の安全を祈願する金毘羅信仰や馬頭観音信仰も盛んになった。舟運は明治の鉄道の開通により衰退するが、現在の町の形成や文化の伝播に大きな影響を与えたといえる。

陸路、水路という近世の交通網の整備により、横手の城下、そして大森や沼館、浅舞、増田などが在郷町として発展していく土壌ができあがった。主要街道である羽州街道には、横手と金沢（横手地域）の2か所に宿駅が置かれ、宿場としても発展したほか、山内地域小松川・雄物川地域大沢及び八沢木（大森地域）には番所が置かれた。横手のほか脇街道沿いにある増田、浅舞、大森、今宿（雄物川地域）では定期市が開設され、旬の農産物や舟運によってもたらされた物資なども取引され、地域経済の中心として発展していった。

小松川番所跡

◆近世の産業

秋田の基幹産業は農業・鉱山業・林業であった。近世前期に行われた検地は3度にも及び、十五野新田（十文字地域）や谷地新田（雄物川・十文字地域）といった「新田」という地名が市内各所で確認され、新田開発が盛んに行われていたことが分かる。新田開発により、横手盆地が藩の石高の押し上げに貢献していたと考えられ、次々と新しい集落が誕生した。秋田藩は、寛政3年（1791）から殖産興業政策を行い、米以外に養蚕や紙漉きを奨励した。県南では、文政9年（1826）に増田地域の縫殿河原に桑園が設置され、近隣の集落で養蚕が盛んになった。

鉱業は、本市周辺にも多くの鉱山があったが、小規模なものが多い。代表的な鉱山には、本市の資産家も投資を行い増田銀山と呼ばれた田子内鉱山（東成瀬村）と吉野鉱山（のちの吉乃鉱山、増田地域）がある。吉野鉱山は、享保5年（1720）に銅鉱石の採掘が開始されたが、最大規模の鉱床が発見されて活況を呈するのは大正期である。

◆文化の振興と継承

佐竹氏は、歴史ある波宇志別神社を手厚く保護するとともに、自らも源氏であることから、縁のある金澤八幡宮（横手地域）や浅舞八幡神社（平鹿地域）、沼館八幡神社（雄物川地域）などの源氏にゆかりのある八幡神社も篤く庇護した。なお、後三年合戦の伝承が広く分布していることも、佐竹氏の祖である源義家の弟新羅三郎義光が関わった後三年合戦の歴史を、佐竹氏も含め広く伝えてきたことに要因の一つがあるものとされる。

金澤八幡宮

佐竹氏の安定した治世の下、各地で梵天行事や鹿島行事などのほか、集落の神社を拠点とした祭礼に伴う民俗芸能が行われるようになり、周辺集落に派生しながら独自の発展を遂げ、継承されていった。

近世に起源があり、現代に継承されている文化が当地方には多くある。雄物川流域に広がる鹿島信仰や、金沢ささら舞（横手地域）などの民俗芸能は、常陸国から佐竹氏がもたらし、鹿島信仰は雄物川の舟運を通じて各地に広まったとされ、雄物川や支流の横手川流域の各地で鹿島立てや鹿島流しなどの鹿島行事が継承される。また、江戸時代を通じて、地域政治や経済、交通、文化の拠点として発展した横手城下では、武家の左義長と町人の水神信仰が融合した「横手のかまくら」（横手地域）や、巻き狩りが起源とも伝わる「旭岡山神社の梵天」（横手地域）、飢饉の死者を弔う「横手の送り盆行事」（横手地域）などの祭礼が行われるようになった。各地の在郷町などで行われる「神輿渡御行事」は江戸時代に起源をもつものも多く、使用している神輿は江戸時代に京都などで購入され、雄物川舟運によってもたらされたものである例もある。このほか、新田開発に伴う集落の誕生などにあたり、設けられた鎮守としての神

社を基盤として民俗芸能が生まれ、技の伝承を通じてコミュニティや世代間交流を育みながら現代に継承されている例もある。

横手のかまくら

一方で、神社を管理する別当には修験系の者も多くおり、江戸時代になると中世の山岳修行から転じて「里修験（在地修験）」が主体となり、「掠（かすみ）」と呼ばれた周辺集落の神社も含めたエリアを管理し祭祀を行う例も多かった。その中で修験の要素も民衆に広がり、集落や村を単位とする民俗芸能等が育まれた。江戸後期には、こうした修験系の寺院の数は市内で 50 を超えていたとされる。明治初期の神仏分離令や、いわゆる修験道禁止令等により修験の活動は見られなくなったものの、市内の行事や民間信仰など多くのものに修験の要素が取り入れられている。

◆幕末の動乱

慶応4年（1868）に戊辰戦争が起こり、横手城は落城する。奥羽越列藩同盟を破り官軍についた秋田藩に対し、仙台・庄内・米沢（よねざわ）藩などの同盟軍が侵攻を開始した。藩内でも地理的に南に位置していた横手では、増田（増田地域）・沼館（雄物川地域）をはじめとした主要な集落が次々に攻略され、横手城は炎上した。この戦いにより中世から続く多くの建造物が焼失したが、横手城下の地割りはそのまま残された。明治になって、この地割を利用した新たな復興まちづくりが行われ、内町や外町には戊辰戦争後の復興によって建てられた明治期の建造物が多く残る。横手城跡は明治から昭和にかけて公園として整備され、現在も横手地域のシンボルとして親しまれている。

3-5 近現代（明治時代 - 現在）

明治4年（1871）の廃藩置県、明治 11 年（1878）の郡区町村制の施行により、秋田県と平鹿郡の枠組みが成立した。この時期に全国的に自由民権運動が起きたが、秋田県内では、改進党系の穏健な言論派であった「北羽聯合会（ほくうれんごうかい）」と自由党系の急進派であった「秋田立志会（あきたりっしかい）」が結成された。後者は、平鹿郡中吉田の柴田浅五郎（しばたあさごろう）を会長とし、その会員は旧藩の士族や多くの下層の農民からなり、「国会開設の議が却下された以上、政府を転覆して立憲政治を達成しなければならない。」というものであった。明治 14 年（1881）に「秋田事件」と呼ばれる、資金調達のために資産家の殺人強奪事件を起こして瓦解した。その後、明治・昭和・平成の市町村合併のうねりを経て現在の横手市の姿になった。

◆交通の変化

近世以降、雄物川水系の舟運は内陸部横手の動脈であり、年貢米や各種物資の運搬はもとより、江戸・京都・大坂（阪）の情報や文化をもたらすルートであったが、明治に入り鉄道や道路の整備に伴い、物流の主役は次第に陸上交通網に変化していった。市を南北に縦断し、東北日本海側の主要交通路であった羽州街道に沿って、明治 18 年（1885）頃から国道 40 号（現在　国道 13 号）として整備が進められ、昭和 27 年（1952）に福島 - 秋田間が国道 13 号となり、現在も物流の大動脈となっている。鉄道も同じようなルートで進められ、明治 38 年（1905）には奥羽線の横手駅・十文字駅が相次いで開業し、福島から青森までの奥羽線全区間が開通した。これらの南北の主要道や鉄道に加え、太平洋側と日本海側を結んで、横手で交わる東西の道路や鉄道の整備も進められた。古くからの南部（小松川）街道等に沿って明治 14 年（1881）に平和街道が整備されるとともに、日本海側に抜ける本荘街道も整備され現在の国道 107 号となっている。北上と横手を結ぶ鉄道は、大正9年（1920）から軽便鉄道として整備され、大正 13 年（1924）に全線が横黒線（おうこく）（現　北上線）として開通した。横手から日本海側を結ぶ鉄道は、釜石（岩手県）から横手、本荘（由利本荘市）を結ぶ陸羽横断鉄道構想の下で、横手－本荘間の開業を目指し、横荘鉄道株式会社が大正5年（1916）から建設を始めた。現在の本市を横断した横手側の東線は、大正7年（1918）に横手 - 沼館間が開業し、昭和5年（1930）には老方（おいかた）（由利本荘市）まで延伸した。通勤通学や農産物の輸送に親しまれたが、遂に完全開通することなく昭和 46 年（1971）に廃止された。東線と同時期に建設を開始した西線は大正 11 年（1922）に羽後本荘 - 前郷（まえごう）間が開通したが、後に国鉄に吸収され、現在は、由利高原鉄道の

奥羽本線横手停車場前

鳥海山ろく線の一部として利用されている。

戦後は自動車の普及が進み、マイカー人口が増加し、自動車交通量は増加、道路は拡幅され、国道の付替や一部4車線化などの改修が継続して行われた。平成3年（1991）には東北横断自動車道釜石秋田線の横手-秋田間が開通し、以後、高速交通網の整備が進められ、令和元年（2019）には横手北スマートインターチェンジが設置され、観光振興や物流の効率化による地域経済の活性化に期待が寄せられている。

◆産業の近代化

明治に入り産業の近代化が提唱されると各地域で特色ある産物が生み出され、新たに整備された道路や鉄道によって東京など遠隔地との物流が盛んになった。横手地域の横手木綿や横手筆、増田地域の生糸・桑・鉱産物、大森地域の荏油や松茸缶詰、平鹿地域の苹果（りんご）、山内地域の生糸・藍・蕎麦・真綿・木炭、十文字地域の菅笠が特産品として知られていた。産業の活性化に伴い、地元資本の銀行の設立も相次ぎ、さらなる投資や改良が進められ、酒･醤油の醸造業や運送業、製材業などが鉄路の開通により販路を大きく拡大するなど、横手地域は多岐に渡り発展し、県南地方の中核都市として発展していった。また、増田地域では生糸・葉タバコの生産や発電事業、平鹿地域では果樹栽培などの近代化が進められた。産地間競争や恐慌・戦争によって廃れてしまったものもあるが、市内にはこうした近代化を示す建造物や遺跡が残る。

鉱工業

秋田県では江戸時代から鉱山が多く稼働していた。市内にも多くの鉱山があり、明治以降横手市域の奥羽山脈側にも多くの鉱山が稼働していた。金属鉱物資源では、吉乃鉱山及び増田鉱山（増田地域）・金宝（武道）鉱山及び南郷鉱山（山内地域）、石炭資源では、平鹿炭鉱（山内地域）及び泥炭（大雄地域ほか）がある。泥炭は、盆地中央部に 600ha に渡って広く分布し､「根っこ」と呼ばれ､燃料として切り出されていた。

吉乃鉱山選鉱場

しかし、活発に採掘されていた鉱山は、吉野鉱山のみであった。吉野鉱山は元小坂鉱山（小坂町）所長の武田恭作（1867-1945）が買収、大正4年（1915）に大規模な熊ノ沢鉱床が発見され「吉乃鉱山」に改称した。亜鉛や鉛、銅などの鉱石である黒鉱や黄銅鉱、黄鉄鉱などを産出して活況を呈し、全国各地からの労働者によって 9,000 人を超える鉱山町が形成された。

鉱山の好況による人口の増加は、隣接する増田地域の経済を特に向上させ、地域経済や文化に大きな影響を与え、町の規模も拡大し、現在残る伝統的な町並みが形成された。また、奥羽線の開通を契機に十文字駅周辺の開発も進められ、吉乃鉱山と十文字駅の間には鉱石を運搬する架空策道が設けられ、手倉街道に沿って十文字駅から増田を経由して吉乃鉱山を行き交う人や物資で大いに賑わったと伝わる。明治 44 年（1911）には、増田水力電気株式会社により横手町、増田村にも電灯が灯され、電力需要は工業の成長とともに急増し、北は旧阿仁町（北秋田市）から南は山形県との県境付近まで送電していた。なお、吉乃鉱山は、盛衰をくりかえしながら操業されたが、労働力の不足や鉱石の品質低下で昭和 32 年（1957）に閉山となった。

繊維産業

産業の近代化は繊維産業から始まった。なかでも養蚕は、かねてから農家の副業として行われていたが、1800 年代になって広く普及した。生糸の生産量は明治初期の段階で平鹿郡・雄勝郡で秋田県全体の 77％を占めており、平鹿郡は雄勝郡に次いで養蚕の盛んな地域であった。生糸の密売防止や品質向上を目的として明治9年（1876）に「生糸改増田村分社」が設立され、新しい桑樹仕立法が「秋田式桑樹仕立法」として広く県内外に普及した。明治 42 年（1909）には平鹿郡立農事講習所が増田地域に設置されている。

藩政期から知られていた「横手木綿」は、重要な産業のひとつとして栄え、大正7年（1918）、横手地域に横手織物株式会社が設立され、県内初の動力織機 20 台を導入、大正末期には 17 業者、動力織機 448 台で年間 36 万反を生産する県内織物産業の中心地になっていった。昭和に入ると県内の綿織物の8割以上が横手で生産され、秋田県繊維工業試験場も昭和 29 年（1954）に設立されたが、その後は化学繊維の普及や中央の大手繊維企業との競争に

より徐々に衰退する。また、織物とともにあった染色業は、正藍浅舞絞り保存会といった市民団体や、その数は少なくなったものの現在も伝統的な技術をもとに営業を続ける染物屋によって今に伝えられている。

農業

本市の経済を支えていた最大の産業は稲作を主体とする農業だが、明治以降は米作の改良とそれ以外の果樹や野菜生産の模索が行われてきた。明治6年（1873）以降、特に平鹿郡の9割の米が、乾燥が不十分とされ、米市場では「秋田腐米」と呼ばれるほど不評であった。そこで明治 13 年（1880）に「秋田改良社」が設立され、横手町では明治 20 年（1887）に五業銀行（養蚕資金貸付、植桑仕入、製糸資金貸付、腐米改良、通常貸付）が設立され、改良に努めた。乾田馬耕法普及や種苗交換会、品種改良、耕地整理によって品質の改善が続けられている。

明治政府が殖産興業の施策として欧米各国の果樹苗木を導入し、これを受けて明治9年（1876）に平鹿地域の伊藤謙吉（1846-1908）がりんごの苗木を購入し、県内で初めてりんごの栽培を始め、藤原利三郎（1868-1935）は増田地域の真人山の麓を開墾し「應鷹園」を、山田貞吉（1849-1924）は平鹿地域の金峰山の麓を開墾し「金麓園」を開いた。当時の米の価格に比べてりんごは高値で取引されたことから市内各地に栽培が広がり、本市東部の斜面地に広がる果樹園の風景が形成された。また、横手地域大沢地区及び隣接する山内地域大沢地区のぶどう栽培の歴史も古く明治 21 年（1888）頃の始まりとされ、本市西部の大森地域を加えた東西の山地斜面などで広く栽培されている。このほか、減反政策の開始などにより生産が拡大した大雄地域のホップ栽培や雄物川地域のすいか栽培のほか、酪農や養蜂、そ菜、花き、葉タバコなど換金作物の栽培も試みられ、複合的な農業経営が行われている。

◆教育と言論の近代化

明治5年（1872）に学制が、明治 12 年（1879）に教育令が公布され、それまでの寺子屋での教育から学校での教育に移行した。明治 23 年（1890）には 27 校舎に高等科5・尋常科 10・簡易課 26 と変化し、中等教育（明治 32 年秋田県立第三尋常中学校）や実業学校も整備された。本市の地域の特色ある教育として「標準語教育」がある。「標準語教育」は、明治 29 年（1896）から西成瀬小学校（増田地域）で教鞭を執った遠藤熊吉によって始められた。そこで遠藤が熱心に取り組んだのは、話しことばの指導、標準語教育である。当時の一般的な標準語教育が、方言を悪いことばと見なし、矯正しようとするものであったのに対し、遠藤は、方言を純化させることにより標準語に至ると考え、方言自体を否定することはしなかった。昭和 39 年（1964）にその功績をたたえる「ことばの碑」が建立された。大正デモクラシーの下で自学自習・個性尊重・自治活動を前面に押し出した自由主義教育が、横手尋常高等小学校を中心に平鹿郡内で行われた。郷土教育も進められ、明治 43 年（1910）に平鹿郡教育会により郡内各町村長と小学校長に郷土誌の編さんが依頼され、3町 11 村 10 集落分が作られた。大正 14 年（1925）には横手尋常高等小学校内に郷土室が設けられ、郷土の物産と刊行物の収集と郷土の自然観察や各種図表・模型製作が行われて自学自習教育の一助とされた。各地域及び学校での郷土学習は途切れることなく現在の「横手を学ぶ郷土学」につながる。

ことばの碑

明治に入ると続々と地方新聞が発行され、地域文化の振興に大きな役割を果たす。明治 25 年（1892）「横手商業新聞」（のち「羽後新報」、横手町大町）、大正 10 年（1921）「雄平新聞」（横手町大水戸町）、「秋南新報」（横手町四日町）、大正 12 年（1923）週刊「横手新報」（横手町羽黒新町）、大正 15 年（1926）両瀬新報（のち「東羽新報」、増田町）、昭和 12 年（1937）「南羽新聞」（横手町大町）などが創刊され、対立や合併をしながら主張を闘わせた。昭和 16 年（1941）に言論統制によって、羽後新報・秋南新報・南羽新聞が「出羽日報」に集合したがやがて廃刊となった。第二次世界大戦後は、最初に「羽後新聞」（横手町大町）や東羽新聞が発刊され、昭和 23 年（1948）には武野武治による週刊「たいまつ」（横手町本町）、昭和 24 年（1949）には「羽後新報」が復刊、昭和 28 年「横手民報」（のち県南民報、横手市大町）と秋南タイムズ（横手市柳町）が出た。他に羽後産業新聞や出羽民友などがある。羽後新報社の編集者が発刊した総合文芸誌「平鹿公論」（のち「羽後公論」）は昭和 24 年（1949）から平成8年（1996）までに通巻 304 号まで出され、市内外の文化人の論文や作品が掲載された。

参考 横手城下の今と昔でまちあるき

横手城下は、都市計画によって大きく姿を変えたように見えて、嘉永２年（1849）の「横手御城下絵図」と比較すると、主要な部分をとどめている場所も多くある。こうした過去と現在の様子を比較しながら往時の様子に思いを馳せてまちあるきをすると、今まで気付かなかった新たな発見や、歴史文化遺産の関係性が見えてくる。

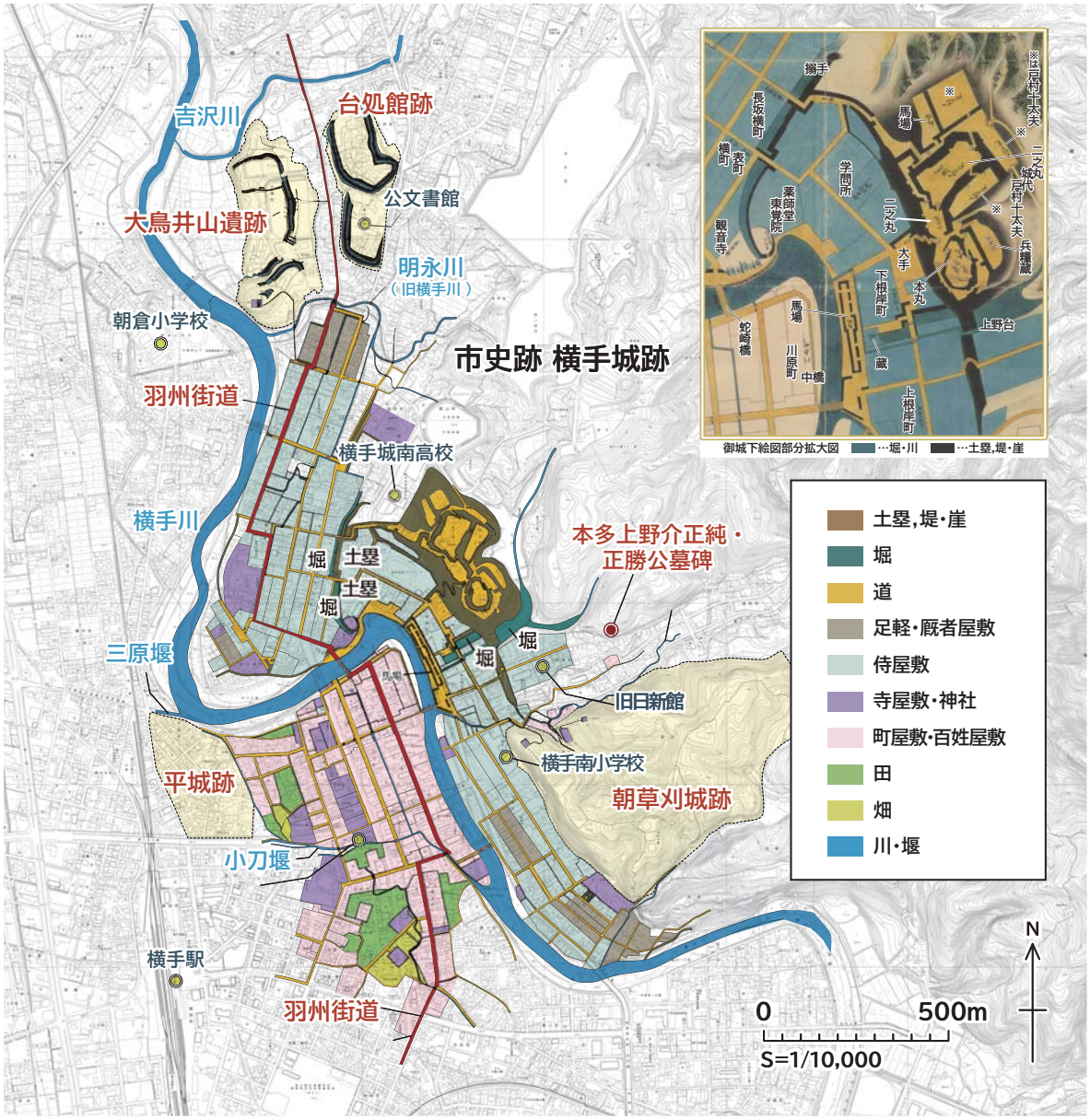

嘉永2年（1849）横手御城下絵図と現在の比較（調査・作成 横手市教育委員会）

第2章　横手市の歴史文化遺産の概要

本市に所在する歴史文化遺産について、類型ごとに概要を記載する。

1. 横手市内の指定等文化財

本市の指定等文化財は、令和7年（2025）4月1日現在で、国指定等（国登録を含む）74 件、県指定 40 件、市指定 163 件となっている。

指定等文化財の一覧表（表１）

種別			国指定・選定	秋田県指定	横手市指定	国登録	計
有形文化財	建造物		3	1	20	64	88
	美術工芸品	絵画	3	10	6	0	19
		彫刻	0	8	8	0	16
		工芸品	1	3	12	0	16
		書跡・典籍	0	2	2	0	4
		古文書	0	0	1	0	1
		考古資料	0	6	16	0	22
		歴史資料	0	1	20	0	21
無形文化財			0	0	3	-	3
民俗文化財	有形民俗文化財		0	0	11	0	11
	無形民俗文化財		1	5	19	-	25
記念物	遺跡（史跡）		1	1	25	0	27
	名勝地（名勝）		0	0	1	0	1
	動物、植物、地質鉱物（天然記念物）		0	3	19	-	22
文化的景観			0	-	-	-	0
伝統的建造物群			1	-	-	-	1
計			10	40	163	64	277

※「地域を定めない」天然記念物（国指定 13 件〔カモシカ・秋田犬・声良鶏・軍鶏・比内鶏・クマゲラ・イヌワシ・オオワシ・オジロワシ・コクガン・ヒシクイ・マガン・ヤマネ〕、県指定1件〔金八鶏〕）は含めない。

※記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財は既に国（1）・県（1）の指定を受けており、重複しての掲載を避けた。

※市内には「ふるさと文化財の森」の設定地はない。

種別のうち「有形文化財」「無形文化財」「民俗文化財」「記念物」については、横手市文化財保護条例（平成 17 年 10 月 1 日条例第 305 号）に規定されており、同条例に基づき市の指定等の保護措置が図られている。

横手市文化財保護条例に規定されていない「伝統的建造物群保存地区」及び「文化的景観」のうち「伝統的建造物群保存地区」については、横手市伝統的建造物群保存条例（平成 24 年 9 月 20 日条例第 30 号）の下で保護措置が図られている。また「文化的景観」は、本計画作成時点では、保存条例等の整備はなされていない。

2．未指定の歴史文化遺産の分類基準

「歴史文化遺産」の分類は、文化財保護法で規定する6つの「大類型」の下に「小類型」を設け、小類型において本市独自の基準を付加した。これにより歴史文化遺産を構成する「文化財」以外の文化的所産も、文化財保護法に基づく6類型の中で分類している。各類型の分類や本市独自の基準についての考え方を以下に示した。なお、本計画では、歴史文化遺産の図表等での表記は、類型ごとに下図で用いたカラーマークを使用し色彩区分を行っている。

類型	
大類型	小類型
A. 有形文化財	有形文化財。
A1. 建造物	建築物及び工作物（土木構造物を含む）。市内の社寺は原則として建造物に分類。
	A11 寺院、A12 神社、A13 工場・倉庫等、A14 民家その他、A15 工作物
A2. 美術工芸品	絵画にはマンガ原画も含む。
	A21.絵画、A22.彫刻、A23.工芸品、A24.書跡・典籍、A25.古文書、A26.考古資料、A27.歴史資料
B. 無形文化財	伝統工芸の技術や芸能など。
	B11 芸能、B12 工芸技術
C. 民俗文化財	市民の生活の推移を理解するために欠くことのできないもの。
C1. 有形民俗	衣服・器具・家具・農具等。民間信仰による堂宇や偶像等のほか、祭礼用具など。
	C11 衣食住、C12 生業、C13 信仰、C14 年中行事・祭礼、C15 民俗芸能等
C2. 無形民俗	民謡、食、伝承を付加。
	C21 風俗慣習（衣食住）、C22 風俗慣習（生業）、C23 風俗慣習（信仰）、C24 風俗慣習（年中行事・祭礼）、C25 風俗慣習（民謡）、C26 風俗慣習（食）、C27 風俗慣習（伝承）、C28 民俗芸能、C29 民俗技術
D. 記念物	記念物。
D1. 遺跡（史跡）	未調査の中世城館跡を含む。既に消滅した旧跡や伝承地を付加。
	D11 集落跡等、D12 城館跡、D13 社寺跡等、D14 墓・碑、D15 交通施設、D16 その他遺跡、D17 旧跡・伝承地
D2. 名勝地（名勝）	自然の景勝地や人工的な庭園など。
	D21 公園・庭園、D22 景勝地、D23 山岳／河川等、D24 眺望地、D25 湧泉
D3. 動物、植物、地質鉱物（天然記念物）	樹木、生物、地質鉱物など。
	D31 動物、D32 植物、D33 地質鉱物
E. 文化的景観	E11 文化的景観
F. 伝統的建造物群	F11 伝統的建造物群

（青字は、本市独自に加えた分類基準の一部を示す）

歴史文化遺産の分類基準

※小類型は、文化財保護法のほか「国宝及び重要文化財（建造物）指定基準」（昭和 26 年5月 10 日文化財保護委員会告示第2号）、「国宝及び重要文化財指定基準並びに特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準」（昭和 26 年5月 10 日文化財保護委員会告示第2号）、「重要無形文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定の基準」（昭和 29 年 12 月 25 日文化財保護委員会告示第 55 号）、「重要有形民俗文化財指定基準」（昭和 29 年 12 月 25 日文化財保護委員会告示第 58 号）、「重要無形民俗文化財指定基準」（昭和 50 年 11 月 20 日文部省告示第 156 号）などを参考としている。

（1）有形文化財

1） 建造物

寺院、神社、工場・倉庫等、民家その他、工作物に分類した。このうち寺院及び神社は、建造物調査が行われた例が少なく概要が明らかでないものも多いが、便宜的に廃され跡地となっているものを除く全てを建造物として分類した。このため、指定等建造物以外は、本堂や本殿などの施設名称でなく、社寺名称で記載した。時代は開創等の年代でなく、本堂や本殿等の主要な施設の建築年代を基に取りまとめている。原則として宅地内にある個人が建立した社（個人社）や集落以外の講中が管理する神社、境内社等はとりまとめていない。工作物は、土木構造物を含む。

2） 美術工芸品

絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍、古文書、考古資料、歴史資料に分類した。横手市増田（ますだ）まんが美術館で多数のマンガ原画を保存しており、絵画に分類した。このほか、市内各地には人物等の顕彰碑や何らかの事象を記録した記念碑等が把握されており、その事績や事象を示すものとして歴史資料で分類している。

（2）無形文化財

芸能、工芸技術に分類した。市にゆかりがあり、市民にとってなじみ深い歌謡曲などは芸能に分類した。

（3）民俗文化財

1）有形民俗文化財

衣食住、生業、信仰、年中行事・祭礼、民俗芸能等に分類した。民間信仰にまつわる石造物（信仰塔）は、ここに分類した。

2）無形民俗文化財

風俗慣習として、衣食住、生業、信仰、年中行事・祭礼に加え、現在に至るまで祭礼や生業、日常生活の中で紡がれてきた民謡、食、伝承を項目に加えた。このほか、民俗芸能、民俗技術に分類した。このうち、衣食住は、禁忌などの人々が古くから伝わる生活や行事の独特の習わしのほか、その時々の状況やそれにまつわる人々の記憶なども含む。祭礼は信仰的要素を含む場合が多いが、本市の場合、多くは民俗芸能と合わせて成立し、毎年定期的に繰り返される年中行事としての要素も色濃く、不可分なものと判断されることから、年中行事・祭礼として分類した。時代については明らかでないものが多いが、遅くともこの時代には実施されていたと推定される年代の上限で分類している。伝承は、大きく「伝承地等が存在し、そこにまつわる伝承」と、「昔語りとしての口頭伝承」があるが、主として口頭伝承を取りまとめた。

（4）記念物

1）遺跡（史跡）

集落跡等、城館跡等、社寺跡等、墓・碑、交通施設、その他遺跡、旧跡・伝承地に分類した。旧跡・伝承地は、史実に基づく確実性に乏しいか、或いは遺構等が既に消滅しているものの、長く当該地と伝承されてきた場所等を分類した。周知の埋蔵文化財包蔵地のうち、調査等によって概要が示された中世城館等はここに分類した。なお、遺跡のうち重要なものとして国や県、市が指定したものを「史跡」と呼ぶ。

2）名勝地（名勝）

公園・庭園等、景勝地等、山岳・河川等、眺望地、湧泉に分類した。山岳や河川には「奥羽山脈」や「雄物川」等も含まれるが、これらは第 1 章で取り上げており、信仰の対象となった山岳などの一部を除き対象から除外した。横手市景観計画において、市内の良好な景観とされる素材が多く確認されており、眺望地点に分類した。なお、名勝地のうち重要なものとして国や県、市が指定したものを「名勝」と呼ぶ。

3）動物、植物、地質鉱物（天然記念物）

動物、植物、地質鉱物で分類しているが、絶滅のおそれのある野生生物等に関しては第1章の記載にとどめた。なお、動物、植物、地質鉱物のうち重要なものとして国や県、市が指定したものを「天然記念物」と呼ぶ。

（5）文化的景観

地域における人々の生活または生業及び地域の風土により形成された景観地を分類している。

（6）伝統的建造物群

周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群を分類している。

3. 類型ごとの歴史文化遺産の特徴

歴史文化遺産の把握にあたっては、これまで地方自治体等による公的な調査（以下、既存調査という。）が行われた分野や市町村史、資料館の企画展等で取り上げられた内容を調査したほか、文化財保護団体等による調査、地域住民によるワークショップ形式での調査、住民等ヒアリングなどを実施し取りまとめており、手段については第5章2. に記載した。資料館等で収蔵する資料や、埋蔵文化財発掘調査の出土資料などは、原則として指定等歴史文化遺産に限って取りまとめた。

把握された未指定の歴史文化遺産の総数は、1,917件である。「歴史文化遺産リスト」で取りまとめており、今後もリストの更新を図っていく。なお、本文では歴史文化遺産名称の後に、所在する地域名及び指定等の区分を括弧で表記している。

以下に、前項で示した分類基準に基づき把握された、市内に所在する歴史文化遺産について、指定等歴史文化遺産を中心に、種類や時代、歴史的・地理的な分布状況や類型・様式的な特徴を述べる。

未指定の歴史文化遺産の一覧表（表2）

種別			未指定
有形文化財	建造物		519
	美術工芸品	絵画	62
		彫刻	129
		工芸品	9
		書跡・典籍	11
		古文書	16
		考古資料	13
		歴史資料	60
無形文化財			11
民俗文化財	有形民俗文化財		159
	無形民俗文化財		417
記念物	遺跡（史跡）		290
	名勝地（名勝）		151
	動物、植物、地質鉱物（天然記念物）		37
文化的景観			20
伝統的建造物群			14
計			1,917

（1） 有形文化財

1） 建造物

建造物は、寺院、神社、工場・倉庫等、民家その他、工作物に分類した。詳細調査が行われた例が少なく、建築年代の多くが推定であり、外観上の様式や口伝によるものが多い。現存する建造物で建築年代が中世にさかのぼるものは、「波宇志別神社神楽殿」（大森地域・国指定）に限られる。近世の建築は社寺が多く、民家では町家、農家ともに数例の確認にとどまり、いずれも江戸後期以降の建築に限られる。工場・倉庫や工作物は、近代以降の建築に限られる。

近世以前に建てられた建造物が少ない理由について、当地方は1mを超える豪雪地帯であるため、建造物の維持に影響を及ぼしたとみられるほか、記録が散見される戦火や失火、地震などの災害による影響も考えられる。市の中心市街地は戊辰戦争の戦火にあっており、多くの建造物はこの時に焼失した。

寺院

古代・中世の寺院は、文献では天台宗など密教系の記述が散見される。近世初頭の佐竹氏入部以降に多くの寺院が曹洞宗に改宗したとみられ、現在ある市内寺院の宗派は、曹洞宗・浄土真宗系が半数以上を占める。また、市内寺院の半数近くが横手地域にあり、近世以降、横手城下では羽州街道の西側に「寺町」が形成された。増田地域と山内地域は2寺、大雄地域は1寺と少ない。天明年間（1781-1789）から幕末にかけて建てられた本堂が複数確認されているが、指定等の措置の図られた寺院の堂宇及び付属建物はない。

神社

神社は、延長5年（927）に編さんされた『延喜式神名帳』によると、古代の横手には波宇志別神社と塩湯彦神社

（山内地域・未指定）が存在し、それぞれ保呂羽山、御嶽山の山頂に本殿が祀られた。塩湯彦神社は後に廃絶したが、波宇志別神社は現在まで存続しており、保呂羽山麓には「里宮」や「神楽殿」「仁王門」が配され、広大な神域の名残をとどめている。このうち「波宇志別神社 神楽殿」は、鎌倉時代の部材を一部使用した室町時代中期の建造物で、「波宇志別神社 仁王門」（大森地域・市指定）は元和5年（1619）の建築である。

市内の神社には、人名または地名からなる例がある一方で、神明社・八幡神社・稲荷社などの勧請された例が圧倒的に多いことから、村が成立する江戸時代以降に村の鎮守として祀られた例が多いとみられる。現存する神社は多くの場合集落単位で置かれ、集落の中央あるいは集落端付近に立地する。複数の集落が隣接して市街地を構成する在郷町では、比較的社殿や境内の規模も大きい。これは、近世から続く村では中心的な社と付属的な社があり、近代以降に中心的な社に合祀されていったことも影響するとされる。文化年間（1804-1818）から近代にかけて建てられた本殿や拝殿が多くみられ、弘化4年（1847）建築の「貴船神社 本殿」（横手地域・市指定）や、明治 26 年（1893）建築の「八幡神社（三嶋）本殿」（平鹿地域・市指定）などがある。柱に人物・動植物をモチーフとした彫刻を施している場合が多く、これは横手地域出身の中島重栄（1856-1942）の作とされており、当地方の特徴ともなっている。

国指定 波宇志別神社神楽殿

指定日:昭和55年1月26日

大森地域に位置する。「波宇志別神社」は、延長５年(927)にまとめられた延喜式神名帳にその名がみえる神社であり、神楽殿は本殿に代わって神子による湯立神楽、歌舞の祭事が行われた重要な建物である。室町時代中期の建築で桁行３間、梁間４間、一重の切妻造、梁間２間の身舎の前後に庇を付けた両流造の形式をとる。

波宇志別神社神楽殿

八幡神社（三嶋）本殿

工場・倉庫等

工場等の施設は、既存調査で把握されたものにも既に解体されている例が多い。このうち、明治 43 年（1910）建築の「旧真人発電所 水槽施設」（増田地域・未指定）は、上屋は解体されたものの一部の構造が残る。街道上に位置しており、人々にとってのランドマークとなっているほか、地域が広域に及ぼした発電事業による近代化を示す歴史文化遺産として、探訪などの郷土教育にも活用されている。

倉庫は、明治から戦前にかけて奥羽線や横荘線の開通に伴って駅前等に建設されたものや、組合組織等の結成によって建設された農業用倉庫、農村部の郷蔵等が散見される。大正時代建築の「旧羽後里見駅前 農業倉庫群」（雄物川地域・未指定）や、昭和 11 年（1936）建築の「秋田県果樹協会 倉庫」（平鹿地域・未指定）等がある。

民家その他

町家は、街道に面して商業が発展した在郷町を中心に、短冊形の敷地の間口いっぱいに建てた店舗兼住宅が多くみられ、その周辺に店舗を持たない町家が軒を連ねる。切妻造妻入が一般的だが、入母屋造や寄棟造のものもある。主屋の軒を深くし、道路に面した建物前面に1間幅の下屋庇を設け、内部の南側にトオリドマを設けるなどの採光や雪対策のための工夫がみられる。屋根は木端葺・杉皮葺を主としていたが、現在は金属板葺となっている。

在郷町を離れると街道沿いに農家が点在するようになり、農村集落が広がる。街道沿いの農家は切妻造妻入を主とするが、敷地間口が広いため平入とする例も多い。

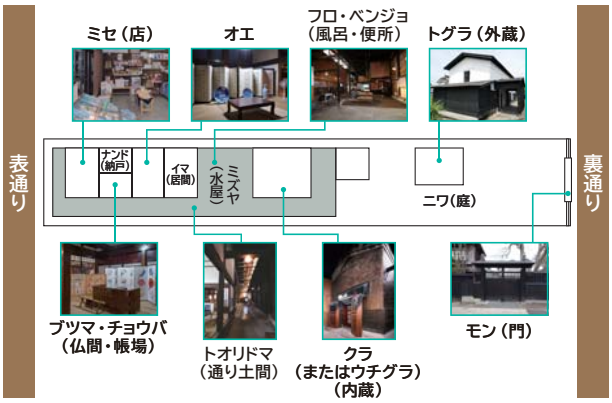

市内在郷町の町家の典型的な間取り（増田地区）

街道から離れた農家の敷地は方形や短冊形など多様だが、町家に比べると大規模な敷地を有し、敷地中央に主屋が置かれる場合が多い。直線状に間取りが並ぶ直屋が一般的で、中門造も散見される。中門造は主屋の前面にある突出部が玄関にあたり、降雪期に主屋への出入りを容易にするために採用された構造である。屋根は、かつては茅葺であったが、現在残る茅葺の農家は金属板で覆っている。間取りは、「田」の字にチャノマ・ネドコ・ダイドコロ・ドマが配置され、前座敷形式が多い。縁側ではなく、縁側の縁板を半分だけ敷き、残り半分を土間にし、外側に雨戸を引く土縁となるのも雪対策のための工夫である。

町家や農家に付属する施設として、土蔵や板倉などの「蔵」がある。このうち、土蔵には単独で立地する「外蔵」、土蔵そのものを鞘で覆う鞘付土蔵である「内蔵」、例は少ないが店舗としての機能を持つ「店蔵」がある。「内蔵」は、主屋の背面に土蔵を置き、その横に主屋から続くトオリドマを設け、土蔵及びトオリドマを鞘建物で覆い、主屋と接続させる形式をとる。増田地区や浅舞地区など各地の在郷町に多く残るほか、横手城下の商家町である外町周辺や、一部の農村集落における豪農層の農家にもみられる。こうした土蔵を鞘で覆う形式は、豪雪地帯でもあるこの地方で発展した象徴的な施設ともいえる。また、板倉は農家に多く「セロ」と呼ばれることから、「井籠倉」に起源があることが想定される。穀物の貯蔵に優れており、敷地の入口付近に置かれることが多い。

セロ

近世までの建築で年代が棟札等により特定できる例は、弘化4年（1847）建築の「旧長江八兵衛商店座敷蔵」（増田地域・国登録）など僅かである。町家では、明治初期建築の「佐藤家住宅」（増田地域・国指定）や、大正15年（1926）建築の「今野商店店蔵」（大森地域・国登録）などがあり、農家では大正3年（1914）建築の「伊藤八重家住宅」（横手地域・国登録）などがある。洋風建築は数が少なく、明治35年（1902）建築の「旧日新館」（横手地域・県指定）や、大正15年（1926）建築の「平源旅館本店」（横手地域・国登録）などがある。なお、社寺以外の宗教建築には、昭和13年（1938）建築の「カトリック横手教会聖堂」（横手地域・市指定）や昭和24年（1949）建築の「東北聖書バプテスト十文字教会」（十文字地域・国登録）がある。このほか、寛政7年（1795）建築で藩の出先機関の門であった「浅舞の御役屋門」（平鹿地域・市指定）などの社寺や公共施設の付属施設のほか、文化3年（1806）建築の「十文字の旦那門」（十文字地域・市指定）などの民家の付属施設がある。

国指定 佐藤家住宅、旧松浦家住宅

指定日:ともに平成29年2月23日

ともに、増田地域の横手市増田伝統的建造物群保存地区のほぼ中央に位置する。佐藤家住宅は、主屋が長大な土蔵造の居住部に店の間や居室を収め、装飾の施された覆屋で覆うという、類い稀な構成をもつ住宅である。旧松浦家住宅は、主屋から後方に伸ばす「鞘」と呼ばれる覆屋で座敷蔵を覆う一体的な構成であり、建築年代が明らかな主屋、座敷蔵、米蔵の３棟が残るこの地域唯一の例である。

佐藤家住宅

工作物

工作物は、近世では近代以降の工作物には、鉄橋、橋梁、隧道などの交通施設に関連するものなどがあり、大正期の「旧日本国有鉄道横黒線関連施設」（山内地域ほか・未指定）や、昭和初期の「旧横荘鉄道横荘線関連施設」（雄物川地域ほか・未指定）などが挙げられる。このうち、大正7年（1918）に開業し、昭和46年（1971）に廃止された横荘線は、横手から浅舞、雄物川、大森の各地域を結び、住民の交通手段であるとともに、穀物・森林資材を運ぶ輸送手段であった。廃止された路線の大部分は、道路として利用され、雄物川地域には昭和5年（1930）建設の「金屋隧道」や「御岳隧道」が残る。このほか、「旧郡立農事講習所養蚕地下冷蔵庫」（増田地域・未指定）は、蚕の孵化時期を変動させるために蚕養種を冷蔵する施設であり、この地域で盛んであった養蚕業を示す数少ない施設である。

御岳隧道

2）美術工芸品

絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍、古文書、考古資料、歴史資料に分類した。近世以降の作が多く、古代や中世の資料は、遺跡からの出土や市内の社寺に伝世するものにほぼ限られる。

絵画

絵画は、中世では明応年間（1492-1501）の銘がある「長安寺 方便法身尊像」（横手地域・市指定）のように仏画が多く、江戸時代以前の作と伝わる「当麻曼荼羅図」（山内地域・市指定）は「百万遍念仏（黒沢）」（山内・未指定）の行事でも使用される。江戸時代後期では地元絵師による作品がみられるようになり、狩野派の戸村後草園（1768-1854）や四条派の加瀬谷東嶺（1788-1836）などの作例がある。明治以降では地域で著名な画家の作品が多くみられ、明治32年（1899）作の「戸村義国画像 寺崎廣業筆」（横手地域・市指定）などの中央画壇で活躍した画家の作品や、明治19年（1886）作の「琴棋書画佐野江洋筆 六曲屏風」（平鹿地域・市指定）などがある。なお、絵画には「長安寺 方便法身尊像」のように、作品の背景にある歴史性を評価し、本市では「歴史資料」として指定される例もある。

戸村義国画像
寺崎廣業筆

彫刻

彫刻の代表的なものに仏像が挙げられ、奈良時代から現代までの作例が確認される。平安時代末作の「木造阿弥陀如来坐像」や「木造十二神将」（いずれも横手地域・県指定）、鎌倉時代作の「天仙寺 如意輪観音菩薩坐像」（横手地域・市指定）が代表的なもので、江戸時代も「正法寺 七面大天女立像」（横手地域・市指定）など仏像が多いほか、大坂冬の陣で武功のあった「戸村義国坐像」（横手地域・未指定）などの、戦国武将の肖像彫刻もある。このほか、十文字地域出身の彫刻家皆川嘉左ヱ門（1942-2018）の作品が多く残り、市内各地に展示されるほか、大雄地域の重福寺には皆川が自作の「仁王像」（大雄地域・未指定）がある。

天仙寺 如意輪観
音菩薩坐像

工芸品

工芸品は、平安時代から明治時代にかけての資料が確認されており、鎌倉時代の正元元年（1259）の銘がある「銅錫杖頭」（横手地域・国指定）や、室町時代作の「圓浄寺金銅装笈」（横手地域・市指定）のほか、江戸末期のものとされる「正藍浅舞絞り単衣着物」（平鹿地域・市指定）などがある。また、近世から近代にかけて市内丘陵部を中心に陶工が活躍し、「中山焼」（平鹿地域）や「深井焼」（雄物川地域）、「焼山焼」（増田地域）などが焼かれ、県や市の指定を受けている。

銅錫杖頭

書跡・典籍

書跡・典籍には、中世作の「雪村友梅、梅花帖詩」（横手地域・県指定）のような著名な禅僧によるものや、浄土真宗系寺院で所蔵する六字名号（未指定）のほか、貞治4年（1365）の「写経（大般若波羅蜜多経）」（横手地域・県指定）のように、歴史及び宗教史研究の上で重要な資料がある。

写経（大般若波羅蜜多経）

古文書

古文書は、中世末期のものが波宇志別神社の別当家などに残る例もあるが、多くは散逸している。近世以降は大半が記録類であり、慶安元年（1648）の「八柏村検地野帳」（大雄地域・市指定）や、明和8年（1771）から明治

3年（1870）までの肝煎の記録である「田村郷日記」（大雄地域・市指定）などがあり、近世後期以降の帳簿などは比較的多く残る。古文書は、各旧市町村史の編さん事業において広く調査が行われており、編さん資料としてリスト化されている。なお、古文書でも絵画と同様に、本市では「歴史資料」として指定される例もある。

八柏村検地野帳

考古資料

考古資料には、埋蔵文化財発掘調査で出土した土製品や石製品などが多くあり、縄文時代の「オホン清水A遺跡出土　石棒」（横手地域・市指定）は、長さ82㎝で完全な形で出土している。奈良時代では蝦夷塚古墳群出土の「玉類」（雄物川地域・県指定）があり、平安後期では、大鳥井山遺跡から出土した陽刻の装飾が特徴的な「石」（横手地域・未指定）などがある。このほか、平安時代の「経甕」（大森地域・県指定）のように、近世以降に掘り出され保管されていた資料もあり、平安時代末期から鎌倉時代初頭に構築された閑居長根一号経塚から明治時代に掘り出された「古鏡蓋付陶製経壺」（横手地域・県指定）は、経甕の蓋として「葦雁鏡」が利用されていた。こうした埋蔵文化財出土資料の多くは資料館施設等で展示されるほか、公立施設に収蔵されている。このほか、市内に残る板碑の多くは街道や館跡周辺で確認される。貞治2年（1363）の「板碑」（増田地域・県指定）のように、中世の紀年銘と梵字が刻まれる板碑などがある。表面の摩滅が著しいが、確認されるものでは南北朝時代の北朝年号の紀年銘が残される例が多い。

県指定　玉類

指定日：昭和35年3月1日

考古資料。奈良時代に形成された雄物川地域に位置する蝦夷塚古墳群から昭和33年(1958)に出土したもので、瑪瑙勾玉４点、水晶勾玉２点、水晶切子玉10点、碧玉管玉１点、碧玉大玉１点、紺色小玉４点の計22点である。古墳群は、東西60m、南北120mの範囲で17基の群をなしている。玉類・刀子・鉄鏃・土師器の坏と甕、須恵器の甕などが出土している。

玉類

歴史資料

指定等の措置を受けたものでは、弘化2年（1845）の「沼館村絵図」（雄物川地域・市指定）などの絵図類が多く、雄物川舟運の隆盛を示す明治18年（1885）の「八幡神社 船絵馬」（雄物川地域・市指定）や、大正から昭和にかけての資料73点で構成する「羽後交通横荘線鉄道資料」（雄物川地域ほか・市指定）などがある。このほか、横手城二の丸跡にある昭和11年（1935）年建立の「小野寺氏顕彰碑」（横手地域・未指定）や、昭和3年（1928）建立の「藤原利三郎頌徳碑」（増田地域・未指定）など地域に功績のあった人物顕彰碑や、歴史上の事象を記した記念碑が多くある。こうした碑は、人物の邸宅跡や事件現場などに建てられる場合が多く、ランドマークとしての役割も担う。また、「石町の建石」（横手地域・未指定）のように江戸時代の文献に記載され、地名の由来となっているものもある。

市指定　田根森村適産調及び絵図

指定日：平成20年2月22日

歴史資料。雄物川郷土資料館所蔵。県内外で営農について指導し農聖とも呼ばれる石川理紀之助(1845-1915)及びその門弟によって実施された農村調査、いわゆる「適産調」の報告書である。調査報告書は調査書４冊及び絵図２枚によって構成される。明治32年(1899)に実施された田根森村(大雄地域)の４つの集落について、土壌調査の結果や土壌種別ごとの反別分けがなされ、形図等も付される。

田根森村適産調及び絵図

その他

本市にはまとまって資料の寄贈や借用を受けた例が複数あり、公立施設でそれぞれ一括して保存される。絵画では、横手地域出身の洋画家佐々木宗一郎（1910-1997）の作品（未指定）が美術品収蔵庫に、雄物川地域出身の洋画家木村榮治（1925-2002）の作品（未指定）が雄物川郷土資料館に収蔵される。また、増田地域出身の漫画家矢口高雄（1939-2020）の「釣りキチ三平　原画」（未指定）等のマンガ原画 42,000 点を含む 406,000 点あまりのマンガ原画を横手市増田まんが美術館で収蔵しており、整理や展示とともにアーカイブ化が進められている。

「南十字星」
佐々木宗一郎

「四万十川のアカメ」
の一コマ
『釣りキチ三平』より

複数の類型資料からなる一括資料としては、金澤八幡宮に伝わる様々な資料が後三年合戦金沢資料館（県指定・市指定含む）に、戦前に現在の横手高校などで教鞭をとった作家石坂洋次郎（1900-1986）の関連資料（未指定）が石坂洋次郎文学記念館に収蔵される。また、西成瀬地区交流センターには「豆本」や「書票」などからなる増田地域出身の郷土史家高橋友鳳子（1899-1996）関連資料（未指定）がある。雄物川郷土資料館には、民俗資料や考古資料からなる横手地域出身の郷土史家薄葉篤蔵（1911-1989）関連資料（未指定）があり、かまくら行事に使用した衣装の「ボッチ」や「犬コ」と呼ばれる「しんこ細工」などの有形民俗資料が含まれる。このほか、旧日新館に居住したＭ．Ｍ．スマイザー（1875-1955）が撮影したガラス乾板や、図書、生活用品等の資料（未指定）を市教育委員会で保存する。平鹿図書館には、図書や文書類からなる平鹿地域出身の郷土史家細谷則理（1866-1942）関連資料（未指定）、雄物川図書館には、全国的に活動したジャーナリストむのたけじ（1915-2016）関連資料（未指定）が収蔵される。

「若い人」
石坂洋次郎

豆本「義経千本桜」（喜多川歌麿）文化 10 年（1813）
9.5cm × 6.3cm

（2） 無形文化財

芸能、工芸技術に分類した。いずれも近世以降の起源をもつとされる。

1） 芸能

芸能のうち、「岡本新内」（雄物川地域・市指定）は市内に様々な流れがあり、唄と踊りが伝承されている。このほか、作家石坂洋次郎（1900-86）が著した小説「青い山脈」の映画化にあたり、藤山一郎（1911-1993）が歌った主題歌「青い山脈」や、昭和 20 年（1945）夏に増田地域の沢口集落付近で撮影された映画「そよかぜ」の主題歌で、旧増田町の名誉町民であった並木路子（1921-2001）が歌った「リンゴの唄」などは、現在もなお地域の住民の郷愁を誘うものとなっており、芸能に分類している。

2） 工芸技術

工芸技術には、近世から近代初頭に起源をもつとされる「十文字和紙」製作（十文字地域・市指定）や「中山人形」製作（現在は横手地域・未指定）、「あけびづる細工」製作（横手地域・未指定）、「浅舞絞り」技術（平鹿地域・未指定）などがある。こうした工芸技術の多くは、生産を職業とする家内制手工業であり、材料調達の可否と後継者の有無が工芸技術における技の継承に直結している。既存調査で把握していながら現在は廃業した例も多い。

十文字和紙　製作

（3）民俗文化財

1）有形民俗文化財

衣食住、生業、信仰、年中行事・祭礼、民俗芸能等に分類した。市町村合併以前より自宅の解体や改装に伴う有形民俗資料の寄贈が相次いだことにより、市では多くの農具をはじめとした資料を資料館施設等で収蔵する。

衣食住

衣食住は、主として近代の家具調度品や衣類等を、農業関係資料とともに市内資料館施設等で収蔵する。

生業

生業は、雄物川郷土資料館で漁撈や稲作、養蚕に供する各種資料を展示するほか、「横手藍染 染型紙」（未指定）も収蔵する。また「中山人形 原型」（横手地域・市指定）は、創始者の作とされる明治期の原型 10 体である。このほか、山内地域の土渕集落を中心に、伝統食である「いぶりがっこ」を製造する「燻し小屋」（未指定）が広がる。

市指定　中山人形　原型

指定日：平成29年1月24日

市の代表的な郷土玩具の一つである中山人形の原型10体。中山人形の創始者といわれる樋渡ヨシ（1868–1933）の製作とされる。中山人形は、明治7年（1874）頃より平鹿郡吉田村中山で作られ始めた土人形で、節句物、縁起物、歌舞伎物、武者物、童子物、説話物など多岐にわたる。干支土鈴は、昭和54年（1979）と平成26年（2014）に年賀切手の意匠に採用された。

中山人形 原型

信仰

市内に広く、民間信仰にまつわる石造物（信仰塔）や地蔵堂などが現存しており、後年神社境内に移されているものが多いが、農村集落では街道沿いに置かれるものも多い。鹿島塔や日待の庚申塔、月待の二十三夜塔のほか、鳥海山塔や出羽三山塔、秋田県特有の太平山三吉塔、保呂羽山塔などの山岳信仰塔も多くある。これらは、近世から近代に建立されたものが多く、各旧市町村史等で取りまとめられている。このうち舟運の安全を祈願したいわゆる「金毘羅塔」は、古くは文化 14 年（1817）の「金毘羅大権現塔」（雄物川地域・未指定）から明治 32 年（1899）の「金刀毘羅大神塔」（雄物川地域・未指定）、「金毘羅権現塔」（増田地域・未指定）までの建立が確認され、在郷町を中心に広く分布する。金毘羅信仰塔は、雄物川などでの舟運の安全を祈願して、荷の受発注を行った商人や有力者らが建立したものが多いと推測される。明治 38 年（1905）の奥羽線開通による舟運の衰退と相まって金毘羅信仰塔の建立も消滅したとみられることが示すように、民間信仰にまつわる石造物は、当時の地域の歴史的背景や世相を示している例が多い。このほか、雄物川流域の風土病であるツツガムシ病を忌避するために建立された「ケダニ地蔵」（未指定）が、雄物川流域の各地に分布する。

山岳信仰塔（横手地域）
中央の「保呂羽山・御嶽山・高岡山信仰塔」は
明治 4 年（1871）建立

年中行事・祭礼

年中行事・祭礼には、かまくら行事に使用した明治時代の「祭具」（横手地域・未指定）があり、かまくら館などで収蔵する。雄物川郷土資料館では、「享保雛（内裏雛）」（雄物川地域・市指定）や古今雛、御殿雛（いずれも未指定）に加え、明治から大正にかけてこの地域の富裕層が盛んに制作した「横手押絵」（未指定）を収蔵する。押絵はひな祭りの際に飾られ、縮緬などの端切れを使い、顔は絵師に描かせていたという。

民俗芸能等

民俗芸能等には、獅子舞や神楽などで使用された獅子頭や神楽面等がある。室町時代から江戸時代初頭の「金澤八幡宮 神楽面」（横手地域・市指定）は市内で最も古い作例とされるほか、現存する多くの民俗芸能に関する資料は近世以降のものである。なお、民俗芸能に関する資料には、前述の年中行事・祭礼に関する祭具と合わせ、現在も社寺での祭礼や民俗行事において使用されている古い資料もあるとみられる。

2）無形民俗文化財

風俗慣習として、衣食住、生業、信仰、年中行事・祭礼、民謡、食、伝承に分類したほか、民俗芸能、民俗技術に分類した。祭礼と年中行事が主体であり、大半が近世あるいは近代に起源があるとみられ、中世に起源がさかのぼる例は稀である。無形民俗文化財は、市内の歴史文化遺産の中で最も「横手らしさ」を具現化しているともいえる。

風俗慣習（衣食住）

衣食住には、地域や各家庭で紡いできた風習なども含むため、全容の把握は十分ではない。また、時代の変遷によって既に社会コミュニティにおいては実施されていないものも確認される。このうち娯楽に関するものとして、各地で祭礼などに合わせて催される「花火」があるが、「増田の花火」（増田地域・未指定）は、令和元年（2019）で 96 回の開催を数える伝統行事であり、かつては、奉納花火として実施されていたとされる。同じく秋に収穫された「いものこ（サトイモ）」等を持ち寄り、野外で「いものこ汁」を作って食べる行事は、当地では「なべっこ遠足」（市内全域・未指定）と呼称され、市内小中学校では昭和 20 年代後半から遠足行事となっている。また、日常の食生活においては米麹を使う料理の多いのが特徴であり、「発酵（はっこう）文化」が浸透している。

なべっこ遠足

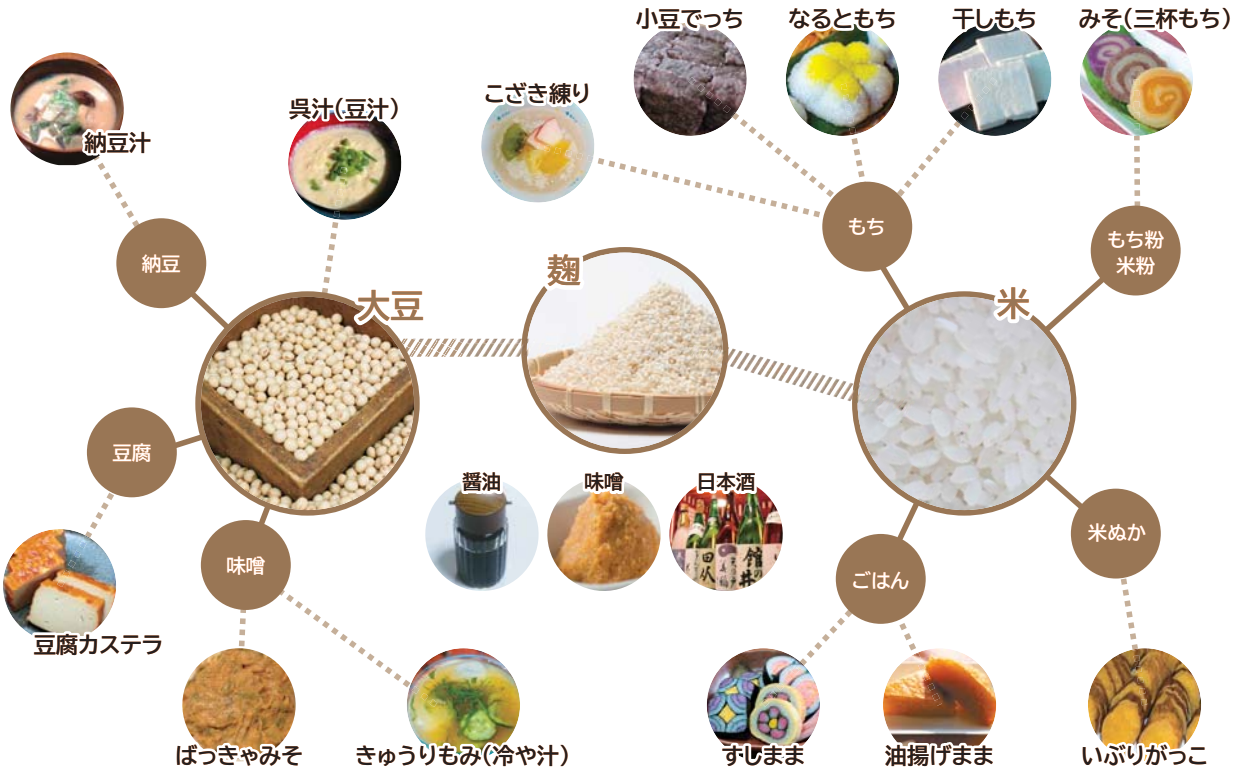

横手の発酵文化概念図（『よこてだいすき』の図版を加筆修正）

風俗慣習（生業）

生業は、市内各地で稲作を代表に、「いものこ栽培」（山内地域・未指定）、「養鯉（ようり）」（平鹿地域・未指定）、「川漁（かわりょう）」（雄物川や成瀬（なるせ）川等の流域・未指定）など、地形や気候を反映した多様な生業があるが、主として農業に関するものが多い。これらのうち、果樹栽培の「りんご栽培」や「ぶどう栽培」（いずれも市内全域・未指定）のうち、りんごは平鹿地域及び増田地域、ぶどうは山内地域での生産が明治時代から行われており、斜面地を利用した良好な景観を創出している。生産された農作物等は、各地に出荷され市場に流しており、本市では江戸時代以降各地に定期市（朝市）が開設され、これを拠点に町が発展し在郷町が形成された。現在定期市が継続

川漁（雄物川地域）

するのは近世に定期市が開設された「増田の朝市」と「浅舞の朝市」（ともに未指定）、大正 11 年（1922）に開設された「十文字の朝市」（未指定）である。なお、町の拡大とともに「発酵文化」も広がり、市内の各地に麹店があるほか、内陸でありながら市内に昆布店が多いことは、北前船がもたらした文化の影響を示すものであり、地域の特色でもある。

当地方では、農家の冬の生業として「出稼ぎ」で東京などの都市部で従事する文化があるが、兼業農家が増加した昭和期をピークに減少している。山内地域の農家は、冬場は「山内杜氏」（山内地域・未指定）として県内各蔵元に出稼ぎをし、酒造に従事する例がある。かつては山間部では「炭焼き」、山内地域では「三又マタギ」のほか、「鍛冶」などの特徴的な生業がみられたが、現在は消滅している。

風俗慣習（信仰）

市内において多様な民間信仰形態を把握しているが、広範なものとして「鹿島信仰」（未指定）があり、雄物川流域などの集落では「鹿島行事」（一部が市指定）が行われるほか、湧泉のある場所ではこれを祀る「清水信仰」（未指定）があり、祭礼や年中行事が行われる。

江戸時代以降、各集落等の共同体で「講」が生まれ、「念仏講」や「恵比寿講」などが組織された。多くは活動を中断しているものの、山内地域では黒沢集落や南郷地区三ツ屋集落で「百万遍念仏」（いずれも未指定）が行われるほか、増田地域羽場集落の「恵比寿講」（未指定）は 11 月に収穫祭として行われるなど、農村集落を中心とした一部の地域で継続する。

百万遍念仏講（山内地域）

風俗慣習（年中行事・祭礼）

年中行事・祭礼は、五穀豊穣を願う生産儀礼に伴うものと、悪霊や疫病退散などの現世利益的な信仰の要素を持つものに大別されるが、原則暦日に合わせて毎年定期的に実施されており、祭礼と年中行事とが一体化し不可分なものとなっているものが多い。「横手のかまくら」や「旭岡山神社の梵天」（いずれも横手地域・市指定）、一部の集落等で行われる「どんと焼き」（未指定）などの小正月行事、「横手の送り盆行事」（横手地域・県指定）や横手地域や増田地域などで行われる「盆踊り行事」（未指定）にみられる盆行事、「ヤマノカミ」（山内地域ほか・未指定）とも呼ばれる山の神信仰に関わる行事をはじめ、多様な形態がある。増田や浅舞、沼館、大森などの在郷町では、鎮守社の祭礼において「神輿渡御行事」（増田、浅舞、沼館は市指定）が行われる。このうち浅舞地区の祭礼では、市内で唯一明治期から「山車巡行行事」（平鹿地域・市指定）も行われる。また、「梵天奉納行事」は小正月から春先にかけて市内各所で行われるが、規模が縮小されてからは「恵比寿俵」のみの奉納となった事例もみられ、現代になって中断した事例も多い。

「鹿島行事」は、呼称は様々だが「鹿島立て行事」と「鹿島流し行事」に大別される。鹿島立て行事は集落境に鹿島人形を立てて、集落への悪霊や穢れが侵入しないように願う行事であり、鹿島流し行事は鹿島人形を舟に乗せて集落を巡り、集落外れで川に流すか燃やすもので、災厄や疫病を集落から送り出すという願いがある行事とされる。鹿島神宮のある常陸国（茨城県）から佐竹氏が秋田に遷った際に伝わった文化ともされるが、主に雄物川流域で継続する行事であるため、雄物川の舟運がもたらした文化ともいえる。鹿島行事には、「藤巻の厄神立て」（大雄地域・市指定）などがある。一方、本市の東端に位置する黒沢集落の「鹿島様のお召し替え」（山内地域・未指定）は、舟運などの影響は薄いとみられ、南部地方（岩手県）の影響を受けているとされる。

風俗慣習（民謡）

民謡は、祭礼や民俗芸能、芸能の際に歌われる歌を含む。このうち、「梵天唄」（未指定）は、各地の梵天行事で歌われており、横手地域ではコンクールも開かれている。

風俗慣習（食）

食は、米の生産が盛んな本市では米麹を使う食文化、「発酵文化」が浸透している。海が遠く雪深いという地理的

条件も、食品を保存させるための生活の知恵として、発酵技術が根付いた要因の一つといえる。山内地域の特徴的な生業である「山内杜氏」は、秋田の日本酒文化の基礎をなし、市内では古くから日本酒の醸造が行われているほか、味噌や醤油、漬物、甘酒なども作られてきた。特徴的な発酵食品には「いぶりがっこ」や、伝統野菜である十文字地域の「新処なす」などを用いて食用菊・もち米・赤唐辛子を加える「なすの花ずし」があり、盆や正月の祝事などに食卓に並ぶ。このほか、本市では全体的に砂糖を多く使う甘めな料理が多く、絞った豆腐に砂糖、卵、塩などを加えて二度練りして焼き上げる県南地域独特の「豆腐カステラ」は、昔から冠婚葬祭の御膳を飾る口取り料理として親しまれる。戦後から広がった「横手やきそば」「十文字中華そば」などの麺文化も広く浸透している。

一方で本市には海藻の食文化も伝わる。「エゴ」は、日本海側の海岸で取れるエゴ草を材料に作る。法事や盆などには欠かせない料理として、御膳の刺身に相当した。また、「おぼろ昆布」は、粘りの強い「がごめ昆布」を 0.07mm 以下に1枚1枚削って作る。削りに使用する包丁は微妙に刃先を内側に曲げる特殊な加工を施しており、全国的に「秋田を入れる」と呼ぶ。市内には昆布店が複数あるが、これら海の恵みの食文化は、北前船を経由した雄物川舟運の影響とされる。

いぶりがっこ

なすの花ずし

横手やきそば

風俗慣習（伝承）

伝承には、横手盆地の開拓に関する「明永長者と明保長者の伝承」や、平安時代の清原氏に関連するともいわれる「満徳長者と地福長者の伝承」をはじめ、地名や場所、人物等、様々な物語が語り継がれている。

民俗芸能

民俗芸能は、集落単位での鎮守社の祭礼や行事に伴い、神楽や獅子舞、番楽等の民俗芸能が、行事に付随する歌舞や囃子などとともに継承されており、氏子となる地域住民が主としてその役を担う。『秋田県の民俗芸能－秋田県文化財報告書第 227 号－』の分類に依ると、神楽は、安土桃山時代からの記録が確認される「保呂羽山の霜月神楽」（大森地域・国指定）にみられる湯立神楽系、「仁井田番楽」（十文字地域・県指定）にみられる山伏神楽系、「深間内神楽」（平鹿地域・市指定）などにみられる伊勢神楽系がある。風流は、「金沢ささら舞」（横手地域・市指定）にみられる一人立獅子舞系、「戸波神社の芸能」（増田地域・市指定）を構成する「草音頭」にみられる盆踊系、「鍋倉囃子」（平鹿地域・市指定）や「今泉祇園囃子」（十文字地域・市指定）にみられるつくりもの風流・祭り囃子系、「金沢八幡宮掛け歌行事」（横手地域・県指定）にみられるその他風流系がある。語り物・祝福芸には「横手万歳」（横手地域）のように消滅した事例がある。田楽や延年・おこない、渡来芸・舞台芸等は、既存調査で把握されていない。

国指定　保呂羽山の霜月神楽

指定日：昭和52年5月17日

湯で体を清める湯立によって一切の穢れを祓う神事。大森地域八沢木地区の波宇志別神社の里宮で、毎年 11 月7日の夕方から8日の朝まで夜通し神楽が奉納される。神殿内に大きな湯釜を2つ据え、それに沸騰した湯を立てる湯立行事が最大の特徴であり、招魂、祝詞などの前行事の後、「保呂羽山舞」など 33 の神事が古式にのっとり行われる。天正 18 年（1590）の「保呂羽山御開山以来之次第」が霜月神楽に関する現存最古の記録として残る。

霜月神楽

（4）記念物

1）遺跡（史跡）

遺跡は、集落跡等、城館跡等、社寺跡等、墓・碑、交通施設、その他遺跡、旧跡・伝承地に分類した。縄文時代から近代にかけて多様な遺跡があるが、開発行為等により記録保存され、消滅したものも多い。

集落跡等

集落跡等には、原始から近世までの集落跡が確認され、縄文時代と平安時代の集落跡が多い。秋田県下でも事例の少ない古墳時代から奈良時代の遺跡が確認されることが特筆される。古墳時代は「一本杉遺跡」（平鹿地域・未指定）、飛鳥・奈良時代は「釘貫遺跡」（雄物川地域・未指定）が代表的な遺跡であり、開発行為にあたっては盛土工法によって遺跡の保全に努めているが、切土などにより消滅する部分については埋蔵文化財発掘調査を行い、記録保存を行っている。市指定となっているものは、埋蔵文化財発掘調査が行われた遺跡のうち、縄文時代の「梨ノ木塚遺跡」（増田地域・市指定）などがある。

城館跡等

城館跡等には、古代の「大鳥井山遺跡」（横手地域・国指定）のほか、中世の山城である「金沢城跡」（横手地域・未指定）、平城である「吉田城跡」（平鹿地域・県指定）や「沼館城跡」（雄物川地域・未指定）、「増田城跡」（増田地域・未指定）、平山城の「横手城跡」（横手地域・市指定）、「大森城跡」（大森地域・未指定）などがある。古代は律令国家や清原氏、中世は平賀氏・南部氏・小野寺氏といったこの地を治めた一族や家臣に関わるものが多い。また、金沢城や沼館城は、それぞれ後三年合戦の戦場となった「金沢柵」、「沼柵」の伝承地に造られたとされる。古代の権威を中世に利用した可能性も考えられ、結果として時代の変遷を経て複合的に利用されている例も多い。

国指定　大鳥井山遺跡附陣館遺跡

指定日：平成22年2月22日

史跡。横手地域に位置する。大鳥井山遺跡は、北側の小吉山及び南側の大鳥井山と呼ばれる2つの独立丘陵上に立地し、自然地形に沿って三方を二重の土塁跡・堀跡及び柵列で囲まれるほか、櫓とされる大規模な掘立柱建物跡を備えた防御性が高い居館跡である。四面庇付掘立柱建物跡が検出されたほか、10世紀後半から11世紀に至る大量の「かわらけ」と呼ばれる素焼きの器が出土している。横手地域金沢地区の同時代の遺跡である陣館遺跡が平成29年（2017）に追加指定された。

調査時の大鳥井山遺跡

社寺跡等

社寺跡等には、現在存続する社寺の旧所在地や、既に廃絶されたが文献上で確認される社寺の跡地などがある。大鳥井山遺跡周辺にある「熊野神社（明永）」（横手地域・未指定）は、かつては塩湯彦神社の里宮であったという伝承があり、東の山地内に「元熊野堂跡」（横手地域・未指定）という広大な敷地が残る。「浅舞の古八幡跡」（平鹿地域・市指定）は、寛政12年（1800）まで八幡神社（浅舞地域）の元宮が所在していた地である。「観音寺廃寺跡」（大森地域・未指定）は、『日本三代実録』に記載された観音寺の可能性がある場所で、埋蔵文化財発掘調査において古代末から中世の寺院跡と確認された。

墓・碑

墓・碑は、中世の経塚、板碑、十三塚、墓所や、近世の墓所・碑などが確認されており、近代初頭の墓所や墓碑なども含む。埋蔵文化財発掘調査で確認されたものには、古代では古墳や火葬墓、中世では木棺墓・土葬墓などがある。経塚は、秋田県内で確認された総数のおよそ半数が横手市に存在し、特に横手地域金沢地区に集中することから、後三年合戦や奥州藤原氏との関わりが考えられている。経塚には考古資料を伴う場合が多く、「閑居長根二号経塚」（横手地域・未指定）から明治41年（1908）に発見された「銅製経筒」（横手地域・県指定）には元久3年（1206）の銘がある。このほか、中世には「小野寺泰道墓所」（横手地域・市指定）など小野寺氏に関連するものがあり、近世以降は「岡本新内」の創始者である「市川団之丞墓所」（雄物川地域・未指定）など、文化芸能をはじめ地域の発展に尽くした郷土の偉人の墓所や「戊辰戦争戦没者墓所」（横手地域・未指定）などがある。このほか、天保4年（1833）の「巳年のケカチ」と呼ばれる飢饉によって流入した死者を葬った「天保無縁塚」（雄物川地域・未指定）などがある。近代以降では、かつて徳川家康の側近であり、横手で晩年を過ごした本多正純親子を偲んだ「本多上野介正純墓碑」（横手地域・未指定）がある。

本多上野介正純墓碑

交通施設

交通施設は、近世に整備されたとされる羽州街道が横手城下から大鳥井山遺跡を経て、金沢地区まで南北に延びているが、江戸時代の名残は一部で残る。大鳥井山遺跡付近では櫓から延びる土橋と接続していることから、古代後期には機能していたとみられる。街道に関するものとして、「一里塚」（未指定）が羽州街道や脇街道の一部に残るほか、寛政6年（1794）に置かれた「薄井の方示碑」（雄物川地域・市指定）などの方向を示すもの（傍示碑）、元和元年（1615）設置の「大沢口の領界碑」（雄物川地域・市指定）のように境界を示すものなどがある。また街道の関所跡として「八沢木番所跡」（大森地域・市指定）や「大沢口境目御番所跡」（雄物川地域・未指定）、「小松川番所跡」（山内地域・未指定）がある。河川交通に関するものとして、近世から近代にかけて雄物川や成瀬川の舟運などで利用された「河港跡」や「船着き場跡」（雄物川地域ほか・未指定）があるが、これらは河川の水量や護岸の状況により、移転を繰り返したとされる。このほか鉄道に関するものとして、廃線となった大正から昭和にかけての横荘線の「駅舎跡」や「停留所跡」（平鹿地域ほか・未指定）がある。

大沢口境目御番所跡
（雄物川地域）

その他遺跡

その他遺跡には、大正期に最盛期を迎えた「吉乃鉱山跡」（増田地域・未指定）などの産業関連遺跡、廃校となった学校用地である教育関連遺跡がある。このほか、打直し検地にあたり、宝暦元年（1751）に古い検地帳を埋めたとされる「十文字の御帳塚」（十文字地域・市指定）や、小野寺義道の家臣が暗殺された地である「八柏大和守殉難の地」（横手地域・未指定）のような歴史的事象を示す場所もある。さらに、大正2年（1913）に設置され、戦前まで地方競馬場として賑わった「大上競馬場跡」（大雄地域・未指定）などの施設の跡地がある。後の「（7）その他（埋蔵文化財包蔵地）」に記載する埋蔵文化財包蔵地（周知の遺跡）についても、大きくはこの分類に含まれる。

八柏大和守殉難の地

旧跡・伝承地

旧跡には平安時代の歌人小野小町（生没年不詳）が化粧水として使った伝承があり、江戸時代の文献にも残る「梅野寒水跡」（横手地域）や、大蛇伝承があり干ばつの際雨乞いが行われた「バチ淵」（大雄地域）、オシドリ伝説のある「赤沼跡」（大雄地域）などがあり、いずれも河川改修やほ場整備、開発行為等により消滅した。伝承地には「沼柵跡」（雄物川地域・未指定）や「金沢柵跡」（横手地域・未指定）をはじめ、市内各地に後三年合戦に関する伝承地があるほか、こうした伝承に伴って無形民俗文化財に分類される「田楽灯籠」（大森地域・未指定）など合戦の際の出来事にまつわる行事もある。また、「雄勝城跡」（雄物川地域周辺と推定・未指定）などの古代城柵官衙遺跡や、坂上田村麻呂が陣営を置いたとされる「将軍邸」の地に所在する「将軍屋敷跡」（大雄地域・未指定）のような地名となっているものもあり、多くの伝承地が各地にある。いずれも史実としての根拠は乏しいものの、江戸時代の文献に記録があるものも多く、「大鳥井山遺跡」や「陣館遺跡」（横手地域・国指定）のように、地域の人々の思いが埋蔵文化財発掘調査の実施に至り、その結果として学術的裏付けがなされ国指定へと歩んだ事例もある。戦前以前から伝わる多くの伝承地は、地域にとっては非常に身近で大切なものとして保全されている。

2）名勝地（名勝）

名勝地は、公園・庭園等、景勝地等、山岳・河川等、眺望地点、湧泉に分類した。公園や個人宅の庭園を除いては、起源は明確でないものが多い。

公園・庭園等

公園・庭園等には、いずれも文化財指定されているものはないが、個人宅の庭園にも近世から近代にかけて整備されたものがある。東京の芝公園などを設計した作庭家の

真人公園

長岡安平（1842-1925）の設計によるものが多く残り、明治 35 年（1902）開園の「横手公園」（横手地域・未指定）や大正6年（1917）年開園の「真人公園」（増田地域・未指定）のほか、個人宅の庭園などを手掛けた。

景勝地等

景勝地等には「滝」に関するものが多い。滝は市内の山間部に多くあり、横手地域の「滝ノ沢」（横手地域・市指定）が名勝地に関する唯一の指定である。このほか、狙半内川の「濃美渓谷」（増田地域・未指定）などがある。

山岳・河川等

市内には、保呂羽山をはじめ、釣瓶山、金峰山、御嶽山、南郷岳など、信仰の対象となった山が多くある。このほか、延宝4年（1676）に藩主佐竹氏の一族によって開削された「山城堰」（大森地域・未指定）などの水路がある。

眺望地点

眺望地点には、標高の高い場所から市街地あるいは田園景観等を眺望できるものが多く、特に秋田県と山形県にまたがる出羽山地の最高峰にあたる標高 2236 mの鳥海山を背景とした景観を眺望する場所が多い。鳥海山は市内各地でみられるが、地形や周辺環境に応じて様々な表情を見せている。特に市内東部から望む姿は、美しい円錐形であることから「出羽富士」とも称され、親しまれている。

市指定　滝ノ沢

指定日：平成7年3月16日

横手地域唯一の滝の景勝地で、古くから滝ノ沢霊場として知られる。苔に覆われた岩棚を、白糸のような水が流れ落ちる。江戸時代には藩主佐竹義宣の側室、岩瀬御台も好んで訪れた。大山順造・細谷則理など郷土史家の発願により、昭和10年（1935）に石工・福田新三郎が彫った三十三観音が安置され、10月に開眼式が行なわれた。

滝ノ沢

湧泉

沼には、長者伝説のある「黒沼」（山内地域・未指定）のように伝承を伴うもののほか、トミヨ属（淡水型）とトミヨ属（雄物型）が生息する「琵琶沼」（平鹿地域）のように、種と併せて生息地指定（県指定）されているものもある。湧泉は、特に平鹿地域を中心に広く分布する。個人の家でも「自噴井戸」（未指定）として周囲を石積みで養生し、その下方に石造りの桝を設けて洗い場とし、横に祠を設けて水神を祭る例がみられ、毎年水神祭りを行う例もある。

湧泉に設けられた石造りの洗い場と祠（平鹿地域）

3）動物、植物、地質鉱物（天然記念物）

動物、植物、地質鉱物で分類している。

動物

魚類のうち、氷河期からの遺存種であるトミヨ属（淡水型）とトミヨ属（雄物型）は、一年を通して 15℃前後の湧泉などに混生しているが、全国で唯一両種間に生殖隔離の存在が判明する湧泉が平鹿地域を中心に複数あり、このうち良好な環境をとどめる「琵琶沼」「天龍沼」及び「荒小屋沼」が、「トミヨ及びイバラトミヨ生息地」として指定される（平鹿地域・県指定）。鳥類では、県内で繁殖例が少ない「カンムリカイツブリ」や「ササゴイ」、横手公園熊野堂沼東岸のサギ類（アオサギ、ゴイサギ、ダイサギ、アマサギ等）のコロニー（集団営巣地）が観察される。なお、市内には特別天然記念物の「ニホンカモシカ」が分布する。

植物

植物には、「筏の大スギ」（山内・県指定）のような神木のほか、船を繋いだ「造山の傘杉」（雄物川・市指定）や城の造営にあたり人柱を埋めたとされる「二本杉」（増田・市指定）のような歴史的伝承を伴うものもある。多雪地帯のブナ林などに春を告げる「ユキツバキ群生地」（山内、平鹿・未指定）は、群落としては北限の貴重種である。

水辺の植物も豊富で、平鹿地域の水路などにみられる「エゾミクリ」（市内全域・未指定）、「イトイバラモ」や「フサタヌキモ」（いずれも横手地域・未指定）は、全国的に生息地が限られる。

地質鉱物

地質鉱物のうち、特筆すべきものに泥炭がある。雄物川右岸の大雄地域から平鹿地域を中心に、地下に泥炭層がみられ、地域では「根っこ」と呼ばれる。レンガ状に切り取られた泥炭は本市一円で販売され、平成8年（1996）頃まで燃料として利用されていた。また、本市域には、金・銀・銅・鉛・亜鉛を含む「黒鉱」と呼ばれる金属鉱床が東西の山地に分布している。東側では増田地域の吉乃鉱山や、山内地域の南郷鉱山などで採掘され、昭和 30 年（1955）代までに操業を終えた。

根っこ

県指定　筏の大スギ

指定日：昭和63年3月15日

天然記念物。樹高およそ43m、幹周り11.8m、樹齢およそ600年とされるが800年あるいは1200年との説もある。地上約5.5mのところで主幹が東西の支幹に分岐し、上方に開いて直立する。両支幹とも地上約20m付近の高所から横枝を張り出す。

古来より「番神の大杉」「授乳の神木」とも呼ばれ、『雪の出羽路』にも記録がある。比叡山神社の境内に立つ。現在も神木として樹下に小さい祠を安置し、信仰を集めている。

筏の大スギ

（5）文化的景観

文化的景観は、秋田県及び本市の文化財保護条例では定義されておらず、国の文化的景観の選定を受けているものもない。しかし、この地域の地形や気候から育まれた生業や、生み出された様々な有形無形の文化的所産は多数あり、こうした素材が地域の個性を生み出しているという歴史的特性から、様々な類型の歴史文化遺産を包含することで文化的景観が構成されるものと位置付けている。国の調査では、大雄地域の「ホップ畑と鳥海山」（大雄・未指定）が把握されている。このほか、りんごやぶどう、さくらんぼなどの果樹生産景観や水田景観、「いぶりがっこ」の加工品生産景観などがある。近年、横手市景観計画や横手市歴史的風致維持向上計画の策定により、景観への意識の高まりもあり、今後文化的景観の把握が進むものとみられる。

（6）伝統的建造物群

伝統的建造物群は、秋田県及び本市の文化財保護条例では定義されておらず、本市では、横手市伝統的建造物群保存地区保存条例を別途制定し、伝統的建造物群保存地区として都市計画決定した「横手市増田伝統的建造物群保存地区」（増田地域）が、重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。

横手市増田伝統的建造物群保存地区

「横手市増田伝統的建造物群保存地区」（以下、保存地区）は、南北約 420 m、東西約 350 m、面積約 10.6ha の範囲で、現在の町割りはほぼ近世末期の状況を踏襲する。敷地は、通りに沿って間口5～7間、奥行 50 ～ 70 間程度の短冊型に割られ、通りに面した店舗兼住宅である主屋の背面に、主屋と連続する鞘付土蔵が接続し、その背後の庭に独立した土蔵や付属屋がつく。敷地の半分以上を占める主屋と鞘付土蔵は、正面から裏口まで直線状に伸びる「通り土間（トオリドマ）」を南側に設け、奥行 50 mにも達する長大な内部空間を作り出している。当地では、鞘付土蔵の土蔵部分は「内蔵」、独立した土蔵は「外蔵」と呼ばれる。主屋は主に切妻造妻入、二階建、鉄板葺（かつてはこけら葺）であり、正面に奥行1間ほどの下屋を設ける。屋根の螻羽を大きく出し、正面妻面に、実際の小屋構造とは関係なく、化粧梁を何段も重ねている。主屋背後に接続する鞘付土蔵は、土蔵とそれを覆う鞘建物からなる。正面と背面に掛子塗の扉を構え、壁は磨き上げられた黒漆喰塗または白漆喰塗とする。開口部の扉及び腰は、当地では「サヤ（鞘）」と呼ばれる組子の意匠を持つ漆塗の木枠で養生される。

主として明治初頭から昭和 30 年（1955）代までに建てられた主屋や、江戸後期から昭和 10 年（1935）までに

建てられた土蔵などの建築物 130 件、門や塀、水路の石積護岸などの工作物 12 件が伝統的建造物に、庭、樹木や水路 13 件が環境物件に特定されている。このうち、明治初期建築の佐藤家住宅及び明治 22 年（1889）建築の旧松浦家住宅の2件5棟は国指定（建造物）である。また、市指定（建造物）が9件 14 棟、登録有形文化財（建造物）30 棟が所在する。なお、保存地区を含む周辺の 46.6ha についても、横手市景観計画に基づき景観重点地区に指定される。概ね近世末期の町割りを踏襲しているが、保存地区に比べると敷地や建造物の規模は小さく、住宅建築を主とし鞘付土蔵も減少する。しかし、建造物の主屋などの技術的特性は保存地区に類しており、明治初頭から昭和 30 年（1955）代までに建てられた歴史的建造物も多く残る。

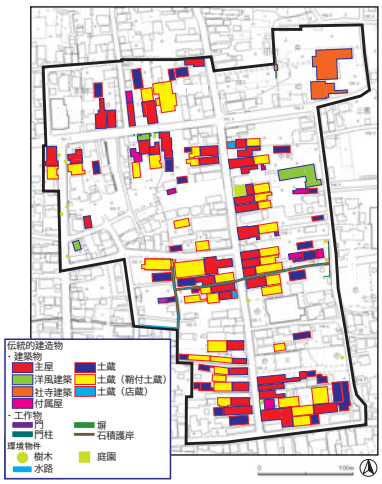

横手市増田伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物

このほか市内で把握された伝統的建造物群は、近世の地割形状を踏襲している事例が確認されるのみであり、建造物はほぼ近代以降の建築になる。昭和中期までは茅葺の農家や切妻造妻入で前庇を有する伝統的な形式の町家が町並みを形成していたが、豪雪の影響もあって随時建て替えられている。主として街道に沿って伝統的な町並みが散見され、平鹿地域浅舞地区には店舗兼住宅の町家、大雄地域新町集落や雄物川地域谷地新田集落などには農家の町並みが残る。一方街道沿いにない農村集落には、雄物川地域石塚集落や増田地域小栗山集落などがある。このほか、横手城下にある旧武家地「内町」の一部である羽黒町や上内町は景観重点地区に指定されており、戊辰戦争で建造物は焼失したが、地割は藩政期の様相を残し、切妻造あるいは入母屋造妻入を主とし、入口には唐破風の屋根を持つ玄関を構えた明治期以降に建てられた住宅が随所に残る。前庭の植栽には、杉のほか「横手柿」と通称される柿を植えるところも多い。対して、旧町人地「外町」の一部、大町や四日町でも伝統的建造物が多く残る。

新町の町並み（大雄地域）

（7）その他（埋蔵文化財包蔵地）

埋蔵文化財包蔵地は、文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地（周知の遺跡）としての取扱いを受けており、平成 20 年3月 31 日現在の周知の遺跡が秋田県遺跡地図（平鹿地区版）によって取りまとめられ、571 か所の遺跡が掲載される。内訳は横手地域 192、増田地域 58、平鹿地域 78、雄物川地域 122、大森地域 43、十文字地域 14、山内地域 54、大雄地域 10 である。開発行為等が生じた場合は、横手市教育委員会が法に基づく対応を実施している。